

郡山女子大学

自己点検・評価報告書

令和4年6月

目次

自己点検・評価報告書.....	1 頁
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2 頁
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	21 頁
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	24 頁
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	24 頁
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25 頁
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	31 頁
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33 頁
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	33 頁
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	42 頁
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	59 頁
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	59 頁
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	63 頁
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	66 頁
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	67 頁
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	70 頁
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	70 頁
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	71 頁
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	72 頁
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、郡山女子大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 30 日

理事長 関 口 修

学 長 関 口 修

ALO 長谷川 貴 弘

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

学校法人郡山開成学園は、戦後の荒廃した世相の中で、女性の高等教育の普及と向上を図り社会の安定に寄与するため、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神として昭和 22 年 4 月教養教育を重視した郡山女子専門学院を創設し令和 4 年に創立 76 周年を迎えた。

元号	月	出来事
昭和 22 年	4 月	郡山女子専門学院創設
昭和 24 年	11 月	財団法人郡山開成学園創立認可
昭和 25 年	4 月	郡山女子短期大学家政科を開設
昭和 26 年	3 月	財団法人を学校法人に組織変更、学校法人郡山開成学園に改組
昭和 30 年	4 月	郡山女子短期大学に保育科及び生活芸術科を増設
		保育科の実習園たる附属幼稚園を付設
昭和 32 年	4 月	附属高等学校を新設
昭和 40 年	4 月	附属高等学校に音楽科、デザイン科、食物科を増設
昭和 41 年	4 月	郡山女子大学家政学部を開設
		大学開設により郡山女子大学短期大学を郡山女子大学短期大学部に改称
		学園創立 20 周年記念式典
昭和 43 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に音楽科を増設
		家政科を家政専攻・食物栄養専攻に分離
昭和 48 年	4 月	附属高等学校デザイン科を美術科に改称
昭和 51 年	4 月	学園創立 30 周年記念式典
昭和 56 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に文化学科を増設
昭和 61 年	10 月	学園創立 40 周年記念式典
	12 月	大学家政学部の既設学科（生活経営学科、被服学科、食物栄養学科食物栄養学専攻）を改編し、人間生活学科と食物栄養学科を設置
平成 4 年	4 月	郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置
平成 5 年	12 月	郡山女子大学・同短期大学部、放送大学学園と単位互換に関する協定を締結
平成 7 年	6 月	ハワイ州立大学機構と姉妹校締結
平成 8 年	4 月	大学院博士課程（後期）を設置
	10 月	学園創立 50 周年記念式典
平成 9 年	6 月	放送大学福島学習センターの母体校となる
平成 12 年	4 月	郡山女子大学短期大学部に専攻科（文化学専攻）を開設
平成 14 年	4 月	大学院に昼夜開講制導入
		短期大学部家政科家政専攻を福祉情報専攻に改称
平成 15 年	3 月	大学院で初の学位記授与 博士（家政学）5 名誕生
	4 月	附属高等学校全日制普通科を、総合学芸・スポーツ健康系・外国語系・自然科学系・人文学系の 5 コース制に改編
平成 18 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科をコース制に改編（生活総合コース、福祉コース、建築デザインコース）
	4 月	学園創立 60 周年記念式典（学内）
	10 月	食生活・栄養研究所開設 学園創立 60 周年記念式典

平成 19 年	4 月	郡山女子大学短期大学部保育科を幼児教育学科に改称
平成 28 年	4 月	学園創立 70 周年学内記念式典（学内）
	10 月	学園創立 70 周年記念式典
平成 30 年	4 月	郡山女子大学短期大学部の既設学科(家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科)を改編し地域創成学科を設置
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成 31 年	4 月	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科にチャイルド・ミュージックコースを開設（音楽科募集停止）
	4 月	郡山女子大学短期大学部家政科福祉情報専攻、生活芸術科、文化学科を廃止
令和 2 年	3 月	郡山女子大学短期大学部音楽科を廃止
令和 3 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科を生活科学科へ名称変更 3 コースを 2 専攻に改編（社会福祉専攻・建築デザイン専攻）
令和 4 年	4 月	郡山女子大学短期大学部専攻科に幼児教育学専攻を開設

<大学の沿革>

元号	月	出来事
昭和 41 年	4 月	郡山女子大学家政学部を開設
昭和 61 年	12 月	大学家政学部の既設学科（生活経営学科、被服学科、食物栄養学科食物栄養学専攻）を改編し、人間生活学科と食物栄養学科を設置
平成 4 年	4 月	郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置
平成 7 年	6 月	ハワイ州立大学機構と姉妹校締結
平成 8 年	4 月	大学院博士課程（後期）を設置
平成 14 年	4 月	大学院に昼夜開講制導入
平成 15 年	4 月	大学院で初の学位記授与 博士（家政学）5 名誕生
平成 18 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科をコース制に改編（生活総合コース、福祉コース、建築デザインコース）
令和 3 年	4 月	郡山女子大学家政学部人間生活学科を生活科学科へ名称変更 3 コースを 2 専攻に改編（社会福祉専攻・建築デザイン専攻）

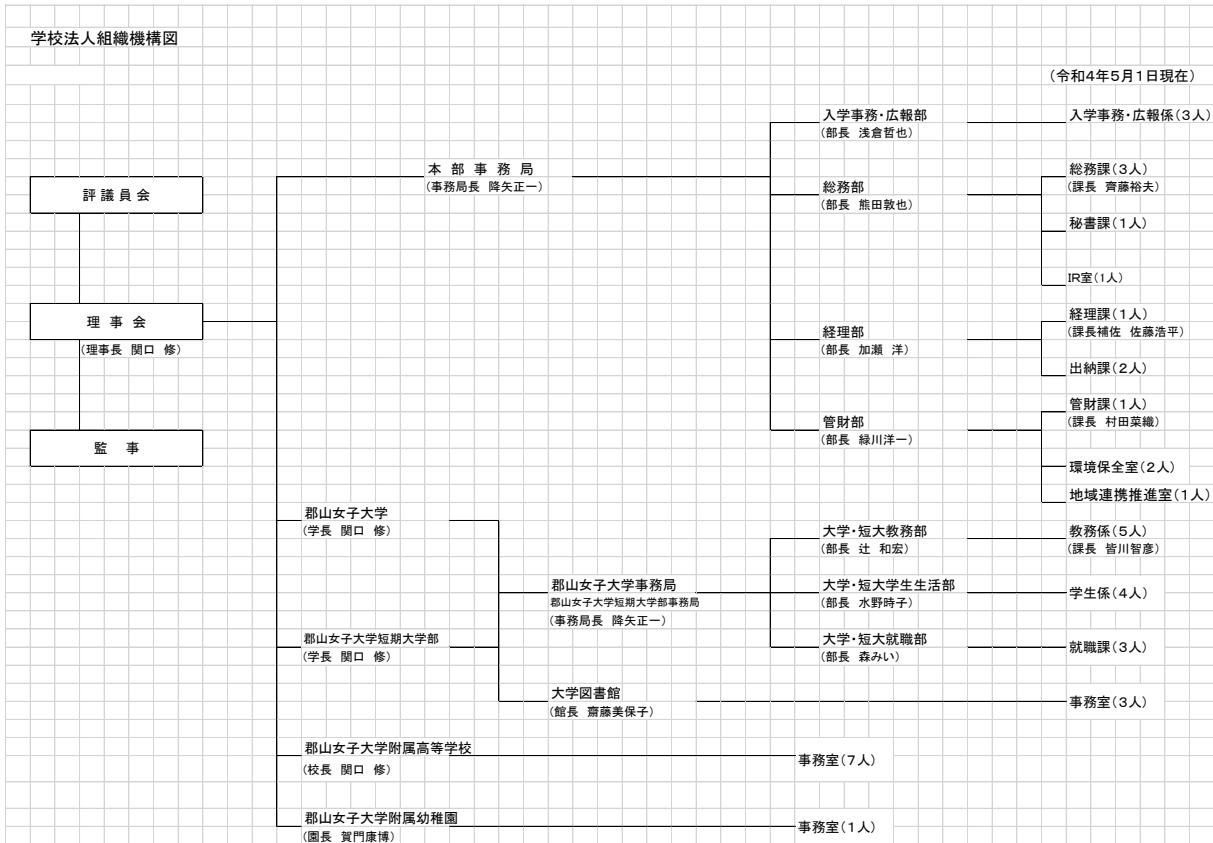
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
郡山女子大学大学院	郡山市開成 3-25-2	13 人	29 人	4 人
郡山女子大学	郡山市開成 3-25-2	120 人	520 人	409 人
郡山女子大学短期大学部	郡山市開成 3-25-2	310 人	610 人	482 人
郡山女子大学附属高等学校	郡山市開成 3-25-2	320 人	960 人	426 人
郡山女子大学附属幼稚園	郡山市開成 3-25-2	50 人	150 人	160 人

(3) 学校法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 学部長 (学科主任) 名

家政学部 生活科学科 山形 敏明
食物栄養学科 西山 慶治

- 研究科長名

大学院 人間生活学研究科長 紺野 信弘

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

<p>(a) 改善を要すると指摘された事項</p> <p>(1) 家政学部人間生活学科の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。</p> <p>(2) 入学者の決定を行うに当たり合否判定会議で審議し学長が決定しているが、教授会の意見を聞いていないので、学則にのっとって行うように改善が必要である。</p>
<p>(b) 対応状況</p> <p>(1) の対応状況</p> <p>・学科の取り組み</p> <p>家政学部人間生活学科では、平成 28 年度以降、同学科科内会議において、学生募集の方針と取り組みについて討議し、在籍学生数比率を引き上げるべく努力を重ねてきた。具体的な取り組みは下記の通りである。</p> <p>平成 28 年度 5 月の会議では、「ブログの掲載数を増やし、認知度をアップさせる。各コース 10 件以上を目標にする。オープンキャンパス参加者の受験率が高いので、オープンキャンパスや教育内容説明会等で人間生活学科の魅力を PR する」（資料 2-1-01）ことを、同年度 6 月の会議では「オープンキャンパスや大学案内、HP の見せ方を工夫し、入学希望者を増やす」（資料 2-1-02）ことを同年度の方針として決定した。</p> <p>平成 28 年度のオープンキャンパスでは、「3 年生の参加者数が増加した。また参加生徒の学校数も増加し」（資料 2-1-03）、更に「リピーター生徒が昨年度よりも増加している」（資料 2-1-03）との結果を得ることができた。同時にその結果に満足することなく、「今後は、HP での活動報告が重要な要素になってくるので、各コースでブログの機会を多くしていくことが大事である」（資料 2-1-03）として、情報の発信に一層取り組んでいくことが決定された。情報の発信については、同年度 11 月の科内会議でも、「ブログ記事作成による広報活動」を行って、「多くの方に人間生活学科を知っていただくよう、情報の発信」に務めることが取り決められた（資料 2-1-04）。</p> <p>翌平成 29 年度 5 月の人間生活学科科内会議では、郡山市内の高校訪問について、入学事務部が担当していた高校も、同学科教員が訪問すること（資料 2-1-05）、同年度 9 月の科内会議では第Ⅱ期高校訪問で「授業料等減免措置や奨学金制度についての説明も含めて人間生活学科をしっかりとアピール」すること（資料 2-1-06）が決定され、同案が実施された。同年度 11 月の科内会議でも、高校訪問時の授業料減免措置についてしっかりと説明することが改めて指示されている（資料 2-1-07）。</p> <p>平成 29 年度 2 月の科内会議でも、引き続き学科の学生増対策について、学科教員からの提案が募られ、「学科・コースの認知度の向上」を目的として、「学科に関する、見やすくインパクトのある広報活動」「地域貢献活動に意欲的に取り組み知名度を上げる」等 27 項目に及ぶ対策をリストアップし（資料 2-1-08）、同年度 3 月の科内会議でも引き続き、学科の学生増対策について審議が継続され、「学科・コースの認知度の向上」「オープンキャンパスの改善」「高大連携の強化・拡充」「教育の質の向上によるブランド力の形成」の 4 つの項目について、各種対策をリストアップした（資料 2-1-09）。</p> <p>平成 30 年度 7 月の科内会議においては、「特待生などは高校在学時の学力が認められた学生、一般生は高校時代最後まで勉強した学生であるので、特待生や一般生の入学者増を目指すことが重要」（資料 2-1-10）との認識の下、在学生の成績について「次年度以降、</p>

成績の推移を選抜区分別に分析する」ことが確認された（資料 2-1-11）。同年度 11 月の科内会議では高校訪問第Ⅱ期において「年内に高校訪問を行い、一般入試に向けて受験のお願い」（資料 2-1-12）をすることが取り決められた。

更に平成 30 年度 2 月の科内会議では、①AO 生と公募推薦生選抜について、②高大連携生について、③一般生について、と各選抜における受験者数の現状と対策について分析・検討が行われ（資料 2-1-13）、同年度 3 月の科内会議でも、学科の学生増対策について教員からの提案が募られ、11 項目に及ぶ対策がリストアップされ、実施を検討することとなった。

・学生募集の取り組み

学生募集全体の取り組みとしては、平成 30 年度学生募集(平成 29 年度実施)より成績優良者奨学金制度を設立した（資料 2-1-14, 2-1-15）。これは郡山女子大学一般生 I 期・センター試験利用 I 期受験者の成績上位者を対象として、授業料を減免する制度である。平成 30 年度学生募集においては所定の成績（得点率 80%）を満たす人間生活学科への受験生が不在であり、人間生活学科における採用が無かったが、2019 年度学生募集においては 2 名を成績優良者として認定し、2 名の入学者を得るなど、学生募集の一助となっている。

また 2019 年度の学生募集では、一般生入学者選抜とセンター試験利用入学者選抜に区別し、受験者に分かりやすくなるよう試験区分を明確にした（資料 2-1-14, 2-1-15）。また卒業生の質の向上を図るため、センター試験利用入学者選抜では、人間生活学科の受験生に対し、必要となるセンター試験の科目を増やすこととした。これらの施策により、質の保証による長期的な学生数の増加を試みている。

・学園の取り組み

学園としては社会ニーズや社会情勢（少子化等）の変化に対応し組織改編を行うため、平成 25 年度より大学教育改革検討委員会が設置され、大学・短期大学部の学科再編が検討されてきた（資料 2-1-16）。短期大学部の学科再編計画が実行されたため、平成 30 年度より組織名を人間生活学科改革検討委員会と改称し、これまでに人間生活学科の組織改革の検討を進めてきた（資料 2-1-17）。人間生活学科改革検討委員会では 2019 年度 6 月 1 日の時点で 11 回の会議をもち、本学の所在県および近県における本学の認識調査などの調査を行い、改編案の検討を行っている（資料 2-1-18）。

また大学・短期大学部のブランディングを扱う大学・短期大学部特色検討委員会では、新たな学生募集のツールとして学科特色冊子の制作をするために学科毎にワークショップを開催した（資料 2-1-19）。学科特色冊子の制作は人間生活学科改革検討委員会における議論に起因しており、学園全体で連動した取組となっている。

上記の学生募集方法の検討および社会動向を考慮した人間生活学科の再編計画の立案・実行により定員充足させることを試みている。

以上、人間生活学科では「学科・コースの認知度の向上」を軸に、同学科の学生増対策について教員から提案を募り、種々の対策を実施・強化してきた。また、学科にとどまらず、学園全体・学生募集部門でも種々の取り組みを行い、学生増対策を行っている。しかしながら、表 1 に見るように、令和元年度現在収容定員に対する在籍学生数の比率は 4 割強にとどまっており、定員充足に向けての改善は途半ばというのが現状である。定員数の充足については、平成 24 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後の福島第一原子力発電所事故の影響による風評被害対応のため、他地域とは比較できないのも事実であるが、今後とも人間生活学科では、定員数の充足に向けて引き続き知恵を絞り、最大限の努力を重ねていく所存である。

2-1-01 人間生活学科科内会議録（平成 28 年 5 月 11 日）

2-1-02 人間生活学科科内会議録（平成 28 年 6 月 1 日）

2-1-03 人間生活学科科内会議録（平成 28 年 9 月 7 日）

- 2-1-04 人間生活学科科内会議録（平成 28 年 11 月 9 日）
- 2-1-05 人間生活学科科内会議録（平成 29 年 5 月 10 日）
- 2-1-06 人間生活学科科内会議録（平成 29 年 9 月 6 日）
- 2-1-07 人間生活学科科内会議録（平成 29 年 11 月 8 日）
- 2-1-08 人間生活学科科内会議録（平成 30 年 2 月 7 日）
- 2-1-09 人間生活学科科内会議録（平成 30 年 3 月 1 日）
- 2-1-10 人間生活学科科内会議録（平成 30 年 7 月 4 日）
- 2-1-11 人間生活学科科内会議録（平成 30 年 11 月 7 日）
- 2-1-12 人間生活学科科内会議録（平成 31 年 2 月 6 日）
- 2-1-13 人間生活学科科内会議録（平成 31 年 3 月 5 日）
- 2-1-14 2019 年度入学者選抜実施要項（大学）
- 2-1-15 2020 年度入学者選抜実施要項（大学）
- 2-1-16 平成 25 年度学校法人郡山開成学園運営組織一覧
- 2-1-17 平成 30 年度学校法人郡山開成学園運営組織一覧
- 2-1-18 人間生活学科改革検討委員会決定事項（第 1 回会議～第 10 回会議）
- 2-1-19 グループウェア回覧板「学科特色冊子_ワークショップ日時（5/22）の連絡」

（2）の対応状況

入学者の決定を行うに当たり、教授会の意見を聞くことを明確にするため、「郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程」を平成 29 年 4 月 1 日に変更した。

変更後の本規程第 9 条では、「合格者の選考は、合否判定会議の意見により学長が決定する」ことが明記され（資料 3-3-01）、さらに第 2 項で合否判定の委員となる者が明記されている。この合否判定会議の委員の意見が教授会の意見を代表することを明らかにするため、第 3 項にて「合否判定会議の委員は、教授会によって承認を受け、教授会の意見を代表する」ことを明記した（資料 3-3-01）。変更後の規程は平成 29 年度 4 月 1 日より施行されている。

以上の規程の変更および施行により、入学者の決定を行うに当たり教授会の意見が反映されることとなり、「改善を要する点」について所定の改善が行われたものと認識している。

3-3-01 郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日変更・施行）

(c) 成果

（1）の結果

公益財団法人日本高等教育評価機構より、「提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点について、改善が認められない」との審議結果があり、「家政学部人間生活学科の収容定員充足率について、改善が認められず、あらためて改善を強く求めるものである」との所見を受けた。

（2）の結果

公益財団法人日本高等教育評価機構より、「提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点について、改善が認められない」との審議結果があり、「合否判定会議は学校教育法施行規則第 143 条の第 1 項第 2 項で定める教授会の代議員会の位置付けになっておらず、合否判定会議の委員の任命をもって、入学者の決定に関する意見聴取を教授会で行っているとは言えないので、改善が認められず、あらためて改善を強く求めるものである」との所見を受けた。

- ① 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし
(b) 対応状況

- ② 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の適正使用・不正防止に係る関係規程（公的研究費の不正防止計画・公的研究費の管理・監査に係る実施基準規程・公的研究費に係る内部監査についての内規・科学研究費補助金事務取扱規程）については、学内グループ・ウェアに掲載し、常時閲覧できる状態にあるとともに、例年開催している科研費説明会において適正使用・不正防止に関して注意喚起を行っている。

また、適正管理を図る組織体制として、「不正防止委員会」並びに「公的研究費内部監査委員会」を組成し、前者については、公的研究費関係規程整備、不正行為防止に係る態勢整備及び不正防止に対する周知・啓発、後者については、各種監査実施による牽制機能の強化を目標としてPDCAサイクルを回す等、公的研究費の適切な運営・管理体制の構築に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

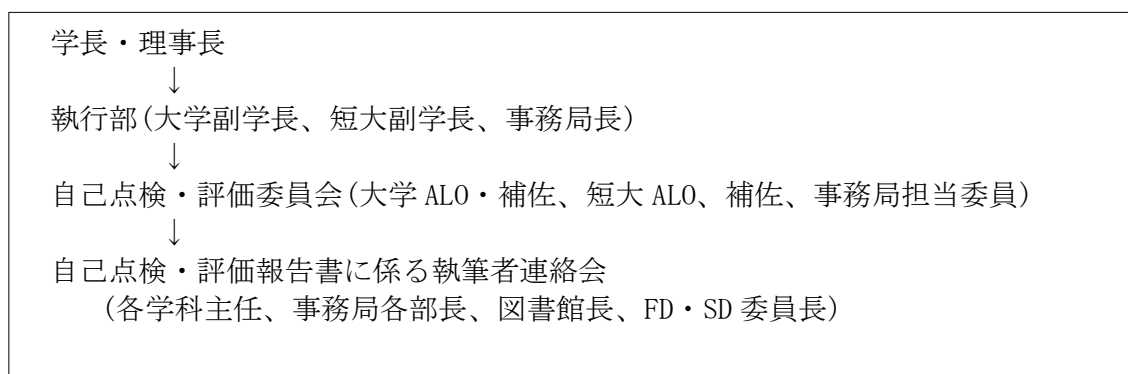
■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

令和3年5月現在

委員会	役職	氏名
	学長・理事長	関口 修
委員長	教授（生活科学科）	石原 正道
副委員長	大学 ALO・教務部副部長・准教授（食物栄養学科）	長谷川 貴弘
副委員長	短大 ALO・図書館副館長・教授（地域創成学科）	桑野 聡

委員	大学 ALO 補佐・教授（生活科学科）	安田 純子
委員	大学 ALO 補佐・准教授（食物栄養学科）	諏訪 雅貴
委員	短大 ALO 補佐・准教授（幼児教育学科）	折笠 国康
委員	短大 ALO 補佐・講師（地域創成学科）	佐藤 愛未
委員	短大 ALO 補佐・講師（幼児教育科）	深谷 悠里絵
委員	大学 ALO 補佐・助教（生活科学科）	大泉 由美
委員	管財部副部長	加瀬 洋
委員	総務部総務課主任	鈴木 美幸
委員	学生生活部 係	國井 佳那子

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、学則第3条の2に「本学は、教育研究の水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めるとともに（「郡山女子大学短期大学部学則」、平成17年4月に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価のための体制を整備した。

平成21(2009)年度に短期大学基準協会の認証評価を受審して「適格」と認定された。この最初の第三者評価の結果はホームページで公開されている。以後、平成24年度には従来の「年度計画書・年度末報告書」の書式を、自己点検・評価の趣旨を強調した形式に改定し、「年度計画」、「年度報告」に概要を記し、「PDCA表」に詳細を記した。さらに自己点検・評価委員会主催による全体教職員会議に於いて、「PDCA表」に基づく中間報告会並びに年度末報告会を開催し、質疑応答とともに各部局の点検・評価を確認し合う機会を得ている。平成25年度からこの「PDCA表」に数値・期限目標、規定項目の目標の記載を義務付けた。また、同年から第三者評価のための認証評価機構の基準項目に沿って、全学的な「自己点検・評価報告書」の作成を実施した。そして平成28(2016)年度に二回目の短大基準協会による認証評価を受審し、「適格」の評価を得た。これを受けて平成29(2017)年度以降は、これまでの自己点検・評価活動の再確認と検討を中心に取り組み、次回の認証評価までに本学らしい自己点検・評価方法の更なる向上を目指そうと努めている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和3年度を中心に）

期日	事項	内容・備考
令和3年4月1日	第1回自己点検・評価委員会	令和3(2021)年度PDCA表・年度計画書の提出等、本年度の業務

		分掌について検討。
令和3年4月28日	第2回自己点検・評価委員会	令和3(2021)年度PDCA表査読日程確認、本年度自己点検・評価委員会のPDCA表計画内容の検討。
令和3年5月12日	令和2(2020)年度自己点検・評価報告書のデータ提出	5月1日付のデータ等の補足を行い、完成させる。
令和3年5月26日	第3回自己点検・評価委員会	令和2(2020)年度自己点検・評価報告書、令和3(2021)年度PDCAの提出状況・査読状況確認。新様式による本年度自己点検報告書の執筆者分担を検討。
令和3年6月23日	第4回自己点検・評価委員会	令和2(2020)年度自己点検・評価報告書の公開のための進捗状況確認。秋に開催予定の「認証評価報告書執筆説明会」の準備について検討。
令和3年7月21日	第5回自己点検・評価委員会	令和2(2020)年度自己点検・評価報告書の公開のための進捗状況確認。秋に開催予定の「認証評価報告書執筆説明会」の準備について検討。次年度の自己点検・評価報告書のていしゅつじきの検討。議事録・起案の保管体制について検討し、事務局長と面談することを決定。
令和3年8月24日	大学・短大基準協会 ALO 説明会(大学用)	委員8名がオンライン説明会を視聴
令和3年8月27日	大学・短大基準協会 ALO 説明会(短大用)	委員5名がオンライン説明会を視聴
令和3年9月6日	第6回自己点検・評価委員会	自己点検評価委員会のPDCA中間チェックを実施。
令和3年9月中旬	令和2年度自己点検・評価報告書の公開	5月1日付のデータ等を補足して完成させ、学長の査読を経てホームページで公開。
令和3年10月20日	第7回自己点検・評価委員会	「認証評価報告書執筆説明会」の準備として観点表の作成を決定。議事録保管に関して「担当者リスト」の作成を決定。
令和3年11月17日	第8回自己点検・評価委員会	「認証評価報告書執筆説明会」の役割分担を確認。自己点検評価報告書とPDCA/年度末報告書の執筆要項を検討。
令和3年11月24日	「認証評価報告書執筆説明会」開催	新書式による報告書執筆のための説明会を実施した。
令和3年12月23日	第9回自己点検・評価委員会	本年度のPDCA表・年度末報告書の提出、および自己点検・評価報告書の執筆依頼の要項を最終確

		認した。
令和4年1月13日	短大定例教授会	令和3(2021)年度自己点検評価報告書の執筆要項を配布して依頼。
令和4年1月27日	第10回自己点検・評価委員会	年度末報告会の準備について検討を実施。認証評価説明会の準備を行った。
令和4年2月16日	第11回自己点検・評価委員会	年度末報告会の準備確認。本委員会のPDCA表年度末チェック、年度末報告会について検討。
令和3年3月9日	第12回自己点検・評価委員会	本年度PDCA表・年度末報告書の提出状況確認。学長より指示のデジタル化のメリット・デメリットの確認について議論。
令和3年3月24日	令和3(2021)年度自己点検評価報告会	講堂大ホールで実施。
令和3年5月13日(予定)	令和3(2021)年度自己点検・評価報告書のデータ提出	5月1日付のデータ等の含む原案をまとめ、査読に入る。
令和3年10月(予定)	令和2(2020)年度自己点検・評価報告書の公開	次年度、認証評価受審のための査読作業の後に、学長の確認を経て公開。

【基準 I ミッションと教育の効果】

【テーマ 基準 I-A ミッション】

＜根拠資料＞

郡山女子大学学則、『建学の意図とその精神について』

郡山女子大学アドバイザー規程

令和 3(2021)年度版「アドバイザーの手引き」

方部別教育懇談会資料

『for the Students』大学案内 2021

2021 年度入学者選抜実施要項

学生手帳『開成』

大学ホームページ

学園報『開成の杜』

創立 70 年学園史 10 ページ

『建学の意図とその精神』

学園創立記念式典時の合唱曲「記念式典歌」「吾子よ」「青春の確かさを今」

キャリアデザイン教材集「キャリアデザイン-初年次教育から実践的就職活動へのサポート」

「郡山女子大学・同短期大学部のキャリアデザイン I のための試案」(平成 28 年 12 月 16 日)

(「本学のキャリアデザイン I の中長期的計画への支援のお願い」平成 28 年 12 月 19 に決起案)

「学校法人郡山開成学園と本宮市との包括連携に関する協定書」

「学校法人郡山開成学園と葛尾村との包括連携に関する協定書」

「学校法人郡山開成学園と小野町との包括連携に関する協定書」

「学校法人郡山開成学園と古殿町との包括連携に関する協定書」

「学校法人郡山開成学園と福島さくら農業協同組合との包括連携に関する協定書」

「学校法人郡山開成学園と株式会社福島民報社との連携協力協定書」

「令和 3 (2021) 年度産学連携・受託事業」

「令和 3 (2021) 年度ボランティア参加 (教員引率分)」

【区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。】

＜現状＞

郡山女子大学は、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神とし、学則第 1 条に「家政学に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする」とその使命・目的を定め、確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな女性を社会に送り出すことを教育目標としている。これらは、教育基本法前文等に示されている内容と同様の理念である。

ミッションは、建学の精神とする、「尊敬」「責任」「自由」に基づいた学則第 1 条に定める教育活動の実践である。創立者であり初代学園長でもあった関口富左は、戦後の混乱期に女性の高等教育機関の必要性を痛感し、家政学を中心とした女子高等教育機関を設立した。新たな時代を担うために、他者との協調を基軸とした「尊敬」、自己の存在を明らかにする「責任」と自己実現と新たな飛躍を求める「自由」を三位一体とした人格形成が図られており、個性を重視し、互いを理解する「個の確立と他との協調」をもって確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな卒業生を社会に送り出すことを目標とした教育が実践されている。

建学の精神は、授業内容のみならず各種行事や学生生活全般において具現化されるよう学生、保護者や教職員への理解共有が図られている。例えば、建学の精神を踏まえた教育活動の展開を

支援するために、個々の学生の生活・教育等の支援を行うアドバイザー制度や「方部会」と呼ばれる地域別教育懇談会が挙げられる。

ミッションは、学園ウェブサイトをはじめ、大学案内『for the Students』、『入学者選抜実施要項』、学生手帳『開成』において、建学の精神として表明されており、教職員や学生はもとより社会一般に広く周知を図っている。各学科においては、新入生・在学生オリエンテーションの際の主任講話の中で建学の精神に関する説明がなされている。また、教職員には、本学の歴史とともに『建学の意図とその精神』について記載された学園史が配布されている。

また、入学式、学内外オリエンテーション、創立記念式典や全体職員会等では、学長より口頭で建学の精神に基づく教育目的についての説明がなされ、ミッションについての確認と共通理解が図られる機会となっている。特に創立記念式典においては、「式典歌」に加えて、教職員から学生に向けて謳われる歌「吾子よ」と学生がそれに応答して教職員に歌い返す「応答歌」の3曲が合唱され、建学の精神の確認が体现されている。

さらに、令和3(2021)年度の共通基礎科目キャリアデザインⅠの第2回授業で「学園の歴史と建学の精神」を実施するなど、時代に適応したミッションの理解の定着・浸透に組織的に努めている。

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

<現状>

地域・社会への貢献については、東日本大震災の原子力発電所事故に伴う被災地域の風評被害の解消に向け、関係自治体と連携のもと、学生とともに積極的に各種事業を展開している。また、中小規模の市町村と包括連携協定を結び、学術的知見や研究成果を住民に還元するなど、地域とともにある高等教育機関としての使命を果たしている。

具体的には、従来から生活科学科（旧人間生活学科）、食物栄養学科において、各学科が市民を対象とした公開講座を各1回実施してきたが、コロナウィルスの感染が社会問題となってからは、開催について検討が行われ、令和3（2021）年度には、食物栄養学科においてのみ会場参加人数の限定、オンライン参加の方法による感染対策を行って公開講座を実施した。

「生涯学習講座」と称する地域女性を対象とした正課授業の開放を昭和60（1985）年度より短大とともに共同で実施している。令和元（2019）年度前期には16講座が開放され延べ32人が受講し、後期には14講座が開放され延べ30人が受講しているが、令和2（2020）年度からはコロナ禍で開放を見送り、令和3（2021）年度も引き続き開放を見送らざるを得なかった。

また、本学では21世紀の国際化に対応するため、英語と中国語を楽しく学ぶことを通して、ことばと文化への理解を深め、コミュニケーション能力を高め、あわせて本学園の国際性の発展を図ることを目的として、平成14(2002)年度前期より「国際交流特別講座」を開講している。令和元（2019）年度は前期に31人、後期は29人の受講者があったが、令和2（2020）年度からはコロナ禍で開講を見送り、令和3（2021）年度も引き続き開講を見送らざるを得なかった。

産学官との連携強化、地域活性化の推進窓口として地域連携推進室を設置し、各学科、事務局各部門と連携して教育成果を還元するための橋渡しを行っている。地域の自治体をはじめとした幅広い社会団体との間で、以下に示す協力関係が構築されている。

〔本宮市との包括連携協定締結〕

平成28（2016）年11月に本宮市と人材育成や人材確保、幼児教育や文化、芸術、健康福祉の増進など5項目について包括連携協定を締結した。

今年度も生活科学科による高齢者への支援活動「本宮市高齢者いきいき交流事業」が本宮市多世代交流施設「あぶくま憩の家」を中心に行われた。

〔葛尾村との包括連携協定締結〕

平成28(2016)年12月に葛尾村と生活全般、食品、福祉、幼児教育、文化、芸術、地域復興に関する包括連携協定を締結した。東京電力福島第一原子力発電所事故により放射線量が高く、住民が住むことができない帰還困難区域が令和4（2022）年3月現在も同村内にはある。

食物栄養学科では、地元の農地を借りて「女子大農場」のネーミングで、地元特産品のエゴマの研究栽培を行っている。地元特産品を六次化商品として開発することで、地元農家の収入の安定化を図り、1人でも多くの村民の帰村を促すとともに1日でも早い東日本大震災及び東京電

力福島第一原子力発電所事故からの復興を企図するものである。

〔小野町との包括連携協定締結〕

平成 29(2017)年 8 月に小野町と子育て、人材育成、健康栄養及び福祉の増進など 6 項目について包括連携協定を締結した。生活科学科が町の将来構想の策定に協力している。

〔古殿町との包括連携協定締結〕

平成 30(2018)年 8 月に古殿町と地域創成、健康栄養及び福祉の増進、子育て、人材育成など 6 項目について包括連携協定を締結した。食物栄養学科においては、地元農産物を生かしたレシピの考案に取り組むとともに六次化商品の開発をめざしている。また、生活科学科及び食物栄養学科においては同町の公民館行事にも協力してきたが、令和 2 (2020) 年度からはコロナ禍で同館の行事が制限され、残念ながら令和 3 (2021) 年度も協力休止の状況である。

〔鏡石町との連携協定締結〕

令和 2 (2020) 年 2 月に鏡石町と食と健康の分野に関する連携協定を締結した。食物栄養学科が町民を対象とした「減塩けんこう教室」の開催による食生活の改善、町内の小学校における食育授業を行っている。

〔福島さくら農業協同組合との包括連携協定締結〕

平成 28(2016)年 8 月に福島さくら農業協同組合 (J A福島さくら) と農産物の振興や教育及び人材育成に食文化の振興、健康、福祉の振興など 5 項目について包括連携協定を締結した。相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進している。食物栄養学科の学生が地元ブランド米「あさか舞」を使ったお弁当のレシピを考案し郡山市内の J A福島さくらの施設において販売が行われてきたが、最近では令和 4 (2022) 年 2 月に販売されている。

〔福島民報社との事業提携〕

平成 29(2017)年 2 月に福島民報社と連携協力協定を締結した。新聞等を活用したキャリア教育の支援、地域課題等に関する共同調査及び研究、人材交流及びインターンシップの実施、教育研究のための新聞記事情報の活用支援等の分野において連携協力を行っている。

〔産学連携・受託事業〕

令和 3 (2021) 年度には、国見町松田家住宅主屋・土蔵・門塀の国登録有形文化財申請調査、エゴマアイスの商品化、鏡石町民を対象とした減塩けんこう教室、鏡石町立小学校における食育授業等、建物の調査、食品の開発支援、健康教室、小学生への食育等の事業等が行われた。

〔ボランティア参加〕

令和元 (2019) 年度までは、高齢者施設からボランティア募集依頼が数多くあり、学生も施設の行事等に積極的に参加してきたが、令和 2 (2020) 年に、コロナウィルスが発生してからは、施設側において感染に配慮して依頼を控えるようになり、学生のボランティア活動はほとんど行われていない状況が令和 3 年度に入っても続いている。

令和 3 (2021) 年度にコロナ禍の中、教員が学生を引率して参加したボランティアには、高齢者との交流事業、建築物の紹介イベント、子ども食堂や食育イベントの運営協力等がある。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は確立しており、学生、保護者、教職員との共有が図られている。今後は、学生が多様化する中で、建学の精神についての理解共有を向上させるための検討を深める。

授業においては本学の場合、オンライン授業の期間は短く対面授業を主に実施することができてコロナウィルスの影響は小さかったといえる。しかしながら、地域社会と大きく関係する各種講座、ボランティア活動は大きく制限せざるを得ず、自治体との活動においても時期・人数の制限、さらに活動自体の見送り、とコロナウィルスにより大きな影響を受けている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

学則第 1 条

学則第 4 条第 2 項及び第 3 項

大学院学則第 1 章総則及び第 2 章研究科の組織

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学習成果評価方針（アセスメントポリシー）

『卒業研究の要旨』

『入学選抜実施要項』

シラバス

カリキュラム・マップ

各学科のディプロマポリシー・ルーブリック

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

＜現状＞

郡山女子大学では、建学の精神に基づき教育目的を、郡山女子大学学則第 1 条において次のように明確に示している。「家政学部に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする。」

これを具体化すべく、人材育成上の目的及び教育研究上の目的を、大学各学科では学則第 4 条第 2 項及び第 3 項、研究科では郡山女子大学大学院学則第 1 章総則及び第 2 章研究科の組織において、以下のように定めている。

- | |
|--|
| <p>2 前項の家政学部生活科学科においては、人間守護の理念に基づく家政学教育の下に専門的な知識と技術を深く教授するため、履修上の区分として、次の 2 専攻を設定する。各専攻における人材養成上の目的及び教育目標は次に掲げるものとする。</p> <p>一 社会福祉専攻</p> <p>福祉社会を切り開く資質豊かな福祉専門家を養成するため、介護福祉と社会福祉に関する専門知識と技術を教授し、介護に関する援助指導及び福祉に関する相談援助指導等の実践能力を養うものとする。なお、社会福祉専攻での介護福祉士養成課程・社会福祉士養成課程の定員は別に定める。</p> <p>二 建築デザイン専攻</p> <p>人と自然の共生を可能にする住環境を柔軟に創造できる建築専門家を養成するため、住生活の在り方及び建築物の本質を探究し、専門的知識と技術及び具体的な手法力を養うものとする。なお、建築デザイン専攻での教職課程（高等学校一種「工業」）の定員は 10 名とする。</p> <p>3 第 1 項の家政学部食物栄養学科は管理栄養士養成施設として、食生活を取り巻く社会環境の変化に対応した国民の健康づくりを支える栄養指導及び食育指導等の専門家を養成するため、人間の健康と栄養に関わる高度の知識と実践的な技能を教授するとともに、管理栄養士の社会的役割の自覚を培い、社会のあらゆる場で指導的役割を果たす能力を養うものとする。</p> <p>第 4 条の 2 本学に大学院を置く。大学院の規則は別に定める。</p> |
|--|

（郡山女子大学 学則第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 条の 2）

<p>第 1 条 郡山女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人間生活学の理論及び応用を教授研究し、生活者の安定と福祉との実現を図るとともに、本学建学の精神による人間性の高揚を図り、生活学の深奥をきわめ、広く文化の進展に寄与することを目的とする。</p>

<p>第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。</p>
--

<p>2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。</p>

<p>第 3 条 本学大学院に修士課程及び博士（後期）課程を置く。</p>

<p>第 4 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p>
--

(郡山女子大学大学院学則 第1章総則、第2章研究科の組織)

以上の教育の目的は、ホームページで学内外に向けて表明している。この目的を受け、大学各学科及び研究科では、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)を策定し、具体的に教育課程を編成して、教養と専門的知識を兼ね備えた人材育成を行っている。

教育目的・目標は、毎年度 PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、課題の抽出と改善策の具体化を進めている。毎年年度末には、学園の全教職員が参加した自己点検報告会を実施し、自己点検・評価を基にして課題の共有を図ってきている。各科及び専攻科で年度末報告書及び PDCA 表を全教職員に公開する体制がとられており、課題の共有を図る体制が整っている。また、常日頃より大学各学科及び研究科では、必要があれば適宜検討を行っている。

大学院及び各学科の教育目的・目標の確立については、以下のとおりである。

大学院

大学院の使命・目的は、「GRADUATE SCHOOL HAND BOOK」の「郡山女子大学大学院の概要」に記載されている。

生活科学科

生活科学学科全体の使命・目的(教育目標)については、建学の精神に則り、「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 大学案内」(以下、「大学案内」)及び学園ウェブサイトにより、学内外に具体的に示している。生活科学学科の個性・特色については、「大学案内」に明示している。

食物栄養学科

食物栄養学科全体の使命・目的(教育目標)については、建学の精神に則り、「大学案内」及び学園ウェブサイトにより、学内外に具体的に示している。食物栄養学科の個性・特色については、「大学案内」に明示している。

また、教育目的については、建学の精神を踏まえた内容を具体的かつ明確に「郡山女子大学学則」及び「郡山女子大学大学院学則」(以下、「学則」)に定めており、各学部、各学科及び各課程の「教育研究上の目的」は、規程に定め、学園ウェブサイトに掲載している。

コロナ禍における座学のオンライン授業の開講、デジタル社会への対応の為に ICT 教材の開発などを行っている。

	入学前・入学生	在学生	卒業生
大学全体の指標 (機関レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・学生調査 ・調査書等の記載内容 ・新入生オリエンテーションアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活アンケート調査 ・休学率 ・退学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与数 ・卒業率 ・就職率 ・進学率 ・卒業時アンケート調査 ・卒業生アンケート調査 ・就職先アンケート調査

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

<現状>

学習成果については、先にあげた本学の建学の精神を反映した郡山女子大学学則第 1 条の教育の目的を達成すべく、大学各学科においては郡山女子大学学則第 4 条第 2 項、研究科においては郡山女子大学大学院学則 第 1 章総則、第 2 章研究科の組織の教育目的に基づいて、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー) を定め、大学各学科及び研究科ごとに明確に示している。また、大学各学科においては、平成 26 年度より導入した GPA 制度を活用した学習成果の測定及び令和元年度より導入した GPA の指標による進級要件、更に「学習成果評価方針」(アセスメント・ポリシー) を定め、客観的に学習成果を点検できる体制が整っている。CAP 制度、GPA 制度を活用した学習成果の運用は着実に進んでおり、学生の意識も定着してきた。各教員は、シラバスに「授業の概要」「達成目標」そして 100 点法による評価基準を記載し、学生への指導及び学習成果の測定・評価を厳守している。また、シラバスはホームページで公開しており、各教員は、シラバス記載時のチェック機会に併せて、他教員の担当する科目との相関についての理解を深めることが可能でとなっている。大学の「学習成果評価方針」は、次のとおりである。

<p>学部等の指標 (教育課程レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験状況 ・新入生オリエンテーションアンケート調査 ・面接、志願理由書内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・DP ルーブリック ・授業・学習状況に関するアンケート調査 ・学生ポートフォリオ ・単位修得状況 ・卒業研究発表 ・進級率 ・公務員試験対策に関するアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・DP ルーブリック ・国家試験合格率 ・教員採用合格率 ・資格・免許取得率
<p>科目の指標 (科目レベル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価(シラバス記載成績評価方法、ルーブリック) ・履修放棄率 ・授業評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門就職率

大学院及び各学科の特性に応じた学習成果の測定、学内外の表明、点検については、以下のとおりである。

大学院

修士課程にあつては、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の幅広い視野に立って精深な学識を有する者、専攻分野における研究能力または高度な専門性を有する職業人として必要な能力を修得したと認められる者に、修士（家政学）を授与する。

博士後期課程にあつては、博士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得したと認められる者に、博士（家政学）を授与する。

以上のディプロマ・ポリシーに基づき、修士論文及び学位申請論文の審査は適正かつ厳密に実施されている。

また、成績評価については、「GRADUATE SCHOOL HAND BOOK」の中で成績評価の方法と基準を明示し、学生に周知徹底を図っている。成績の判定は、学部と同様にS、A、B、C、Fの5段階で実施している。

生活科学科

本学科では「知識・理解」「課題探求力・問題解決力」「志向性、社会的責任」「総合的な学習経験、創造的思考力」という4つの領域に関する人材育成目標のもとに地域社会の福祉・建築・教育分野に貢献する人材育成に努めている

社会福祉専攻（旧福祉コース含む）については、社会福祉士の合格率を主な指標としている。介護福祉士については、毎年、年度末に日本介護福祉士養成施設協会実施の卒業時共通試験を実施し、学習の成果を確認している。建築デザイン専攻（旧建築デザインコースを含む）については商業施設士と二級建築士の合格率を主な指標としている。生活総合コース

(2023年度まで)においては、就職率、教員採用数(率)を主に教育目標達成の指標としている。これらの他、各コースでは、資格試験に関する模擬試験を繰り返し行い、教育方法の点検・評価を行っている。また、3年次より全学生に卒業研究を科し、4年次には卒業研究中間発表会及び本発表会実施し、口頭発表及び卒業論文提出を通して学習成果を公表している。

食物栄養学科

卒業を認める学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。大学共通のディプロマ・ポリシーに沿って、各学科で定めている。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

<現状>

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、平成26年度からの導入に際して各学科において、一体的に会議で議論を重ね策定された。実際に学生指導を経て、入学から卒業までの4年間の学習成果を確認し、学生の実情を踏まえた検討を重ね、修正を行っている。

三つの方針の内外への表明は、『入学選抜実施要項』及びホームページで行っている。毎年改訂される『入学者選抜実施要項』の作成において、学生募集・入学員会では、入学事務・広報部、アドミッションオフィス、教務部の各部署と連携し一貫性があるかどうか全体像を確認している。

三つの方針を踏まえた教育活動については、ホームページで公開しているシラバスとカリキュラム・マップに示される。シラバスには、卒業認定・学位授与の方針との関連が記載され、授業が進められている。カリキュラム・マップは、卒業認定・学位授与の方針と関連づけて作成された。いずれも入学者受け入れの方針を踏まえた上でのものである。

各学科における三つの方針の策定については、以下のとおりである。

生活科学科

アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを建学の精神並びに学科の特性を踏まえ体系的に策定している。これら三つの方針は、毎年学科会議において協議検討し、学生募集・入学委員会及び入学事務・広報部を通じ学長の許可を経て確定している。教育活動はこれら三つの方針を踏まえて行われ、特に卒業認定・学位授与についてはルーブリック評価を用いて評価している。

食物栄養学科

各学科専攻の教育研究上の目的と学びの体系は、広い分野にわたる学部共通の基礎・教養科目を基礎として、その上に学科独自の専門科目の体系が積み上げられて、教育目的に適うよう編成されている。各専門分化した学科ごとの教育研究上の目的は学園ウェブサイトでも公表されている。

<テーマ 基準 I-B-3の課題>

教育目的・目標について、人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかの定期的点検は、新型コロナウイルス感染拡大禍においても、報告会を実施していることから、全学的になされる体制が確立しているといえる。ただ、令和3年度より学生手帳『開成』を廃止したため、学内外での表明はホームページを通じた教育目的の周知のみとなった。学生へはオリエンテーション時で話をしているが、『開成』を使用したものではないため、学生がどの程度理解しているかまでの把握は難しい。教育目的・目標の学生への理解を確認する必要がある。

また、専任教員はシラバス記載時に、自己が所属する学科の授業シラバスをチェックする機会があり、教育目的の定期的な点検を可能としている。ただ、非常勤講師への教育目的・目標の周知については徹底できていない。周知をするための体制の整備が必要である。

使命・目的（教育目標）及び教育目的の意味・内容をより具体的かつ明確に示すため、各学科及び各課程の目的を含め、教育改革協議会で検討を行い、大学教授会に提案し、確認・見直しを行っている。これにより、使命・目的の共有化を図っている。また、デジタルを活用した教育を実施すべく学生へのタブレット活用等の取り組みを実施している。

大学院及び各学科における課題は、以下のとおりである。

大学院

ディプロマ・ポリシーについては、教育・研究のさらなる質の向上に向けて、随時、見直しと改善を行っていく。

生活科学科

社会福祉士、二級建築士ともに合格率平均が20%前半の難関資格である。社会福祉士は4年次の3月に結果が出るため合格者の把握が可能であるが、建築士は卒業後の受験であるため本人の報告による合否把握となる。建築士においては合否報告の徹底を図る必要がある。

食物栄養学科

ディプロマ・ポリシーについては、教育・研究のさらなる質の向上に向けて、随時、見直しと改善を行っていく。

各学科の教育の目的は、各学科におけるPDCAサイクルによる絶えざる確認と反省・改善が実施されている。自己点検・認証評価委員会による年度末報告会で、PDCAサイクルに基づいた年間の振り返りと新年度に向けた課題の共有が全学的に図られている。また、専任教員についてはシラバスチェックや学生による授業評価から、教育目的と学習成果との相関が確認できる仕組みができています。したがって教育効果の改善計画は、総じて組織的に形成・活用されているといえる。

令和元年度より導入した学習成果評価方針そして進級要件の運用に関して、三つの方針と関連させて、学生の実情から効果的な教育を検討していく必要がある。また、非常勤講師のシラバスについて、必要な場合は教務部から修正を求めるよう働きかけていく。昨年度より、高等教育修学支援新制度が導入されたが、教育の効果の検討について、より重要性が高まっている。今後の課題である。

生活科学科

三つの方針に基づく教育活動が、学生に充分理解・周知されているかを確認し、学年毎に理解を深める機会を更に設けることが課題である。

食物栄養学科

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

「自己点検・認証評価委員会規程」

「PDCA マニュアル」

「2021（令和3）年度 自己点検・評価 年度末報告会」プログラム

『自己点検評価報告書』大学ホームページ「大学概要」内「教育情報の公開」「令和2年自己点検・評価報告書」

<https://www.koriyama-kgc.ac.jp/wp-content/uploads/2021/09/0f150de4b3d43bf2c5d79044>

[8bf10c3b.pdf](#)

「郡山女子大学平成 28 年度機関別認証評価調査報告書」(平成 29 年 3 月 公益財団法人日本
高等教育評価機構) 大学ホームページ「大学概要」内「教育情報の公開」「第三者評価」
<https://www.koriyama-kgc.ac.jp/aboutus/hyoka>

「第 3 期 認証評価報告書執筆説明会」資料 (パワーポイント)

学則第 9 条第 2 号、第 3 号

『入学者選抜実施要項』令和 4 年用

令和 3 年度入学生用『単位履修の手引き』

「郡山女子大学履修規程」令和 3 年 4 月 1 日施行

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

大学・短大共同の自己点検・評価委員会が設置され、定期的・継続的な自己点検・評価活動が実施されている。平成 24 年度より年度当初計画と年度末報告に PDCA サイクルが導入され、5 月の委員による査読ののちにグループウェアで公開し、3 月の年度末報告として全教職員参加のもとに報告会が行われるなど、全教職員の共通理解が深まることに努めている。年度末報告書は、5 月の連休明けに前年度の最終データを補充・修正した後、自己点検・評価委員会が確認し、7 月に学長の確認を得て翌月、ホームページで一般公開している。これを受けて平成 28 年度に 2 回目の公益財団法人日本高等教育評価機構による第三者評価を受審し、「適格」評価を取得した。以後、本学では、ここで受けた評価を堅持しつつ、PDCA 表の活用や年度末報告会の内容をより充実させることに努めている。

また数年来の課題として指摘される PDCA 表の質的な向上と実質的な活用については、昨年度に中項目を用いた計画のまとめ方や年度当初計画の削除・修正・追記を可能とする新しいマニュアルの作成を行ったことに続き、大学・短期大学基準協会による新しい基準に対応した PDCA の作成が導入された。初年度の今年は、4 月の時点で複数の問い合わせが自己点検・認証評価委員会に寄せられた。新しい『PDCA 作成マニュアル』の改訂 など、きめ細やかな対応が求められる。

令和元(2019)年度の年度末報告会は、新型コロナウイルス問題のため中止されたが、令和 2(2020)年度の年度末報告会は、講堂大ホールでコロナ対策を十分に配慮しながら実施した。こうした経験を踏まえて令和 4(2022)3月 24 日には、更に発表時間の短縮など感染対策に努めることで、附属幼稚園・附属高校と共に学園全体での自己点検・評価活動を実施することが出来た。また今年度より大学・短期大学基準協会によって大学と短大が同一認証評価機関での受審となったことから、令和 3(2021)11月 24 日に「第 3 期 認証評価報告書説明会」を開催し、令和 5(2023)年度の 3 度目の受審に向けて体制の整備に努めている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

<現状>

学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更については、総務部・教務部等の事務管理部門において常に把握しており、さらに大学各学科・研究科レベルでの対応が必要な場合は、主任教授会、大学教授会、研究科委員会によって伝達と連携が図れる組織体制となっている。時代が求める高等教育の質を追求する姿勢が、全学的に共有されている。以下、学習成果を焦点とする査定の手法について、授業科目の単位基準 (GPA の活用)、教養教育、シラバスチェックなどについて具体的に示す。

第一に、授業科目の単位基準である。単位の実質性を保証すべく、大学設置基準第七条第 2 項の規定通り、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、これを下記のように学則第九条第 2 号、第 3 号に定め、学習成果の向上・

充実を図っている。

- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 郡山女子大学 学則第9条第2号、第3号

本大学の単位の認定は、大学学則第十一条に、下記のように定められており、これに基づいて単位認定が実施されている。学則は、学生手帳『開成』と共にホームページで公開されている。

本学を卒業するためには、共通基礎科目24単位以上、専門科目88単位以上、かつ総計124単位以上修得しなければならない。

郡山女子大学 学則第11条

また、学則第十一条第2項に、成績の評価は「成績評価基準」によって実施することを示し（平成26年4月1日入学生より）、60点以上の者について単位を認定している。なお、評価区分ごとに与えられるGPについては、平成26年度入学生用の『単位履修の手引き』で示し、年度当初の全体及び学科オリエンテーションを通して説明をしている。

GPAの活用方法については、導入した平成26年度から大学各学科において、試行が継続されており、より効果的な活用方法が追求されている。

「成績評価基準」とGP

評価区分	評価記号と評価内容	付加するGP
100～90点	S：特に優れた成績	4
89～80点	A：優れた成績	3
79～70点	B：努力が必要な成績	2
69～60点	C：最低限度の成績	1
59～0点	F：否とされた成績	0
	N：認定のみの科目（GPの対象とせず）	なし

2020年度入学生用『単位履修の手引き』修正プリント

そして、GPAを指標にした進級要件を設定した。

学 科	進級の要件

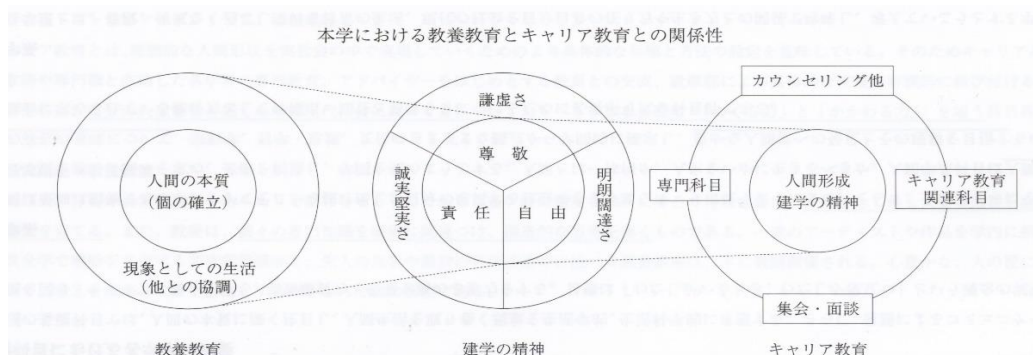
	GPAによる基準	
生活科学科	1.6 以上	専門科目 36 単位以上、社会福祉専攻指定科目「社会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの基礎と専門職」、建築デザイン専攻指定科目「建築設計製図Ⅰ・Ⅱ」の単位取得済み
食物栄養学科	2.0 程度又は修得科目の平均点 73.0 点以上を目安とする	修得単位の合計が 65 単位以上であること

(「郡山女子大学履修規程」)

第二に、一定の一般教養科目の修得を義務付けた上に専門科目を修得することを義務付けている点である。具体的には、学則第 11 条で次のように定めている。

本学を卒業するためには、共通基礎科目 24 単位以上、専門科目 88 単位以上、かつ総計 124 単位以上修得しなければならない。

教養教育重視の背景には、建学の精神と結びついているものであり、人間の本質について深く考察する力を育む人間学系科目、社会の構造や諸課題を学ぶ生活学系科目、自然科学的な立場から私たちの生活を考察する生活科学系科目が並び、それに語学系、健康系、キャリア系の科目と特別科目の 7 領域が配置されている。以下は体系図である。



(令和 3 年度入学生用 (令和 3 年度改訂)『単位履修の手引き 郡山女子大学家政学部』10 頁)

各学科の教育の質保証に関する現状は以下の通りである。

生活科学科

GPA の活用方法は、学科会議において GPA に関する活用方法を決定している。この活用方法は、『単位履修の手引き』に記載されている。また、学科やコースの特性を踏まえて内規が作成され、1) 進級条件、2) 学修指導、3) 履修単位数調整、に用いている。1) に関して、進級制度を平成 28 (2016) 年度入学生より実施をし、2 年次から 3 年次への進級条件を進級後の学修に問題が発生しない値 GPA 1.6 以上 (2021 年度変更) を設定している。その他に両専攻の専門科目 36 単位以上を取得済み、社会福祉専攻指定科目「社会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの基礎と専門職」を取得済み、建築デザイン専攻指定科目「建築設計製図Ⅰ・Ⅱ」の単位取得済み、を課している。2) に関して、GPA 1.6 以下は概ね 70 点未満に相当することから、単位の未修得を未然に防ぐことのために設定されている。各学

年 GPA 1.6 以下の学生には個別に学習計画指導を実施している。3) に関して、点数で 80 点程度以上であれば十分な理解をもって単位修得できていると考えられることから、この点数に相当する GPA 2.5 以上に対して単位数制限の緩和をしている。前年度成績優秀者 (GPA2.5 以上) には 60 単位を超えない範囲で修得できるとすることで、授業理解度に応じた柔軟な CAP 制の運用を行っている。

これら進級条件とともに「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)において達成度評価として GPA1.8 以上を基準としている。

食物栄養学科

管理栄養士国家試験受験資格を取得するため、進級要件と管理栄養士課程の履修条件(平均点と未修得科目数の設定)を設けている。まず進級要件としては、2 年終了時の成績において、修得単位の合計が 65 単位以上であること、加えて GPA2.0 程度又は修得科目の平均点 73.0 点以上を目安としている。次に管理栄養士課程の履修条件としては、(1) 2 年終了時に修得科目の平均点が 73.0 点以上であること、(2) 2 年終了時に専門科目で未修得科目が 3 科目以下であること(但し、臨床栄養学 I・II、臨床栄養学実習 I、公衆栄養学 I の単位は取得していること)を設定している。これらの条件に付いては、オープンキャンパス等を通じて本学科受験希望者に周知することに務め、入学後も、主として集会時等にアドバイザーを通じて、複数回にわたり上記条件を満たすことの必要性を学生に伝えている。更にこれらの条件を満たしていない学生については、アドバイザーが中心となり、当該学生との面談などを通じて、今後の学習目標と学習計画の作成に務めている。

このように GPA は、本学科の進級要件や管理栄養士課程の履修条件として活用しているほか、学生の学習成果の向上・充実やアドバイザーによる学生への学修状況の指導にも役立っている。

CAP 制について、本学科ではこれまで年間 54 単位であったものを、必修科目・管理必修科目が多いことに加えて、今後進級要件、管理栄養士課程履修条件を満たすための「再履修制度」を活用する学生の増加が予想されることを鑑み、令和 4 (2022) 年度入学生から年間 58 単位に引き上げることとした。

今後の課題としては、管理栄養士国家試験合格率向上のためには、より高い水準の GPA、最低でも 2.5 以上が求められることが過去のデータから窺えることであり、学生への恒常的な学修指導が求められるところである。更には進級要件、管理栄養士課程履修条件を引き上げることも検討しなければならないだろう。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

数年来の課題として指摘される PDCA 表の質的な向上と実質的な活用については、昨年度に中項目を用いた計画のまとめ方や年度当初計画の削除・修正・追記を可能とする新しいマニュアルの作成を行ったことに続き、大学・短期大学基準協会による新しい基準に対応した PDCA の作成が導入された。初年度の今年は、4 月の時点で複数の問い合わせが自己点検・認証評価委員会に寄せられた。新しい『PDCA 作成マニュアル』の改訂など、きめ細やかな対応が求められる。

平成 26 年度より導入された CAP 制度や GPA 制度は、より質の高い教育効果を目指す指標であり、その具体的な運用が定着してきた。指標としての見直しは、教育課程の改訂や学生の学修状況により、常に課題となる性格のものである。昨年度から続く新型コロナウイルス感染拡大下において、オンライン授業の対応や授業時間の変更など、学長・副学長の指導の下、文部科学省からの通達に従って授業を実施した。不測の事態や時代の変化に対応するため、PDCA サイクルを活用した継続的な検討が必要である。

各学科における教育の質保証に関する課題は以下の通りである。

生活科学科

平成 28 (2016) 年度入学生より実施した進級制度において、これまで留年の該当学生はい

ないが、令和 3（2022）年度より生活科学科としてカリキュラム変更が行われたことから今後の状況を検証する必要がある。

食物栄養学科

平成 26 年度より導入された CAP 制度や GPA 制度は、より質の高い教育効果を目指すためのものであるが、その具体的運用が定着してきた。進級要件は GPA を指標の一つとして設定した。もちろん指標の見直しは、教育課程の改訂や学生の学習状況により、常に課題となる性格のものである。PDCA サイクルに基づき、更なる適切化に向けた継続的検討が必要となっている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

各学科の教育目的を実現すべく、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)が平成25年度から検討された。本学はこれらの方針を平成26年度に導入し、ホームページで公開している。また、短期大学部共通の「学習成果評価方針」(アセスメント・ポリシー)、そしてGPAを指標にした進級要件の運用を令和元年度から開始し、学習成果をより客観的に確認できる体制が整った。教育課程の編成は、各学科の専門枠を超えた短期大学部の内、健康栄養学科と幼児教育学科で共有する「共通基礎科目」と「専門科目」から構成される教育課程編成のもと、学科ごとの「教育課程編成・実施の方針」を策定している。平成30年度に設置された地域創成学科では、「地域創成学科 生活基礎科目」の中で、他学科の共通基礎科目に当たる「宗教学」「情報処理Ⅰ」「総合英語コミュニケーション」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ・Ⅱ」を開講している。CAP制度、GPA制度の導入は、順調に運用が進んでいる。また、数名ではあるが、毎年他大学への編入者を輩出しており、学習成果の一定の保証を確保している。これらの実施については、教務部、入学事務部、学生生活部、学園教育充実研究会、図書館や就職部等の他部署間の連携のもと行われている。組織的な点検・評価に基づく絶えざる改善が可能な体制にある。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

<現状>

大学では、「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を、本学の建学の精神を反映した学則第1条の教育の目的を受け、卒業の要件、成績評価の基準、また各種資格取得の要件として、研究科及び大学の教育目的に基づいて、下記のとおり明確に定めている。

大学院

修士課程にあつては、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の幅広い視野に立って精深な学識を有する者、専攻分野における研究能力または高度な専門性を有する職業人として必要な能力を修得したと認められる者に、修士(家政学)を授与する。

博士後期課程にあつては、博士論文の審査及び最終試験に合格し、家政学の専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を修得したと認められる者に、博士(家政学)を授与する。

以上のディプロマ・ポリシーに基づき、修士論文及び学位申請論文の審査は適正かつ厳密に実施されている。

また、成績評価については、「GRADUATE SCHOOL HAND BOOK」の中で成績評価の方法と基準を明示し、学生に周知徹底を図っている。成績の判定は、学部と同様にS、A、B、C、Dの5段階で実施している。

生活科学科

生活科学科では、別に定める卒業要件を満たした学生に学士(家政学)の学位を授与し、以下の知識、能力、態度が身につけていることを保証するとしている。生活科学科の教育目

的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを次の通り定めている。

1. 人間を護り、人間生活の向上と社会の発展を目指し、福祉・建築・生活のそれぞれの専門分野で、人文・社会・自然にわたる基礎的知識を総合的に用いつつ、それぞれの専門知識と技術を修得し、それらを活用できる。(知識・理解)
2. 高い教養と広範な専門性に基づき、広い視野に立って物事を柔軟かつ総合的に判断し、現代の福祉・建築・生活をめぐる諸課題を発見し、分析し、解決する能力を身につけている。(課題探求力・問題解決力)
3. 建学の精神「尊敬・責任・自由」により、人間として人格形成を志向し、自己の専門知識と技術を社会のために活かし、社会的責任を果たすことができる。(志向性、社会的責任)
4. 学修や実習などによる総合的経験や横断的思考力を活かして、地域社会における福祉・建築・生活に関する諸問題に新たな発想で取り組むことができる。(総合的な学習経験、創造的思考力)
5. 達成度評価については、GPA1.8以上を基準値とする。(達成度の評価)

同様に社会福祉専攻並びに建築デザイン専攻において、専攻の教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを定めている。

社会福祉専攻：1. 社会福祉や介護福祉、教育の3領域において、それぞれに必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらを応用できる。(知識・理解)

2. 基礎知識と専門的知識により、高齢者や障がい者(児)などを取り巻く社会環境を多面的かつ総合的に把握し、社会福祉および介護福祉、教育をめぐる様々な問題に対処できる論理的思考力と問題解決へ導く能力を身につけている。(論理的思考力、問題解決力)

3. 他者を援助し、他者と協調できる人格形成を志向し、社会的責任を果たそうとする態度と倫理観を身につけている。(倫理観、社会的責任)

4. 実習、地域交流活動、卒業研究などによる総合的経験と横断的思考力を活かして、地域の福祉や生活をめぐる課題を解決する能力を身につけている。(総合的な学習経験、創造的思考力)

建築デザイン専攻：1. 建築分野において、一級建築士および二級建築士、その他の建築関係資格取得者として必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらを活用できる。(知識・理解)

2. 基礎知識と専門的知識により、住居や建築に関する問題を科学的根拠に基づいて論理的に思考し、解決できる。(論理的思考力、問題解決力)

3. 自然を尊重し、自然と共生可能な住環境の創造を志向し、人間と社会と自然の永続的存続という社会的責任を果たすことができる。(倫理観、社会的責任)

4. 建築物の視察、建築現場の視察・研修、卒業研究などによる総合的経験を活かし、地域の建築が抱える課題を広い知性と新たな発想で解決できる能力を身につけている。(総合的な学習経験、創造的思考力)

これらについて、ルーブリック評価を用いて卒業認定評価をしている。

食物栄養学科

本学の建学の精神「尊敬」「責任」「自由」は、お互いの個性を尊重し、敬愛できる豊かな人柄を創ること、そして他者においてそれを認めること、人間として存在するためには責任ある行動で社会への自覚を持つこと、更に、個人の自由な発想と研究で個性豊かな人格を創ることを目的としている。この教育目的を実施するために、平成27(2015)年度、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明確にした。

また、同時に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で示した各項目の習熟度が上がることにより、卒業要件、成績の向上、管理栄養士受験資格、任用資格である食品衛生の専門家（食品衛生管理者・食品衛生監視員）が取得できる。これらの資格は、社会的に通用性のある衛生上の管理と指導ができる水準となることを明記している。習熟度の点検は各学年毎年1回としている。

以上の「学位授与の方針」は、本学ホームページで公開されており、大学及び研究科では、入学時のオリエンテーションをとおして学生に周知をしている。また、大学評価基準における社会的使命や独自性という趣旨に鑑み、社会への貢献を視野に入れた方針を大学及び研究科で明記している。これは、「私がいるとき、私が役立つ」という創設以来の本学の精神に連なるものであり、大学及び研究科の特性を生かして現代社会における多様なニーズに対応できる人材育成を目指しているといえる。

この「学位授与の方針」は、大学及び研究科の会議において、適宜見直しが行われている。平成27年度は、「学位授与の方針」について、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」とともに、全学で検討を進めた。また、「学習成果評価方針」の導入においては、上記3つの方針の検討を行った。そして令和2年度は「学位授与の方針」にGPAを令和3年度から導入するための検討を各学科で行った。

もちろん、年度末に行われている大学教授会および研究科委員会における卒業認定の判定会議で、卒業学年の全学生個々の成績状況、資格や学位取得見込み数などが開示される。これもまた、学位授与の方針の定期的な点検のよい機会となっている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の明確さに関する課題は以下の通りである。

生活科学科

学年末に、各学年での達成度評価等を実施し、学生の学習意識向上を図る必要がある。

食物栄養学科

管理栄養士はじめ各種資格の国際性について、具体的に学生がイメージできるように伝え、視野を広げること等が今後の課題である。

「学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」、「学習成果評価方針」の一環にある。そのため一部分の改正を行うときには、大学及び研究科でそれぞれの検討が必要となるが、定期的な点検を行うことの定着が課題である。学生に対しては、オリエンテーションを通して周知をしているものの、学生自身が自覚をして授業を受けているか否かの確認はしていない。文言をより簡潔にし、学生にとってよりわかりやすいものにしていく必要がある。

【区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

<現状>

本大学では、大学学則第一条に基づき、大学及び研究科の教育目的・目標を本大学学則第4条第2項の各号において定め、その実現に向けて「教育課程編成・実施の方針」を作成している。大学各学科では、平成27年度カリキュラム・マップを作成し、教育課程の体系的視覚化を図った。この作業過程において、大学各学科では、「学位授与の方針」と授業科目の対応の検討を行った。ホームページで公開されている「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」と一定の対応関係を示しているものとなっている。以下は、大学各学科の「教育課程編成・実施の方針」である。

生活科学科

生活科学科のカリキュラム・ポリシーは、人が人らしく生きることができると世界の創造を追求する「人間守護の理念」の実現を目指して、人間生活の向上と社会の発展に寄与する人材を養成することを教育目的としている。これを達成すべく、人間生活に関して総合的かつ専門的に学べる教育課程を編成している。具体的には、社会福祉専攻と建築デザイン専攻の2専攻を編成し、それぞれが独自の専門性を追求できる教育課程となっている。

1. 専門科目と共通基礎科目について

- 1) 人間生活の総体を学ぶにあたって、人間学系、生活学系、生活科学系という3学系を設け、それぞれの専門科目群を総合的かつ体系的に編成している。専門性をさらに高めるために、3年、4年の2か年にわたる卒業研究がある。
 - 2) 専門科目は、高い教養のある人材の養成のために、また基礎専門科目としても、共通基礎科目との間で体系的に編成している。
 - 3) 教養教育を重視し、人間学系、生活学系、生活科学系の3学系を、人文、社会、自然の3分野に対応させている。それゆえ、2専攻の専門科目は専門教育でありながらも、そのベースには、教養教育を内在している。
2. 教育課程の全体構造は、目的と手段の構図である。

目的は「人間守護」の理念の実現と、そのための「人間生活の向上と社会の発展に寄与できる人材の養成」であり、それに至るための手段は、人間学系・生活学系・生活科学系の3学系にわたる「専門科目」と「共通基礎科目」の学びである。

- 1) 特に専門科目においては、理論を活用する実践力の育成を目指している。実践力の育成のために、各種の実習・実技、その他に各種の施設・現場の視察・見学、講演会、地域交流活動などがある。
- 2) 人間学系、生活学系、生活科学系の3学系にわたる広い専門科目の編成は、今日の大学教育の内容として要請されている「課題探究能力」（自ら将来の課題を探究し、その課題に対して、広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力、つまり知の実践力・社会貢献力）の育成に適合するものである。

以上の教育課程の編成方針に基づき、社会福祉専攻、建築デザイン専攻の教育課程を編成している。

社会福祉専攻：1) 人材養成上の目的

社会福祉と介護福祉に関する専門知識と技術を学修し、社会福祉に関する相談援助および介護に関する援助指導の実践能力を有する福祉専門家を養成することが目的であり、社会福祉士および介護福祉士国家試験受験資格、中学校・高等学校教諭（家庭）、特別支援学校教諭の免許状を取得することが可能な教育課程となっている。

2) 教育課程の概要

- 1) 広い視野と高度な福祉専門性を獲得した社会福祉士・介護福祉士を養成すべく、専門科目は3つの学系を有し、その中でも特に生活学系を中心としている。生活学系は、家政学原論を基盤として、社会福祉関係、介護福祉関係の科目を設定している。生活科学系は衣生活関係、食生活関係、住生活関係の科目（介護福祉必修科目を含む）を設定している。これに卒業研究を加え構成している。
- 2) 介護福祉士養成関係科目は主に1年～2年次にわたって開講し、社会福祉士養成関係科目は主に3年～4年次前期にかけて開講している。カリキュラム全体としては、具体的認識を基盤にして理論や制度の理解に進む順次性を持っている。
- 3) 介護の基本、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワーク演習・実習指導・実習などの科目は、学年進行に応じて系統

的に設定され、社会福祉および介護福祉に関する専門的知識と技術を合理的に修得し、体系だった理解を構築することを目指している。

4) 社会福祉士および介護福祉士としての実践能力は、主としてソーシャルワーク実習や介護実習によって育成している。

5) 中学校・高等学校教諭(家庭)および特別支援学校教諭の免許状取得に必要な専門科目は、専攻の専門科目として設定している。

建築デザイン専攻：1) 人材養成上の目的

住生活のあり方および建築物の本質を探究し、専門知識と技術と実践力を有し、自然との共生可能な住環境を創造できる建築専門家を養成することが目的であり、一級建築士・二級建築士国家試験受験資格、インテリア設計士、福祉住環境コーディネーター、商業施設士、中学校・高等学校教諭(家庭)、高等学校教諭(工業)、特別支援学校教諭の資格・免許状の取得が可能な教育課程となっている。

2) 教育課程の概要

1) 専門科目は3つの学系を有しながらも、技術の理論的支柱を重視して、特に生活科学系が中心となっている。生活学系は、家政学原論、生活経営学において家・住まいの本質にかかわる「住むこと」の人間学的意味を理解する。生活科学系には、衣生活・食生活関係科目、住生活・建築関係科目、環境関係科目を開設している。加えて職業指導科目がある。そして、獲得した知の総合と表現を目指して、卒業研究がある。

2) 住生活・建築関係科目の殆どが、学年進行と内容に応じて1年～4年次まで雁行形態に編成しており、建築に関する専門的知識と技術を系統的に修得することができる。このことにより、一級建築士・二級建築士・その他の建築関係資格の受験資格を取得することが可能になっている。

3) 一級建築士および二級建築士に向けての実践力の育成は、1年～4年次までの建築設計製図において集中して行われる。3年次から、学生各自のオリジナル設計を創作する。

4) 建築士としての資質およびセンスの育成のために、授業の他に、著名な建築物の視察、建築現場の視察・研修、高名な建築家による講演の聴講などを行っている。

5) 中学校・高等学校教諭(家庭)および高等学校教諭(工業)、特別支援学校教諭の免許状取得に必要な専門科目は、専攻の専門科目として設定している。

食物栄養学科

年間取得できる単位数としてCAP制を導入している。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の整合性を図り、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を改編した。合わせて学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を学生自身の習熟度をセルフチェックするために、ディプロマ・ポリシーのルーブリックも作成した。習熟度を1年に1回定期的に見直している。本学科の教育課程の定期的な見直しや課題について検討する部署として、カリキュラム検討委員会があり、年2～3回定期的に開催している。日本栄養改善学会が推奨する「管理栄養士養成のための栄養学教育モデル・コアカリキュラム」と本学科のカリキュラムとの連動についても検討している。

以上の「教育課程編成・実施の方針」を基に、大学各学科及び研究科では、授業科目を編成している。各教員はシラバスに、授業概要、達成目標、成績評価方法、教科書や参考書、オフィスタイム等を明記している。このシラバスは、学生が履修登録時に確認し、授業を受けることが可能である。教員はシラバスに明記した100点法による評価基準を厳守し、学生の学習成果を測定・評価をしている。平成29年度より教務システムが、システムめばえに更新され、シラバスの検討を行ったが、シラバスの検討は、教務委員会で行われている。各期の終了時期に実施される学生による授業評価に、「シラバスは授業理解に役立ちましたか」、

「授業の量や質、速度は満足できるものでしたか」等の質問があることから、教員は、計画通りの学習成果の達成が図られているか否かを確認し、反省材料として活用している。授業評価の結果は、各学科の責任者である主任に伝えられ、必要がある際には、適宜教員への指導が行われる仕組みとなっている。この授業評価の活用は大学各学科及び研究科のPDCAに記載されている。教員配置は、学則十二章第42条を基に定められた「教員の資格基準」（平成20年4月1日施行）に則り、「教員の資格審査運営規則」（平成22年4月1日施行）に従って厳正に行われている。関係法令の変更や学生の学習状況などによる教育課程の見直しは、大学各学科及び研究科で絶えず行っている。また、シラバスは大学ホームページで公開されるとともに、システムめばえで閲覧でき、他の教員の担当する科目との相関について理解を深める体制ができている。

「教育課程編成・実施の方針」は、教育目的に基づいた「学位授与の方針」や「入学者受け入れの方針」との関係性において成立する。これらの方針の他に「学習成果評価方針」の導入が始まり、上記3つの方針とともに検討する必要がある。令和2年度から科目のナンバリングを導入した。教育課程の体系化について、PDCAサイクルによる教育目標の定期的点検と関連させた検討を図っていく必要がある。

生活科学科

単位履修の説明時にシラバスと共にカリキュラム・マップについても学生が認識する必要がある。

食物栄養学科

食物栄養学科のディプロマ・ポリシーについて、ルーブリックを用いて年に1回見直すこととしているが、定期的な時期を選定していないために、学年によって未実施となる傾向がある。年度初めに各学年一斉に配布することで改善を図る。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

本学は創立以来、建学の精神「尊敬・責任・自由」に基づいて、教養教育とキャリア教育を両輪として女性を対象とする高等教育を継続している。現在、生活科学科、食物栄養学科の二学科編成となっており、各学科とも専門教育の修得と卒業後の進路を見据えたキャリア教育の両方に力を入れて取り組んでいる。

本学における教養教育とキャリア教育との関係性については、新入生へ毎年配布する『単位履修の手引き』に下記図1を明示している。

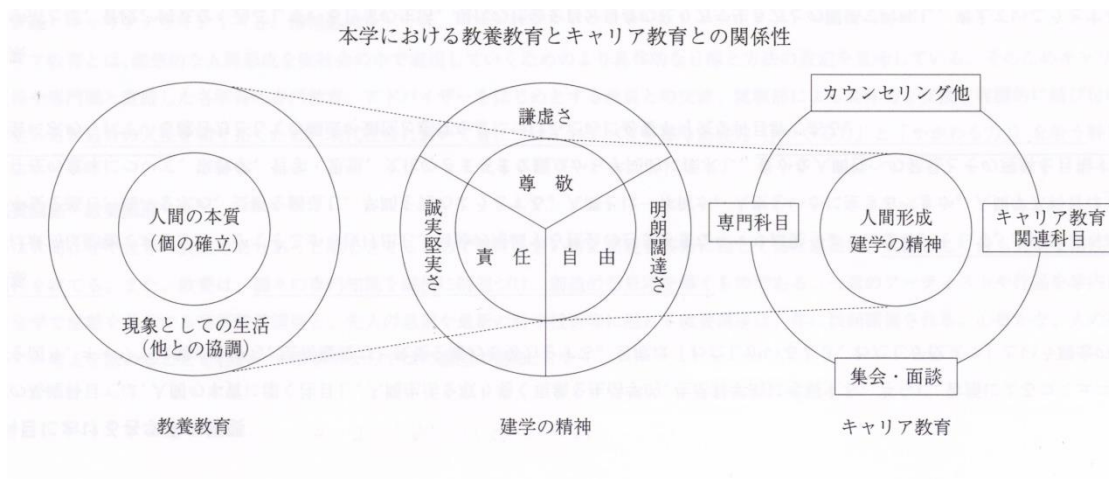


図1「本学における教養教育とキャリア教育との関係性」（令和3年度入学生用『単位履修の手引き』11頁）

本学の教養教育の特色は以下の通りである。

(1) 共通基礎科目の多彩な展開

生活科学科と食物栄養学科では、「共通基礎科目」を以下のように設置している。必修の宗教学的人間論を含む「人間学系」5科目、「生活学系」5科目、「生活科学系」4科目、「語学系」10科目、「健康学系」1科目、「キャリア系」3科目、「特別科目」4科目の計30科目である。

上記の中には、2学科共通で令和2年度から加わった「数理・データサイエンス基礎」が含まれている。

また、本学の特徴の一つとして「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」があるが、この講座は年6回程度開講されるもので、感性を磨き豊かな人間性を育成し幅広い教養を身につけることを目標に据えている。しかし、令和3年度は前年度に引き続き新型コロナウイルスの影響で教養講座2回、芸術鑑賞講座3回の開催にとどまった。

この科目Ⅰ・Ⅱは必修科目であり、鑑賞・聴講後には必ず感想文を提出しアドバイザーが確認の上で一週間以内に教務部へ提出し、その後全感想文を講座責任者が読み確認印を押し後日返却している。芸術鑑賞講座・教養講座の企画内容については芸術鑑賞講座・教養講座委員会が適宜検討し企画実行している。

(2) 単位互換制度

郡山女子大学家政学部をはじめ、放送大学(福島学習センター)、県内16大学・短大間での単位互換制度があり、そこで修得した単位は共通基礎科目(地域創成学科は生活基礎科目)の単位に換算される。

(3) 授業評価アンケートの実施

共通基礎科目も専門科目と同様に授業評価アンケートを行い、その結果を担当教員が確認し次年度の授業改善に役立てている。

(4) 展示教育

記念講堂入口や廊下、ネーチャードーム等の様々な場所に絵画や彫刻等が展示されているが、これらは創立者の考えに基づくものであり、感性を磨き創造性を養う教育の一環を担っている。特に、ブロンズ像10体(原作者はブルデル、北村西望、佐藤忠良など)からは女性の成長の過程を辿ることができ、ネーチャードームに展示されている「上村松園作品展」の石版画30作では古典的な女性美を鑑賞できる。一つの建物に美術品を収蔵するのではなく、学びの場、生活の場に美術品を常設することで学生の品性を高める無言の教育となっている。上村松園の描く着物に興味を抱いた学生は図書館1階にある風俗美術館で、等身大の人形から服装史を学ぶこともできる。

また上述のネーチャードームは、創立者関口富左が学生の思索の場として創学館の南端に建てた円塔であり、五層の吹き抜けとなっている内部には内壁に沿った螺旋回廊をギャラリーとして

活用している。天井中央から設置された〈フーコー振り子〉は、天井のステンドグラスから漏れる柔らかい光と共に静かな空間を作り出しており、落ち着いて物を考え、自然の摂理を学ぶことが出来る。外壁に掲げられた「自然を凝視めて師としよう」は、建学の精神と深く結びついた創立者の座右の銘である。

さらに62年館の廊下、教室側壁面に設置されている展示ケース内の民俗資料類の展示が、平成29年度後期に旧文化学科の博物館展示論の授業でリニューアルされた。このように学内の展示の一部は、実際の教育活動にも活用されている。

(5)図書館・日本風俗美術館

大学は家政学部、短大は3学科体制であるため、図書館の蔵書は衣食住や福祉・教育の専門書のほか、美術、音楽、歴史等、幅広い分野の著作物を備えている。

歴代の教員が寄贈した書籍が多いのも本学図書館の特徴であり「宮沢賢治文庫」や、文庫・新書本の「石田宏寿文庫」、日本史の「竹川文庫」、中国思想の「秋月文庫」等は貴重である。また歴代図書館長による掲示教育があり、古今の名著から選び抜いた「今週の言葉」または「今月の言葉」が図書館入り口をはじめ学内数カ所に掲示され定期的に入れ替えられている。

また図書館1階には「日本風俗美術館」が設置され、日本古代から江戸末期までの服飾史に関する展示物がある。

(6)環境問題への取り組み・学生へのエコ教育

教養教育の一つとして環境教育も実施している。本学では長年に渡って風力発電や太陽光発電に取り組み、全学でエコ活動に取り組んできた。東日本大震災と東京電力第一原子力発電所事故後は、放射性物質の除染に積極的に取り組み、エコ検定(東京商工会議所)受験のための対策講座の開講等も実施した。環境・エコ教育に関しては環境委員会が適宜対応している。

(7)各科学習成果の発表と地域貢献

例年、もみじ会をはじめ卒業研究発表会、展示会、「劇とあそびのつどい」、定期演奏会、プロジェクト演習発表会等、各科の学習成果を発表する機会を多く設けている。

例えば地域創成学科の前身の一つである文化科学芸員課程では、平成26年度に福島県立博物館で「発掘ガール展」を初開催し、翌年から福島県文化財センター白河館(まほろん)、会津若松市歴史資料センター「まなべこ」で「発掘ガールと笹山原遺跡の調査」展を開催した。平成30年度は東北歴史博物館(宮城県多賀城市)、大安場史跡公園(福島県郡山市)、会津若松市歴史資料センター「まなべこ」の3会場で「発掘ガール展」を開催し、平成31年度地域創成学科として統合された後もこれを継続し、令和3年度は前年度に引き続きコロナ禍であったが感染対策をした上で会津若松市の「まなべこ」と大安場史跡公園ガイダンス施設で「発掘ガール展」の展示と学生による解説を実施した。

令和3年度のもみじ会は昨年度に引き続き、各学科が発表内容を動画にまとめホームページにアップする形式をとった。会期中の入場は在學生と附属高校生のみ入場可として人数制限し、密を避けて鑑賞できる体制を整えた。

各学科の卒業研究発表会は、2年生の発表会場と1年生の聴講会場を別にしてオンラインで結ぶなど、密にならない工夫をして感染対策をした上で開催した。また幼児教育学科の「劇と遊びのつどい」は昨年度に続いて令和3年度も中止となった。

さらに健康栄養学科の前身である家政科食物栄養専攻では、学生サークル「めばえ食堂」が平成28年9月からイオン系スーパー(郡山フェスタ店)と協力して商品開発に取り組み、平成29年2月には女子大生の考案したお弁当の発売を実施した。

平成30年に学科名称を健康栄養学科と変更した後も活動を継続し、同年4月には国土観光株式会社とコラボし、猪苗代湖志田浜にあるCAFÉ LUKE(カフェ・ルーク)のメニューを考案した。この「めばえ食堂」は、更に本学が協定を結んでいる葛尾村の復興活動支援にも参加しており、盆踊り開催時にしみ餅の提供をするなど、活躍している。

また各科の特性を活かしたボランティア活動も積極的である。平成28年に開始した「わくわく子ども大学 in 郡山女子短大・実験・体験・遊びの大学」はその後毎年開催され令和元年8月の第4回まで継続した。(令和2年・3年度はコロナ禍と行事日程変更等により実施されなかった。)

(8)国際交流における「個の確立」と「他との協調」

1995年に姉妹校の締結をしたハワイ大学コミュニティーカレッジとは、元総長の津野田・ジョイス・幸子氏の講演（2013年）等、交流を続けている。平成26（2014）年の夏には「グローバル・レディ育成研修ツアーin ハワイ」を実施し、7名の学生がマウイ島でのホームステイと、ハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジでの語学研修を受講した。平成27（2015）年度は参加人数が集まらずに実施できなかったが、この企画は生涯学習・国際交流推進委員会が中心になり、継続実施に向けて全学に呼びかけてきた。その成果として平成28年度～平成30年度まで継続実施されたが、令和元年度は自然災害等の影響も重なり実施できず、令和2年・3年度はコロナ感染拡大防止のため実施出来なかった。

(9)アクティブ・ラーニングの導入

学内2カ所（62年館2階・図書館3階）にラーニング・コモンズ室が設置されており、導入年に管財部により使用説明会が実施され、学園教育充実研究会によりアクティブ・ラーニング研修会も実施された。

基礎学力向上と就職試験対策(SPI)として、平成31年度からeラーニングシステム「めばえドリル」活用を(短期大学部)地域創成学科から試行的に開始し、令和3年度からは大学二学科学生1～4年生を含む大学・短大全学生の活用が可能となった。これは、就職部が就職試験対策(特にオンライン実施のSPI試験対策)として、eラーニングシステムの活用を望む学生達の要望を汲み上げ、教養・キャリア教育委員会と就職部が連携した結果、実現したものであった。

3. 課題

(1)本学では建学の精神「尊敬・責任・自由」に基づき教養教育とキャリア教育を両輪として長年に渡り継続されてきたが、コロナ禍によりキャリア選択に関しても変化が生じている。時代の変化を敏感に感じ取り柔軟に教育内容を見直す必要があると思われる。

(2)平成27年度から、共通基礎科目担当者間の情報交換や連携を図るように努めているが一部科目に限られている。

(3)eラーニングシステム「めばえドリル」の活用頻度は学科間で差が大きいため、全体として活用頻度が上がるように説明会実施等を実施する事が課題である。

4. 改善計画

(1)「キャリアデザインI」の担当者が年数回勉強会を持ち、テキスト内容や授業内容について話し合う。

(2)共通基礎科目担当者間の情報共有の方法等について教養・キャリア教育委員会で議題の一つとして取り上げる。

(3)eラーニングシステム「めばえドリル」の積極的な活用のために、教員向けとして説明会を開催し、学生・教員向けとしてグループウェアに使用説明マニュアル動画を掲載し、併せてシステムの利用方法や効果を説明するチラシも配布する。

[区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

各学科の学習成果に対応した「入学者受け入れの方針」は、専門性に照らして目指すべき社会人像としての「卒業認定・学位授与の方針」に対応して明確に示している。『入学者選抜実施要項』に「入学者受け入れの方針」を明記し、入学前の学習成果の把握・評価を記載している。入学者選抜に当たっては、この方針に対応して、高大接続改革で示された「学力の3要素」（1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）の伸長を図るため、多面的・総合的に評価する入試種別として「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」を実施している。入学後の円滑な学びへと繋げるため、総合型選抜を除き出願時の基礎学力保有について評定平均値3.5以上とし、主体的な

学びによる学力伸長も考慮して各学科の指定教科による出願も導入した。実施に当たっては、アドミッションオフィスを整備し、適正に行っている。要項には授業料やその他諸経費を記載し、特待生制度を入試の成績によって判定される特別特待生と特待生にし、学ぶ意欲のある学生を支援している。「入学者受け入れ方針」は本学ホームページ、『入学者選抜実施要項』等に掲載し、学内外に明確に示している。

「入学者受け入れの方針」に合致した入学者を期待することから、受験を希望する高校生がこの方針を充分理解できるように、表現を定期的に検討していく必要がある。高大接続対応により、入学者選抜での提出書類が増え、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響で部活動等の大会も中止を余儀なくされた。そのため、「活動報告書」へ記載できる内容も少なくなったことへの配慮への検討が、引き続き必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

<現状>

大学院及び各学科の授与する学位分野ごとの学習成果の明確さについては以下の通りである。

大学院

大学院修了前の修士論文及び博士論文の中間発表会及び最終発表会を行っている。

生活科学科

各授業の成績評定の方法は、シラバスにて明示している。さらに履修及び単位認定については、「郡山女子大学履修規程」によって厳正に実施している。

生活科学科では、進級制度を平成 28 (2016) 年度入学生より実施をし、2 年次から 3 年次への進級条件として、GPA1.6 以上 (令和 3 (2021) 年度改定) と指定科目の単位修得とすることとしている。指定科目について社会福祉専攻は、専門科目 36 単位以上取得、社会福祉原論、介護福祉原論、ソーシャルワークの基盤と専門職、建築デザイン専攻は、専門科目 36 単位以上取得、建築設計製図Ⅰ・Ⅱの単位取得としている。修了・卒業の認定については、共通基礎科目 24 単位以上 (令和 3 (2021) 年度改定)、専門科目 88 単位以上、計 124 単位以上を修得しなければならないとしている。また CAP 制度では、年間に履修できる単位の上限は、58 単位の範囲内と定めている。ただし、年間 30 週に渡る学期の期間外に実施される授業は、この制限の対象外とする。また、前年度成績優秀者 (GPA2.5 以上) には 60 単位を超えない範囲で修得できるとしている。なお、これらについては、新年度オリエンテーションで説明している。

食物栄養学科

学習成果については、ディプロマ・ポリシーのルーブリックにより到達目標が明記されており、セルフチェックをすることで具体的な達成度を自覚できる。また、教科の中で、社会的な評価を自覚できるような取り組みがある。①1 年時の調理実習では、課題で作成した優秀作品の弁当を地域連携協定のある JA さくらにおいて、実際に販売する。②2 年時の応用栄養学実習にてアレルギー対応食を毎年日本ハム主催のアレルギー対応食コンテストに応募している。令和 3 年度は全国から 657 応募作品があり、50 品内に入賞した作品 4 名、学生の部で優秀賞が 1 名という成績であった。達成度を可視化する指標の一つとしている。

また、令和元年度より導入された「学習成果評価方針」は次のとおりで、具体的な指標を定めており、測定可能となっている。

科目ごとの学習成果は、主として成績評価に明確に示される。教員は、達成可能なものとして、シラバスに授業の目標を明記し、100 点法による評価基準を示し、測定可能な成績評価を徹底して行っている。また、教員によるシラバスチェックの機会は、単位認定の適切化

を各自確認する機会にもなっている。各学科の特性を表す各種資格等の課程は、地域でのフィールド・ワークや実習の実施の機会を積極的に推進させ、学生の就職先の職種へと繋がっている。

大学院及び各学科の課題については以下の通りである。

大学院

大学院生の発表会を公開制にすることを検討中である。

生活科学科

教職課程科目（家庭科中学高等学校教諭、特別支援学校教諭）をCAP制該当単位から除外しないと社会福祉専攻においては、社会福祉士と両教職課程科目を合わせると上限単位数を超える場合があるため、検討が必要である。

食物栄養学科

学習成果は学習意欲に左右される。令和2年度卒業生に実施した国家試験合格率との関係についてのアンケート結果(表1)では、国家試験合格率は管理栄養士の資格が大切であると思うものの方がそうでないと思う者より、高い傾向にあった。やる気スイッチが早く入ることで、国家試験の勉強に取り組む姿勢が変わる。そのためには、学習成果をチェックする機能と同時に、初年度から管理栄養士の資格の重要性を高めるような入学後の導入教育を充実させる必要がある。

表1 「やる気スイッチ」との関連（フィッシャーの正確確率検定）

		やる気スイッチ				p値
		合格		不合格		
		n	%	n	%	
資格の必要性	あり	23	62.2	5	33.3	0.059
	なし	14	37.8	10	66.7	
3年生からの勉強意識	あり	1	2.7	1	6.7	0.498
	なし	36	97.3	14	93.3	
良好な支援関係	あり	13	35.1	7	46.7	0.534
	なし	24	64.9	8	53.3	
模擬試験の受験	あり	22	59.5	5	33.3	0.127
	なし	15	40.5	10	66.7	
特別演習の受講	あり	5	13.5	3	20.0	0.676
	なし	32	86.5	12	80.0	
外部講師による講座	あり	8	21.6	4	26.7	0.726
	なし	29	78.4	11	73.3	
実感が持てなかった	あり	1	2.7	4	26.7	0.021
	なし	36	97.3	11	73.3	

	入学前・入学生	在学生	卒業生
大学全体の指標 (機関レベル)	<ul style="list-style-type: none"> 入学試験・学生調査 調査書等の記載内容 新入生オリエンテーションアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活アンケート調査 休学率 退学率 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 卒業率 就職率 進学率 卒業時アンケート調査 卒業生アンケート調査 就職先アンケート調査
学部等の指標 (教育課程レベル)	<ul style="list-style-type: none"> 入学試験状況 新入生オリエンテーションアンケート調査 面接、志願理由書内容 	<ul style="list-style-type: none"> GPA DP ルーブリック 授業・学習状況に関するアンケート調査 学生ポートフォリオ 単位修得状況 卒業研究発表 進級率 公務員試験対策に関するアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> GPA DP ルーブリック 国家試験合格率 教員採用合格率 資格・免許取得率
科目の指標 (科目レベル)	<ul style="list-style-type: none"> 入学試験 	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価(シラバス記載成績評価方法、ルーブリック) 履修放棄率 授業評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 専門就職率

[区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。]

<現状>

大学では教育課程を、「共通基礎科目」と「専門科目」で構成している。共通基礎科目は、人間学系、生活学系、生活科学系、語学系、健康学系、キャリア系、特別科目（芸術鑑賞講座・教養講座）の7つの学系に分かれた科目群からなり、『単位履修の手引き』をとおして学生に周知している。大学各学科は、この共通基礎科目と専門科目の他、各種資格等を得るための科目を編成している。平成26年度よりCAP制度を導入し、年間取得単位数上限を54単位とすることとなった。ただ教職課程では単位数が多いことから、令和元年度入学生から、58単位を上限とすることになった。更に、大学各学科共通の「学習成果評価方針」の導入が始まった。

「学習成果評価方針」は、下記のとおりである。

学 科	進級の要件	
	GPAによる基準	最低修得科目
生活科学科	GPA1.6以上	専門科目36単位以上、社会福祉専攻指定科目「社会福祉原論」「介護福祉概論」「ソーシャルワークの基礎と専門職」、建築デザイン専攻指定科目「建築設計製図Ⅰ・Ⅱ」の単位取得済み
食物栄養学科	2.0程度(又は平均点73点以上)	習得単位65以上

学習成果の獲得状況については、教授会において示される卒業認定会議における資料が、

第一にあげられる。そこには、学生の在籍状況、卒業要件取得者の成績状況の分布、免許状・免許証・資格等の取得見込み数の分布、そして、各科及び専攻科の個々の学生の単位取得数、成績評価の平均点、総合 GPA 値、資格取得について明示される。

これらの結果は、学習成果の獲得状況の検討における基礎データとなっている。個々の学生の学習成果の獲得状況については、アドバイザーが支援・指導を行っていく中で把握している。学生生活部による各種のアンケートは公開され、毎年検討されている。また、めばえシステムにおいては、学生の授業の出席率や成績等が集積されており、学生のポートフォリオとしての活用が可能である。各科及び専攻科においては、ルーブリックを作成し活用しつつある。各学科については、以下のとおりである。

生活科学科

本学科では、以下の項目に基づいた観点から学習成果を評価している。

1. 授業外学修時間の確保について、各授業において一定の課題を課すことで授業外の学修時間を確保し、知的能力の向上を確認している。
2. 専門科目の授業においても、教養教育の理念・目標をふまえながら人文・社会・自然の3分野の視点を含めた授業を展開し、広領域での課題探求能力を育成し卒業研究等への取り組みに結びつけている。
3. アクティブ・ラーニングの採用について、双方向型授業としてグループワークやプレゼンテーションなどを取り入れている。問題解決型授業として課題を課し、学生が調査・研究して解決策を探る授業を行うことで学生の学習成果を評価している。
これらは、教育の質の保証を達成するための方策の一つとして学科の各授業の特性に応じて採用、実践するよう進めている。
4. アクティブ・ラーニングの実践の場として学園恒例の秋の「もみじ会」において、2 専攻（3 コース制含む、以下同じ）それぞれのテーマに則して、研究結果を展示・発表し、地域に公開することで、地域の生活の向上に有益な情報を提供することをねらいとして実施している。学科全体としての統一テーマ案と各専攻のテーマ案をもみじ会担当学年である3年生全員で作成している。これらの案は学科会議で報告され、承認を受けて決定となる。研究の取り組みである、文献調査、アンケート調査、設計、模型作成なども、各専攻のもみじ会担当教員の助言、指導を受けて、3年生が中心となり、2年生と1年生が協力する形で行われる。研究結果パネルや模型などの展示、体験コーナーの設置や参観者への説明、応対もすべて学生が行っている。学生が自ら主体的に、あるいは学生同士で協力しながら学ぶ指導法、学習法がアクティブ・ラーニングの学習成果として評価されるものである。
6. 3~4年生の必修科目である卒業研究において、2年間、教員は個別に研究指導を行っている。指導を通して、学生の専門的知識と技術の向上、研究の進め方とまとめ方の修得、分析力・論理的思考力・問題解決能力の育成などを図る。研究成果は4年生時に、講演要旨集としてまとめ発行し2専攻合同の卒業研究発表会において発表している。この発表と提出された卒業論文について学習成果を評価している。
専攻毎として、社会福祉専攻では社会福祉士の合格者を出すことをねらいとして、週1コマの対策講座を実施している。また、2年生、3年生を対象に国家試験で頻出する専門用語の理解を促すために、社会福祉士受験準備講座を実施している。これらの学習成果を評価するため、社会福祉士国家試験の模擬試験を実施している。3年次には、過去問題を使用した模擬試験を実施し、4年次には社会福祉士全国統一模擬試験を実施している。また、介護福祉士については、4年生次に介護福祉士卒業時共通試験を実施している。さらに、各種実習の実践的評価として「本宮市高齢者いきいき交流事業」に参加し、地域社会の高齢者との交流を通して、高齢者の心身の健康に貢献している。同時に学生の福祉の心を育成することを目的として、レクリエーション活動、日常動作を維持させる生活リハビリ運動等を実施している。

建築デザイン専攻では、二級建築士合格者を輩出するために、3年生、4年生を対象に、二級建築士学科模擬試験を実施している。また、2年生、4年生を対象に二級建築士製図模擬試験を実施している。さらに、3年生、4年生対象に二級建築士試験対策特別講座を実施し、学習成果を確認している。また、一級建築士の合格をめざして、2年生を対象に、一級建築士製図模擬試験を実施し、建築士法制度改定に伴い2022年度からは4年生対象に一級建築士試験対策特別講座を実施する予定である。他に3年生、4年生を対象に商業施設士補資格並びに商業施設士資格を取得するための講習会を実施し、その成果としてこれまで12年間連続で受験者全員が資格を取得している。また、建築士としての資質及び専門性を高めるために、建設現場見学と建築物見学会を実施し、その学習成果は建築設計製図の課題を通して評価している。さらに、在學生を対象に高名な建築家や技術者、卒業生による講演会を実施し、受講後のレポート提出により評価している。

食物栄養学科

CAP制度の導入・活用により学修時間を確実に確保することができた。GPA制度を学年進いで導入し、これによって評価の更なる適正化と単位の実質化が図られている。今後は進級要件、管理栄養士課程履修要件、卒業要件を充たすため、一度単位の認定を受けた科目をその学修達成度（GPA）を更に向上させるべく「再履修希望制度」を利用する学生も増える現状を鑑み、令和4年度よりCAPを54単位から58単位に引き上げた。GPA制度の活用方法については、学科特性に応じて細則が決定され、各年度の「単位履修の手引き」に掲載されているとともに、年度当初の新入生及び在學生オリエンテーションで学生に周知・理解の徹底が図られている。

食物栄養学科では「食と健康のスペシャリストとして人々の健康を食から支える管理栄養士、栄養教諭、食品衛生監視員、食品衛生管理者を養成する」という目標のもとに健康と生活の向上に貢献する人材育成に努めている。本学科の大きな特徴として管理栄養士国家試験の受験資格及び栄養教諭一種免許が取得できることが挙げられる。後者については、教職課程推進室の項で詳述する。

学習成果の獲得状況は、各学年末のGPAの分布、全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験の判定分布（3年末）、卒業時の学習成果は管理栄養士免許および栄養教諭一種免許の取得状況を活用して測定している。次に外部指標としての栄養士実力認定試験と管理栄養士国家試験の状況を示す。GPAの分布については、表2-4-1に、栄養教諭一種免許の取得状況は、表2-6-2に示す。

表 栄養士実力認定試験の状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A判定	38人 (67.9%)	69人 (88.5%)	46人 (88.5%)	50人 (71.4%)	46人 (80.7%)
B判定	17人 (30.3%)	9人 (11.5%)	6人 (11.5%)	18人 (25.7%)	10人 (17.5%)
C判定	1人 (1.8%)	0人 (0%)	0人 (0%)	2人 (2.9%)	1人 (1.8%)

表 管理栄養士国家試験の状況

資	項目	卒業年度
---	----	------

格		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
管理 栄養 士	合格者数 (受験者数)	48 (62)	35 (54)	55 (79)	38 (53)	
	合格率(新卒)(%)	77.4	64.8	69.6	71.7	
	全国合格率 (新卒)(%)	95.8	95.5	92.4	91.3	

*令和 4 年 5 月 10 日 現在

特に卒業時における教育目標の達成度の指標として、管理栄養士国家試験の合格率を食物栄養学科では重視している。

大学各学科及び研究科において、学習成果の査定は明確である。単位の実質化を保証するための CAP 制度は平成 26 年度に導入され毎年検討を重ねてきた。そして、「学修成果評価方針」「進級要件」が定められ、運用が始まり、これまで課題であった学習成果の査定の仕方の検討が進んだ。学生は毎年異なるので、定期的な点検を図る必要がある。

生活科学科

専攻間並びに授業科目間の統一的評価基準の検討も必要であると思われる。

食物栄養学科

留年制を導入後、留年制の学習意欲やモチベーションの維持に関する指導が課題である。

栄養士実力認定試験では、C 判定は「栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者」とされており、C 判定者が生じることは栄養士養成施設としての課題である。管理栄養士国家試験対策として、3 年後期から特別演習 I～III の演習授業を開講し、課外で冬期講習、直前講習と 10 回の模擬試験を実施した。国家試験の結果は、過去 5 年間では表の如く 6～7 割台の合格率であり、9 割を超える全国の管理栄養士養成施設の新卒者合格率に達していない。対策講座や模擬試験を欠席する学生もおり、特に GPA や栄養士実力認定試験の成績不良者への対応が課題である。

大学各学科及び研究科において、学習成果の査定は明確である。単位の実質化を保証するための CAP 制度は平成 26 年度に導入され毎年検討を重ねてきた。そして、「学修成果評価方針」「進級要件」が定められ、運用が始まり、これまで課題であった学習成果の査定の仕方の検討が進んだ。学生は毎年異なるので、定期的な点検を図る必要がある。

毎年学生は異なるので、学生の状況を踏まえた上で、蓄積されているデータを活かして、定期的に検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

<現状>

卒業生の進路先からの評価を聴取することに努め、下記の取組みを実行している。

第一にアフターケアでは、就職部・各科就職委員・各科アドバイザーの体制で令和 3 年度は 46 所の就職先企業を訪問している。本学では採用の御礼や本学の求人も含め卒業生の勤務状況、大学での学習成果、事業所・幼稚園・保育所で求める人物や職場での評価を直接聴き、学生の就職指導の参考にしている。職場開拓の際や求人状況についても情報収集を行い、就職先との信頼関係を築きながら状況把握を行っている。これらは「アフターケア事業所訪問報告書」にまとめ、就職委員会で報告し、就職指導及び各科の授業の中にフィードバックして改善に役立てている。

<アフターケア事業所訪問・職場開拓の記録>

年度	平成	平成	令和	令和	令和

項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
アフターケア事業所訪問	27件	50件	50件	48件	46件
職場開拓	41件	43件	45件	17件	18件

※平成24年度は人員不足で職場開拓が実施不能

第二に「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」を依頼し実施している。正社員として就職した卒業生を対象に調査を実施した。就職先に対して無記名アンケートを行っている。令和3年度は47件発送し、対象となる61名分の回答を得た。回収率は80.3%で昨年よりも0.7上がっている。その結果を就職委員会・教授会で報告し、学内のグループウェア上でも掲載して卒業生の実態把握に努めて、本学の学生指導からも教職員で情報を共有して改善策を検討していきたい。

令和3年度の「就職先からの卒業生に対する評価アンケート」から体性は昨年と比較して16.9%上がり、65.2%になっている。それ以外の・コミュニケーション力・行動力・マナー・礼儀、・判断力・協調性について評価が改善している。継続して情報収集しながら各科就職委員・アドバイザーと連携して対策を検討し、全学的な取り組みで80%まで上げていきたい。マナー・礼儀対策として、教職員にマナーの本を配付して指導を行う事も実施した。今年度は主体性について話し合いを行い、何度も繰り返す、コーチングを取り入れたり、気づきを与える等、対話による自己肯定感を高める事なども検討された。学生も変化しており、状況に合わせた対策を考え、各講座セミナー講師や各科就職委員会にも依頼して改善に努めていく。毎年行っているキャリアアップセミナー(16コマ)では、学生の状況を見て、自己分析や自己PR等本学の学生の弱点を克服するために、追加をして就職対策講座として6コマ実施した。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の明確さに関する課題は以下の通りである。

生活科学科

学年末に、各学年での達成度評価等を実施し、学生の学習意識向上を図る必要がある。

食物栄養学科

管理栄養士はじめ各種資格の国際性について、具体的に学生がイメージできるように伝え、視野を広げること等が今後の課題である。

「学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」、「学習成果評価方針」の一環にある。そのため一部分の改正を行うときには、大学及び研究科でそれぞれの検討が必要となるが、定期的な点検を行うことの定着が課題である。学生に対しては、オリエンテーションを通して周知をしているものの、学生自身が自覚をして授業を受けているか否かの確認はしていない。文言をより簡潔にし、学生にとってよりわかりやすいものにしていく必要がある。

「教育課程編成・実施の方針」は、教育目的に基づいた「学位授与の方針」や「入学者受け入れの方針」との関係性において成立する。これらの方針の他に「学習成果評価方針」の導入が始まり、上記3つの方針とともに検討する必要がある。令和2年度から科目のナンバリングを導入した。教育課程の体系化について、PDCAサイクルによる教育目標の定期的点検と関連させた検討を図っていく必要がある。

生活科学科

単位履修の説明時にシラバスと共にカリキュラム・マップについても学生が認識する必要

がある。

食物栄養学科

食物栄養学科のディプロマ・ポリシーについて、ルーブリックを用いて年に1回見直すこととしているが、定期的な時期を選定していないために、学年によって未実施となる傾向がある。年度初めに各学年一斉に配布することで改善を図る。

「入学者受け入れの方針」に合致した入学者を期待することから、受験を希望する高校生がこの方針を充分理解できるように、表現を定期的に検討していく必要がある。高大接続対応により、入学者選抜での提出書類が増え、コロナウイルス感染拡大防止による影響で部活動等の大会も中止を余儀なくされた。そのため、「活動報告書」へ記載できる内容も少なくなったことへの配慮への検討が、引き続き必要である。

大学院及び各学科の課題については以下の通りである。

大学院

大学院生の発表会を公開制にすることを検討中である。

生活科学科

教職課程科目（家庭科中学高等学校教諭、特別支援学校教諭）をCAP制該当単位から除外しないと社会福祉専攻においては、社会福祉士と両教職課程科目を合わせると上限単位数を超える場合があるため、検討が必要である。

食物栄養学科

学習成果は学習意欲に左右される。令和2年度卒業生に実施した国家試験合格率との関係についてのアンケート結果(表1)では、国家試験合格率は管理栄養士の資格が大切であると思うものの方がそうでないと思う者より、高い傾向にあった。やる気スイッチが早く入ることで、国家試験の勉強に取り組む姿勢が変わる。そのためには、学習成果をチェックする機能と同時に、初年度から管理栄養士の資格の重要性を高めるような入学後の導入教育を充実させる必要がある。

大学各学科及び研究科において、学習成果の査定は明確である。単位の実質化を保証するためのCAP制度は平成26年度に導入され毎年検討を重ねてきた。そして、「学修成果評価方針」「進級要件」が定められ、運用が始まり、これまで課題であった学習成果の査定の仕方の検討が進んだ。学生は毎年異なるので、定期的な点検を図る必要がある。

生活科学科

専攻間並びに授業科目間の統一的評価基準の検討も必要であると思われる。

食物栄養学科

留年制を導入後、留年制の学習意欲やモチベーションの維持に関する指導が課題である。

栄養士実力認定試験では、C判定は「栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者」とされており、C判定者が生じることが栄養士養成施設としての課題である。管理栄養士国家試験対策として、3年後期から特別演習Ⅰ～Ⅲの演習授業を開講し、課外で冬期講習、直前講習と10回の模擬試験を実施した。国家試験の結果は、過去5年間では表の如く6～7割台の合格率であり、9割を超える全国の管理栄養士養成施設の新卒者合格率に達していない。対策講座や模擬試験を欠席する学生もおり、特にGPAや栄養士実力認定試験の成績不良者への対応が課題である。

毎年学生は異なるので、学生の状況を踏まえた上で、蓄積されているデータを活かして、定期的に検討する必要がある。

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の関連性を考慮した定期的な点検の体制は整ってきている。単位の実質化を保障する CAP 制度や GPA 制度も、平成 26 年度から導入し、各期の確認を行いながら適切性をより高めるべく検討を重ね、活用が定着してきた。教養教育と専門教育との関連及び教養教育の効果の測定の検討が必要である。「学習成果評価方針」、「進級の要件」を導入して 3 年目である。今年度は 2 名が要件を充たすことができず留年となる。該当学生の卒業までの過程を注視する必要がある。就職先からのアンケート評価において指摘されている様々な基礎力の育成を視野に入れた、全学的な連携教育の実施を進めることは、いうまでもない。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

＜現状＞

【教員の役割】

まず本学の教員は、学科・専攻の特徴に合わせて多様な学習成果の獲得に向けて真摯に責任を果たしている。教育課程と「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）の関係を分かりやすく学生、学外に伝えるために、平成 27 年度にカリキュラム・マップを全学科で策定し、ホームページに掲載したが、これに合わせて各学科ではシラバスの確認や学科会議等を行い、「卒業認定・学位授与の方針」と、各科目の成績基準の対応を図った。こうした過程を経て、上述したように（Ⅱ-A-2・5・6）、シラバスの記載については教務部・教務委員会を通じて専任教員だけでなく、非常勤教員にも一定のレベルの意識共有が得られており、ここに記載された成績評価基準を遵守して学生の学習成果の獲得が適正に評価されている。

学習成果の状況把握に関しては、クラスアドバイザーを中心に対応している。本学では 10～30 数人のクラスに 1～2 人のアドバイザーが付き、学生の学習面・生活面をきめ細かく把握している。学生の成績に関しては、学期の成績発表ごとに、アドバイザーが全学生の成績を確認の上、成績配布を行い、課題のある学生に対しては、面談を通し指導を行っている。さらにこれらの情報を主任が把握し、学科会議等で問題共有に努めている。

学生の学習成果の獲得には、教員の授業の質の向上と学習への取り組みに対する教員と学生の相互理解が重要であり、その意味で教員側から学生への情報発信として、まずシラバスを重視していることは上述した。加えて本学では授業評価アンケートに関しては、本学では、平成 18 年度から、各教員 1 科目という形態で開始し、平成 22 年度からはこれを全科目・各学期実施へと拡大した。各教員の授業評価の結果は 3 ヶ月以内に本人にフィードバックされており、平成 25 年度より、各学科主任へ学科教員の結果がフィードバックされている。授業評価の結果の利用に関しては、各学科の特性に合わせて取り組みがされている。ほとんどの学科では、授業評価の結果返却時に学科会議で、結果について取り上げ、協議を行うことで授業改善を促している。現在はオンラインによる授業評価アンケートを実施し、学生、各教員へのフィードバックを図っている。授業評価アンケート結果の分析を基に、全学部・学科の学生代表者が授業改善に係る FD 活動に参画する計画があったが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施することができなかった。

FD 活動については、本学では FD 委員会である学園教育充実研究会が全学的な取り組みを担っている。本学の FD 活動は、①各種の研修会・講演、②授業公開・参観制度、③FD 大会の 3 つに分けられる。①に関しては、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、実施回数を減らし、参加下限設定は行わなかった。②の授業公開に関しては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から実施を見送った。③の FD 大会についてであるが、本学は昭和 44 年から全学の教職員が集まり 1～2 日をかけて研修する「学園教育充実研究会」という研

修会（FD 大会）を実施している。時宜に合わせてテーマや活動内容を設定しており、今年度のテーマは「SDGs を踏まえた特色ある学園を目指して」とし、新型コロナウイルス感染拡大の現状を鑑み実施を延期していたが、令和 4 年 3 月 16 日～31 日を視聴期間としオンデマンドで開催した。また各学科は、上記の学園教育充実研究会への参加を基盤として、さらに各学科の特性に合わせて、独自の取り組みを行っている。多くの学科では、学科教員に対し研鑽に努めるよう促している。

授業内容の調整に関しては、全学科が学科会議で情報共有し、内容の調整を図っている。また「キャリアデザイン I」のような複数の教員が担当する全学的な授業では、教養・キャリア教育委員会の担当者がまとめ役となって円滑な授業運営と改善に取り組んでいる。さらに、資格課程を有する学科では、資格の認定団体が定めた基準に準拠した内容としたり、指定の教科書を使用したりして授業内容の調整を図っている。さらに、資格課程を有する学科では、国の法規や資格の認定団体が定めた基準に準拠した内容としたり、指定の教科書を使用したりして担当教員間での授業内容の調整を図っている。加えて、学科主任がシラバスを閲覧して内容の調整を行う取り組みも進みつつある。

教育目的の達成状況については、各学科の特性に合わせた指標により、きめ細かく把握に努めている。就職実績は、全ての学科で重要な指標であり、就職委員会との連携により、定期的に就職状況は把握され、常に改善が意識されている。また、資格を有する学科では資格の合格率、実技・技能が主体の学科では展覧会の実績などが達成状況の指標として捉えられ、学科会議等で情報共有されている。

履修・卒業指導に関しては、本学ではアドバイザーが中心になって指導に当たっている。ほとんどの学科では、履修登録時に全学生の履修状況を確認し、指導を行っている。その他、特に指導を有する学生に対して、個別面談を行い、丁寧な指導を行っている。

【事務局の役割】

次に、事務局が「学生の学習成果の獲得」に果たす役割について述べる。本学の事務組織は、学園事務局（総務部、経理部、管財部、入学事務・広報部）と大学事務局（教務部、学生生活部、就職部）に区分される。学園事務局は、法人全体の事務を統括するとともに、大学短大の事務を処理し、大学事務局は法人事務局に連結し、大学・短大の事務を処理する。本学の事務職員は、平成 23 年に採択された「キャリア教育基本方針案」の 4 本の軸の一つとしてアドバイザーたちと共に全教職員がアドバイスを与えることで本学の人間形成としてのキャリア教育に関与する存在とされている。以下に、各事務部門別に学生の学習成果との関わりについて述べる。

(1) 学園事務局

学園事務局は、法人の運営を主たる任務とする性格上、学生との直接の関わりは少ないが、学生の学習環境の基盤作りにおいて重要な役割を果たしている。

総務部： 人事、諸規程の制定・改廃、諸行事の運営等を通じて、学生の学習環境の制度面を支えている。

経理部： 学園の予算や資金計画等、また学生からの納付金の受領など、学生の学習環境を経理面から支えている。

管財部： 施設・設備の設置や維持を任務とし、学生の学習成果の獲得に関して、物理的環境の面から支えている。

入学事務・広報部： 学生の学習成果を把握し、本学の特色の広報活動を行っている。また、オープンキャンパス等を通じて学生と直接関わりをもっている。

(2) 大学事務局

大学事務局は、大学・短期大学の事務処理を任務とするため、学生との直接的な関わりが強く、職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握する立場にもある。

教務部： 教学運営に関わる事務を任務とし、履修処理、成績処理といった教務事務だ

けでなく、きめ細かい窓口対応を通じて、履修指導、卒業指導に大きな役割を果たしている。教務委員会を通じて諸規程の制定を支え、制度面でも学生の学習成果の獲得を支えている。また学生の成績記録を規定に基づき適切に保管しており、卒業は勿論、就職や進学などに際しての証明書の発行等にも適宜対応している。

学生生活部： 学生の学習指導、生活指導を任務とし、学生の福利厚生や学外活動などを支えている。また、前述のように本学ではアドバイザーが学生の学習・生活面をきめ細やかに支援しているが、学生生活部はそのアドバイザー組織を主管する。広義の教育活動をサポートする立場として、学科・専攻や部局を横断したオープンキャンパスの計画実施や学友会活動の支援を通して学生の学習成果の獲得に尽力している。

就職部： 就職部は学生の就職指導・職業紹介を任務としている。きめ細かい個別の就職指導だけでなく、就職ガイダンスや、就職試験の模擬試験、キャリアアップセミナー（就職対策講座）、「キャリアデザインⅡ」（インターンシップ）を主催し、学生と直接関わりながら学習成果の獲得を支援している。

本学事務局職員の SD 活動については、教職員の研修を任務とする学園教育充実研究会に SD 部門が設置され、種々の研修の企画・運営を行っている。また、職員は、同委員会内の FD 部門が企画する研修会にも参加が推奨されている。特に、本学では 1 年に 2 週間程度、全授業公開期間を設け、授業の相互参観を行っているが、この取組において、職員の参観も受け入れており、毎年、大学事務局を中心とする職員が多数、授業参観をしていたが、今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

【図書館等の役割】

次に図書館に関する活動について述べる。本学では在籍する学生および教職員の学術研究における基礎資料として図書および学術資料（電子資料含む）を整備し、専門的知識および基礎教養の習得を支援することにより、学生が在学中はもとより卒業後もよき社会人として社会生活を営むことができるようになることを目的として大学図書館を設置している。平成 26 年度以降には図書館とともに学生の自学自修を支援する施設として 2 ヶ所のラーニング・コモンズを学内に設置し、大学図書館が管理運営している。

図書館では専門職である司書が、図書館資料の整理、他大学図書館との ILL（Inter Library Loan, 図書館間相互利用）業務、レファレンス（質問、相談に対する調査回答）業務などを通じて、学生および教職員の学修、研究における課題解決を支援している。利用者教育としては新任教職員へのオリエンテーション、大学全体で開催する新入生の入学前オリエンテーション、各学科単位で開催する新入生ガイダンスなどを通して、特に新入生には大学図書館の基本的な機能を丁寧に説明し、大学図書館が学生にとってどのような場所であり、利用することによって何ができるのかについて解説し、周知することに努めている。また大学・短大の各学科・専攻と附属高校の代表からなる図書館運営委員会は、図書館の学生利用の利便性を高めるために協力している。

また図書館では、文部科学省より奨励されているアクティブ・ラーニングに学生が興味を持つ契機のひとつとして、平成 27 年度より「全国大学ビブリオバトル」の郡山地区予選会を開催している。平成 29 年度は全国大学ビブリオバトル首都決戦 2017 において「準チャンプ本」を獲得した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染予防のため、地区決戦・全国大会ともに中止となり、本学のみでの大会を開催した。令和 3 年度も本学での大会を開催した。これで本学での開催は、7 年連続となった。「ビブリオバトル」の開催に当たっては、大学・短大全体に参加学生を募集すると共に、図書館司書の養成課程をもつ地域創成学科の授業の一環としても活用している。

次に、ICT の活用促進に関して述べる。学生の学習支援においては、平成 12 年度より、入学から卒業まで 1 人 1 台のパソコン無償貸与を実施し、予習・復習・レポート作成等に活用されている。この貸与事業は事務局の管財部と IT 委員会によって運営されており、貸与時には、新入生オリエンテーションにおいてパソコン研修会を実施し、パソコン基本操作を指導

すると共に、パソコン操作の疑問やトラブルに対応するべく、情報教育アドバイザー（1名）を62年館ラーニング・コモンズⅡに配置している。平成29年度には授業支援システムを更新し、システムめばえを導入した。学生は、「履修登録・シラバス閲覧・授業教材ダウンロード・レポート提出・連絡確認」に活用する。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン授業環境を導入（4月～9月：google meet、10月以降：Zoom）した。また図書館には、貸与パソコンが故障した場合の貸し出しパソコンが配備されている。

教職員の業務支援においては、平成24年度にグループウェアを導入し、「業務連絡・資料共有等の機能」により、業務効率化を実現した。令和2年度には、より快適な動作を目指すために、「サーバ機器入れ替え・グループウェアソフト更新・グループウェア設定最適化」を実施した。現在、学内LANおよびWi-Fi環境の整備は進んでおり、キャンパス全域での良好な利用環境がほぼ確保されている。

本学教職員は、上記の学生のパソコン相談窓口役の情報教育アドバイザーに技術的・機材的トラブルの相談をすることが出来ると共に、情報分野の専門教員から構成されるIT委員会の支援を受けて教育課程および学生支援を充実させるためのコンピュータ利用技術の向上に努めることが出来る環境にある。IT委員会は、今後も学生・教職員に最適なICT環境の運用を進めて行くためにPDCA表を活用した年間計画を作成して向上に努めている。

「学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に関しては、ここ数年で大きく改善が見られた。FD活動に関しては、研修会の制度や授業公開の取り組みなど、制度的な基盤は整った。また、ICTの活用に関しては、それまでのシステムがシステムめばえに更新された。学生の学習状況・履修状況の把握に関しては、従前から、本学の特色であるアドバイザー制度により、充分に取り組みが行われており、今後もそれを継続していく。

今後の課題を挙げるとすれば、第一に学科独自のFD活動のさらなる充実である。本学では、全学的組織である学園教育充実研究会の活動がFD活動の中心であり、現在はそれに学科が参加する形となっている。多種多様な学科の特性を鑑みれば、これに加えて学科独自のFD活動がより盛んになることが望ましい。第二に、図書館利用の促進である。近年、多くの大学図書館が抱えている問題であるが、時代に即した図書館の利用法の転換が今後求められている。ラーニング・コモンズの導入、アクティブ・ラーニングの啓発等を加速させる必要がある。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

<現状>

具体的な学習支援は、全体のオリエンテーションや大学各学科及び研究科ごと、履修科目の指導を行っている。まず入学手続き者に対しては、『郡山女子大学への入学手続・準備について』が送付されており、入学後の学習や学生生活についての情報が伝達されている。次いで入学者の学習成果の獲得に向け、入学前の2月に「プレカレッジ」を実施している。この内容は、後述するように学科・専攻によって特色を生かしたものとなっており、入学前課題を科して基礎学力の確認や補強に役立てるなど工夫が試みられている。

新年度開始時には、学生生活部を中心に教務部をはじめとする各部署、学科・専攻などが協力して新入生オリエンテーションを開催している。全体会に続いて各学科および専攻では、アドバイザーが履修指導や学生生活の指導を行っている。ここで学生に『単位履修の手引き』や『学生生活の手引き』を配布して学生生活に必要な情報提供をしている。また貸与パソコンの基本的な使い方や学生の学習と学生生活をサポートする「めばえシステム」の活用方法などをレクチャーする時間も設けているが、コロナ禍で時間の短縮や内容の簡略化を強いられている。

基礎学力が不足の学生に対しては、シラバスに各科目担当者のオフィスタイムを明記するとともに、適宜指導を行っている。これは、学習の進度の早い学生や優秀学生に対する学習支援も同様である。また毎週水曜日Ⅲ時限目に設定されている集会の時間などを利用して履修登録時や成績通知時等、アドバイザーが指導をしている。このアドバイザー制は、学生の

生活指導とともに学習上の悩みの相談にのり、適切な指導助言を行う本学独自の体制である。

本学は、通信による教育を行う学科はない。また、現在留学生の在籍はないが、かつて複数の留学生が在籍していたことから、留学生の受け入れは可能となっている。

学期ごとに授業評価アンケートが実施され、各学科および専攻の主任教授は所属教員の授業力を把握することができ、学長より当該アンケート結果を利用した効果的な指導を行うことが求められている。

以下は、大学各学科の具体的な学習支援である。

生活科学科

入学後の学習への円滑な導入を図るため、入学までの学習に対し専攻に即した課題を課している。社会福祉専攻は、社会福祉や介護など福祉の理論と実践、さらに家庭生活や教育について学ぶとし、「高齢者」「児童・生徒」「障がい児・者」「貧困」「家庭生活」「教育」「子育て」の領域のなかから関心のある話題についてレポートを提出させている。建築デザイン専攻は、住むことの本質をとらえ、建築デザインの高度な理論と技術を学ぶとし、「日本及び西洋の著名な建築物」についてレポートを提出させている。入学後から卒業時まで学習上の悩みなどについてはアドバイザーの他に授業科目担当者並びに卒業研究指導者が適宜相談にのり適切指導を行っている。また、各学年の前期、後期の成績発表後に学科会議において生活状況と成績状況を確認し、成績不良者には個別指導を行うこととしている。また、編入生については編入試験前に事前相談を行い、資格取得希望等による単位修得条件も踏まえ十分な指導を心がけている。編入学後はアドバイザーと各専攻教員が協力して指導する体制を整えている。

食物栄養学科

食物栄養学科では「食と健康のスペシャリストとして人々の健康を食から支える管理栄養士、栄養教諭、食品衛生監視員、食品衛生管理者を養成する」という目標のもとに健康と生活の向上に貢献する人材育成に努めている。本学科では管理栄養士の受験資格及び栄養教諭一種免許が取得できる。後者については、教職課程推進室の項で詳述することとし、ここでは前者に関する取り組みについて述べる。

入学手続者については、プレカレッジとして入学後に必要となる高校までの学習内容の復習を含む課題（問題集）を解いて準備を行っている。入学後は、新入生オリエンテーションから卒業までクラスアドバイザーと係の学科教員が学習上の悩みなどの相談に乗り、学科や学生相談室等の協力を得ながら学生の指導助言を行っている。前年度の GPA が 3.0 以上の成績が優秀な学生には、年間 58 単位ではなく 60 単位の CAP 制を適用している。また、優秀な学生には地域連携活動に参加させ、商品開発や発表など学外で活動する機会を与えている。学科内に管理栄養士国家試験対策委員会を設け、GPA、栄養士実力認定試験や模擬試験の結果に基づいて、補習授業等の管理栄養士国家試験に向けた学習支援を行っている。学習支援方法は、毎年の管理栄養士国家試験の状況に基づいて学科の科内会議で検討している。編入生には、編入時に編入生を対象とした新入生オリエンテーションを実施し、各自の履修状況に対応した 2 年間の履修計画を作成している。その後は、クラスアドバイザーを中心に学生生活に関する指導助言を卒業まで行っている。

大学院及び各学科以外の支援の取組みは、次のとおりである。

学生生活委員会では、入学者に対して、学習成果の獲得が最大限達成できるよう、新入生学内オリエンテーション（入学式前 2 日間）、新入生学外オリエンテーション（1泊 2日）を実施している。学内オリエンテーションにおいては、学科ごとに卒業の要件と単位の履修方法、資格取得のための履修規定、授業支援システム、さらに学生生活に必要な事項の説明を行っている。学外オリエンテーションは大自然のもとで教員と新入生とがともに宿泊研修をすることにより、相互の理解と親睦を深める機会としている。新入生に本学教育を浸透させ、大学生活への円滑な導入と適応をはかるとともに、今後の学生生活をより充実したものとするを

目的とし、例年実施している。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度は宿泊研修を中止し、後期開始後の9月に「秋の研修」として実施した。入学してから半年となる大学生活を振り返り、それを土台として以降の学びを充実させるために学生と教員が共に考える機会とすることを目的に開催した。入学時には全入学生に対して、学習・生活支援のための冊子として「学生生活の手引き」を配布している。「学生生活の手引き」には、学内生活の基本情報の他、奨学金、各種届出、生活サポートのための学内組織について記載されている。「学生生活の手引き」内容は、社会の変化や学生のニーズに合わせて毎年見直しを行い充実させている。学習上の悩みなどに対するサポートとしては、アドバイザーによる支援体制に加え、学生相談室、保健室、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止委員会が連携し、適切な指導助言を行っている。

教養・キャリア教育委員会では、基礎学力が不足する学生に対し補習する方法の一つとして、eラーニングシステム「めばえドリル」を導入している。開始は2019年度、短大地域創成学科から試験的に利用開始し、2020年度から短大健康栄養学科と専攻科文化化学専攻でも開始、2021年度には大学生生活科学科、食物栄養学科、短大幼児教育学科も開始することとなり、大学・短期大学部に在籍するすべての学生と入学前教育対象者が利用することができる。「めばえドリル」は本学独自の名称であるが、ライズ株式会社のリメディアル教育用eラーニング「ライズドリル」及び、就職試験対策教材「ライズSPI」の両方を活用することが可能である。

2021年度大学生の利用開始は、就職試験対策SPI試験対策という側面があったため当委員会と就職部の二つの部署で連携して起案し決裁を受けた。しかし、全学生が使用可能となった今年度2021年度は、年度開始後にスタートしたという事情があり、大学2学科と幼児教育学科への説明不足という面があった。2022年度はその点を改善していく必要がある。

また、入学前教育に活用しているのは、地域創成学科が2019年度入学生から、幼児教育学科が2022年度入学生対象に利用案内を出しているという現状であり、今後は活用促進を図るため当委員会としては説明資料配布等を計画している。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援という点でも、上記のeラーニングシステム「めばえドリル」は基礎編、応用編、SPI試験対策の3段階でドリルが構成されており、より高いレベルの学習を望む学生へも問題が用意されている。各自で何度でも取り組むことが可能で、ポイント獲得により絵柄が変わるといような意欲喚起のための仕組みもある。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検しているかという点については、学園グループウェア「システムめばえ」に「めばえドリル」のリンクがあり、それをクリックすることで担当学生全員のめばえドリルへの取り組み状況がわかるように設定されており、学生達の取り組み状況、進捗や得点、挑戦回数などをチェックすることができ、進捗が遅い人や低得点のままになっている人に対してメール連絡することができるシステムとなっている。

図書館では、学生参加による「選書ツアー」を7月に実施し、学生の視点に基づく蔵書の充実を図っている。令和3年度は、学生3名の参加を得てジュンク堂書店郡山店にて選書ツアーを開催した。大学図書館のメールマガジンは学生就業期間中、隔週1回の発行を目標とし、事務連絡だけではなく、蔵書の紹介、学部専攻における専門分野の周辺情報の紹介等も積極的に行っている。また、年3回発行される学園報に、書影入りの新着図書案内を掲載している。

IT管理・運営委員会では、授業支援システム「システムめばえ」の各種機能を用いて日々の学習を支援している。学生連絡を行う「お知らせ機能」、履修登録を行う「WEB履修機能」、成績や出席状況を確認する「学生ポートフォリオ」、各授業の授業資料ダウンロードやレポート提出を行う「e-Learning機能(moca)」、学内の各種学修支援サイトへの接続を容易にする「リンク集」などである。

Google Workspace for Educationの各種機能も併用することで、昨今増加傾向にあるデジタルコンテンツを活用した学習環境も整えている。具体的には、基本的なメール連絡手段で

ある「メール機能（メール）」、学習データ保護やデジタルコンテンツの共有環境を整備し、オンデマンド教材の利用環境を提供する「クラウドストレージ機能（ドライブ）」、柔軟なアンケート環境を整備する「アンケート機能（フォーム）」である。オンライン授業環境として、教育機関向け Zoom を導入することで、先述の「システムめばえ」「Google Workspace for Education」と組み合わせることで、遠隔授業の学習環境を整えている。学生は1人1台の貸与パソコンにより、パソコン性能の差はなく、同一環境の提供を実現している。

本学の学習支援の組織的取り組みは、概ね達成できている。特に、各学科及び専攻科ではアドバイザー制を活用した学生個別の教育ニーズを把握することができており、それが学習成果に反映されている。しかし近年の学生の傾向により、アドバイザー教員の業務負担が増している。例えば、学習習慣が定着しておらず、課題の提出に際しても特別な支援を必要とする学生が散見されること、成績の上まらない学生に配慮しながら、全体的な授業内容の高度化を目指さねばならないこと、対人関係が構築できず学習に距離を置く学生への支援などである。アドバイザー制を有効に活用するためにも、より適正な支援体制の構築を模索することが課題である。

生活科学科

入学前教育については、学生の4年間の成績推移と入試種別の相関を分析しおり、入試種別により適切な入学前教育を行うことを検討している。

食物栄養学科

本学科では、3年時に履修課程を決めるが、管理栄養士課程の履修要件（2年末の成績）を充たすことができずに管理栄養士課程を履修しない学生が毎年数名いる。これらの学生には、受講しない授業もあり、登校しない日もあり、学習意欲の向上のための指導が課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<現状>

【学生生活委員会と学生生活部】

学生の生活を支援するための教員組織としては、本大学・短大共通の組織である「学生生活委員会」が設置されており、その構成員は委員長（大学・短大兼務の学生生活部長が兼任）1名、副委員長（学生生活部長補佐が兼任）4名（大学2名・短大2名）、各学科所属の学生生活委員4名（大学2名、短大2名）、学生生活部事務職員（学生生活部長補佐1名を含む）2名の計11名である。令和3年度の学生生活委員会は13回開催している。学生生活委員会では学生の生活指導・安全指導ならびに厚生関係の協議を行っているが、各委員は、所属学科の意見を吸い上げて委員会で報告するとともに、委員会での協議内容を各学科に持ち帰り、全教員に伝達している。また、学内のグループウェアを活用して、委員間の意見の交換や伝達を行うことによって、コミュニケーションを密にしている。これにより、全教員が共通の認識のもとに学生指導に当たっている。また、「月例委員会報告」をグループウェアのファイル管理に掲載し、全ての教職員が閲覧できるようにしている。

学生の生活支援を行う事務局組織としては、学生生活部が設置されている。学生生活部は学生生活部長（大学・短大学生生活部長を兼務）1名、部長補佐5名（大学2名・短大2名・事務職員1名）、事務職員3名の計9名で組織されている。学生の生活支援全般に係る事務ならびに安全指導を担当し、学生生活委員会と連携して業務を行っている。

学生生活部では学生の生活の安全を確保するために、学生に『学生生活の手引き』、『新生へメッセージ』、薬物乱用防止パンフレット、悪質商法被害防止パンフレット等を配付の上、安全のための講話を実施し注意を促している。また、毎月、福島県警察本部から送信される性犯罪防止のための「安全情報」を学内LAN「システムめばえ」で全学生・教職員へ一斉配信（学生は各自、携帯電話・スマートフォン等に転送設定を行っている）し、防犯意識

の喚起に努めている。さらに、月例の学生生活委員会で報告する事件・交通事故発生件数と概要を全教職員に伝え、アドバイザーから学生に対し注意を促している。大学付近に出没した不審者の情報、悪天候の際の通学上の注意事項や公共交通機関の運行状況等についても学内 LAN「システムめばえ」で緊急時にも柔軟に対応している。

【アドバイザー制とリーダー制】

本学には開学当初から設けられているアドバイザー・リーダー制がある。その導入の目的は、本学の建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基本とした教育理念の下に、S. P. S (Student Personnel Services=厚生補導・学生助育)の精神を活かして、教員と学生との人間的触れ合いを図ることによって人格形成を行おうとするもので、教育目標の達成と学生の入学目標の実現に向けて学生を支援することに重点を置いている。

アドバイザー制については、各クラスに1~2名のアドバイザーならびに係が任命されており、学生にとって最も身近な教員として、入学から卒業まで、学習・進路・生活など様々な問題に対して支援・指導を行っている。このため、アドバイザーの職務は多岐にわたり、学生指導に費やす時間・労力は大きな負担となっている。そこで、アドバイザーが職務の内容を理解しやすいよう、平成25年度から『アドバイザーの手引き』を作成し、アドバイザーの職務内容と学生指導上の留意点、アドバイザーが作成する調書・報告書の説明等、学生指導上参考となる事柄を記載して全教職員に配付している。この手引きについては毎年度見直しを行い、内容を充実させている。また、アドバイザーの負担を軽減するため、アドバイザーが作成する報告書等の書式見直しを行い、簡素化を図った。さらに、学生指導に役立つ知識やスキルを身につけるための研修会として、学生指導研修会を毎年1~2回開催している。令和3年度は、障がい学生支援委員会との共催で、「障がい学生支援に向けた学内連携について(オンライン研修)」(講師：帝京平成大学 田中雅子准教授)を開催した。

リーダー制については、クラス運営を行うリーダーならびに副リーダーを学生が輪番で務めている。リーダーは毎日、アドバイザーから「リーダー日誌」を受け取り、記入されている連絡事項をクラスで伝えるとともに、その日の状況を記述し、アドバイザーに報告している。アドバイザーは学生の報告によってクラスの状況を把握し、学生との相互理解に役立っている。また、時間割の中に毎週1回、集会が設定されており、アドバイザーとクラスに所属する学生が一堂に会する機会が組まれている。集会では学科及び専攻科やクラス独自の行事や活動(講習会、講演会、ボランティア活動、模擬試験、学外実習等の成果発表、単位履修・資格取得についての指導、生活指導、討議、レクリエーション、スポーツなど)を行い、リーダーシップの育成やキャリア教育等にこの時間を有効に活用している。さらに、集会の時間に教養講座、学友会役員選挙・総会、防犯・交通安全講習会、ハラスメント防止講話、就職ガイダンス、教職課程説明会、安全防災訓練等の全学的行事が行われている。このように、集会の時間が有効に活用されている。

【学友会活動】

学友会の顧問は学生生活部長ならびに部長補佐が務め、学友会の運営や予算支出等についての助言指導を行っている。クラブ・同好会活動は大学生と短大生が合同で行い、令和3年度公認のクラブ・同好会は文化系12団体、体育系8団体の計20団体である。部員が卒業したために休部するクラブもある一方で、毎年、新しく同好会が結成されている。

これら全クラブ・同好会の顧問は教員が務め、活動の助言指導を行うとともに学外活動の際は引率指導を行っている。顧問の引率旅費交通費は大学予算から支出している。部員の遠征に要する旅費交通費は大会等の種類により、学友会の予算から全額あるいは一部を支出し、また、保護者の組織である家族会からも援助を受けている。令和3年度はコロナ禍もあり学外遠征をしたクラブは陸上クラブのみであったが、部員遠征費ならびに指導者(学外コーチ)旅費交通費を学友会予算より支出した。

各クラブ・同好会は、オープンキャンパスにおいてクラブ・同好会の活動を紹介するポスター掲示すると共に、4月当初の新生オリエンテーションで活動の紹介や実演・演技・演奏等のパフォーマンスを行い、サークル活動への参加を呼び掛けている。しかし、令和3年

度はコロナ禍により、感染防止のため新入生オリエンテーションにおける各クラブ・同好会紹介は行わず、学友会クラブ・同好会紹介冊子『Welcome 開成』を「システムめばえ」お知らせにより配信し、活動の周知を図った。またコロナ禍の状況により活動自粛とした期間もあったことから、例年通りに新入生の加入と活発な活動を促すことが出来なかった。そのため、学友会が入部希望者とクラブ・同好会をつなぐための活動として、用紙による入部希望調査を行い、その情報をクラブ・同好会へつないだ。また、学友会の支援を顧問である学生生活部長ならびに部長補佐が行った。

学友会活動としては、緑の羽根、赤い羽根、歳末助け合い、地震・風水害などの被災者への支援のための募金活動を行っている。被災者支援の募金活動として令和元年度は、九州北部豪雨と台風19号豪雨に対する活動を行ったが、令和3年度は行わなかった。また学友会行事では、例年8月上旬に郡山市商工会議所主催で開催される「うねめ踊りながし」に参加し、令和元年は準大賞に輝いた。しかし、令和2・3年度はコロナ禍により「うねめ踊りながし」の開催がなかった。

例年、学生が主体的に参画する活動のひとつである学園大運動会では、体育担当教員の指導の下に学友会役員が中心となって企画・運営を行っている。また教育成果発表を行う「もみじ会」では、クラブ・同好会も発表の機会が与えられ、移動動物園開設、演奏会、ダンス発表会、お茶会開催、きもの着付け実演、研究発表・活動報告展示などを実施している。しかし、令和2・3年度はコロナ禍により学園大運動会は中止となり、「もみじ会」は学科学習成果の発表と展示のみで、クラブ・同好会による発表と展示は行わなかった。

学友会役員に積極的に立候補する学生は少なく、ほとんどの役員を信任投票で決定しているが、役員となった学生たちは熱心に活動し、大学と短大の学友会役員が協力しあって学友会の運営に当たっている。一般学生も学友会活動に協力的であり、年に2回開催される学友会総会への出席はよい。令和3年度の総会はコロナ感染防止を踏まえ書面決議により行った。

【学生ラウンジ・購買部・学生食堂】

学生の休息のための施設・空間としては、62年館1階のオフタイム、マリールーム、創学館1階の談話室の他、本館、創学館、62年館、83年館、芸術館、図書館、記念講堂の各建物に学生休憩用のラウンジが設けられている。学生ラウンジにはテーブルと椅子またはソファが設置されており、寛げる空間となっている。また、学生が自習する教室としてラーニング・コモンズ室が開放されている。さらに、学生の感性を養うことを目的として学園内の多くの場所に絵画や彫刻等が展示されており、芸術的雰囲気醸し出されている。食堂「フェリーチェ」は、創学館1階にあり運営を業者に委託していたが、平成30年9月からは学園で行うことを受け、学生より名称を募集し、選考には学友会役員も加わり「フェリーチェ」に決定した。メニューには、屋上菜園で収穫された野菜も用いられている。家政学館1階の実習食堂は例年、大学食物栄養学科と共に短期大学部健康栄養学科の「給食論実習Ⅱ」として模擬営業を行い、学生・教職員が利用しているが、令和2・3年度はコロナ感染防止のため一般の学生・教職員を対象とした営業は行わなかった。

購買部は、本館1階学生ラウンジ脇にあり、委託業者が営業している。売場面積27㎡で、文房具、書籍、食品（弁当、パン、菓子、飲み物）等を販売しており、学生・教職員が利用している。

【学生会館等施設】

学生会館は学園に寄贈された故関口富左名誉学園長宅の和館部分を改装し、平成28年1月に竣工し、平成28年4月から使用が開始された。1・2階計196.10平方メートルの鉄筋コンクリート造り・瓦葺2階建ての施設には会議室2室、茶室1室、談話室2室、板の間1室、給湯室、トイレ2室が設けられており、学生の集会の他、研修会、同窓会総会、会議等に使用できる。さらに、これに隣接する「もみじ館」は現在、放送大学の福島学習センターとして使用されており、生涯学習を行う社会人の方々に活用されている。また、放送大学と本学の単位互換制度により、放送大学開講科目のうち3科目が専攻科文化専攻の開講科目として認められている。合わせて同じ敷地内にある「つつじ館」も本学の実習施設ならびに放送

大学の講義施設などとして広範囲に利用されている。

【学生寮など】

宿舎を必要とする学生のために、大学敷地内に「家庭寮」と呼ばれる学生寮が2棟設置されている。大学職員である生活指導係、栄養士、調理師が勤務しており、安全で快適な寮生活が営める。生活様式は、配給された食材を用いて各部屋のキッチンで朝夕と弁当の3食を自ら調理するアパート形式の1号館と、3食給食制の2号館があり、希望によりいずれかを選択し、入寮している。部屋数と収容定員は1号館が18室、36名（1室2名）、2号館が40室、80名（1室2名）であるが、令和3年度の寮生数は1号館が30名（大学生14名、短大生16名）、2号館が54名（大学11名、短大生12名、高校生31名）である。近年、大学近隣の学生が居住しているアパートの家賃が値下がりしていることから、平成27年にアパート居住学生の家賃・光熱水費・食費等の調査を行い、これを基に平成28年度から寮費・食費を改定し、これまでより低額とした。また、寮では寮生を対象とするアンケート調査を行い、寮生の希望を寮運営に反映させている。

寮生によって寮友会が組織され、寮生間の親睦が図られるとともにリーダーシップの育成にも役立っている。

寮生以外の学生へのサービスとしては、暴風雨、大雪等のために帰宅困難となった通学学生の安全確保のため、これらの学生を寮に無料で宿泊させている。これ以外にも遠距離通学の学生等が、学外実習期間中あるいは研修旅行や対外試合遠征出発の前日等に寮に宿泊を希望する場合には宿泊を認めている。この場合は、宿泊の実費の納入を求めている。

アパート等の斡旋は、学生生活部が行っている。不動産業者から斡旋依頼のあった大学近隣のアパートの中から学生に相応しいと判断した約40件の物件を学生に紹介している。

【学生用駐車場】

通学の便宜を図ることを目的として、自転車通学者のために駐輪場を学内北門内部に設置している。また、平成25年度から一定の要件を満たした学生に対して自動車通学を許可し、国道49号線沿い学園敷地内にゲート式の学生用駐車場を整備した。令和3年度（令和4年3月末現在）の自動車通学者は150名、その内、学生駐車場利用者は146名で、4名は親戚・知人宅駐車場または民間の月極め駐車場を利用している。国道49号線沿い学生駐車場の最大駐車台数は123台であることから、大学西側の来客用駐車場の一部を学生駐車場とし、学生の駐車スペースを確保した。利用料は駐車場ゲートレンタル料ならびに駐車カード作成料の実費として1年間9,000円であるが、近隣の一般月極め駐車場（1ヶ月5,000円）に比較して極めて安価である。バス通学についてはJR東日本の郡山駅から本学最寄りのバス停まで、附属高等学校生徒対象通学バス（バス会社に委託）の運行があり、大学生も利用可能である。大学生対象通学バスの委託運行はないが、本学最寄りのバス停は公共バスの運行本数が多い路線にあるため、不自由はない。また、遠距離バス通学生のために県内バス会社が高速バス2路線（会津-郡山間、いわき-郡山間）を運行しており、本学前停留所が設置されている。

【奨学金制度・東日本大震災授業料等減免支援制度】

学生への経済的支援としては本学独自の奨学金制度が2種ある。その①は「学校法人郡山開成学園創立者関口育英奨学金」（給付型）である。採用定員は原則1学年10名で、1名当たり毎月2万円（年額24万円）を給付する。給付期間は1年間であるが、年度毎に継続申請が可能である。原則として返済の義務はない。令和3年度の支給対象学生数は20名で、在籍数の3.9%である。その②は、平成29年度に新設された「学校法人郡山開成学園 郡山女子大学短期大学部同窓会奨学金」で、三親等以内に本学大学院・大学・短大・附属高の卒業生がおりかつ成績優秀な学生が対象となり、原則各学年2名に年額10万円を1年間給付するものである。返済の義務はない。令和3年度の支給対象学生数は4学年で5名であり、在籍数の1.3%である。

学外の奨学金としては、日本学生支援機構奨学金（274名、在籍数の69.2%）、福島県奨学金（4名、同1.0%）を取り扱っている。これらの内、保育士修学資金貸付等は条件付き給付型で、その他は貸与型である。

さらに、東日本大震災による被災学生を対象とする本学独自の「東日本大震災授業料等減免支援制度」を設けており、8種の被災別により、入学料・授業料の全額または半額免除、授業料の8割ないし5割免除等の減免を行っている。免除期間は被災別に定めている。令和3年度の減免対象者は51名で、在籍数の10.0%である。内訳は家屋の全壊2名・半壊3名、原発事故関連1名、学費支弁困難45名である。

入学試験の成績が優秀であり、学業に精進し、他の模範となることのできる学生に対して、入学料・授業料を全額または半額免除する特待生制度を設けている。採用数は各学科・専攻2~4名程度で、授業料免除期間は所定の修業年限である2年間である。令和3年度の特待生数は特別特待生（授業料全額免除）8名、特待生（授業料半額免除）11名の計19名で、入学時在籍数の3.7%である。

【保健室】

保健室は学校保健安全法の規定に基づき、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他保健に関する対応を行っている。また、保健室前掲示板に健康情報や薬物乱用防止、性感感染予防等について掲示し、学生の注意喚起をしている。更に、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルスやインフルエンザウイルス感染症の流行期に先立ち、罹患予防のための健康教育をシステム「めばえ」で配信している。保健室のスタッフは、室長（看護師・助産師・第1種衛生管理の免許・資格保有）と、副室長および保健室担当者（共に看護師免許保有）、保健体育および衛生管理系の教員で構成され、顧問として医師1名を置いている。令和3年度の保健室来室学生数は延べ204名（令和4年2月9日現在）である。保健室を訪れる学生の身体的訴えの中には、精神衛生的問題が関与している場合もあるため、学科の保健担当者および臨床心理士、関連医療機関と連携している。

【学生相談室】

学生相談室スタッフは室長1名、副室長1名、各学科所属教員6名の計8名である。いずれも教員で、そのうち1名は臨床心理士・公認心理師資格、2名は社会福祉士資格を有している。学生相談室における相談業務は相談室スタッフ教員が分担し行っている。相談内容により多方面からの支援が必要となった際には、学内関係部署と連携をとり、さらに状況に応じて学外関係機関に繋いでいる。

相談室の紹介と広報は、例年、新入生オリエンテーションの際に学生相談室のパンフレットを配布し、誰でも気軽に利用できる場所であることを紹介し、さらに各期1回「学生相談室ニュース」（後期発行は名称変更：「学生相談室だより」）の学内掲示板への掲示、長期休業後には「システムめばえ」による全学生への相談室紹介メール配信による広報を行っている。

現在はコロナ禍の生活が長期化していることから、メンタルヘルスケアとして学生の心の健康を守るための予防的な取り組みを重視し、全学生対象の講座「コロナ禍に負けない《こころのもち方》講座」（オンデマンド方式、講師：臨床心理士・公認心理師資格を有する相談室スタッフ教員）を6月に開催した。加えて希望者対象の講座「ストレス軽減講座《めばえサロン No1 スクィグル・ゲームでメンタルケアをしましょう》」を12月に2回開催した。めばえサロンは令和3年度はじめての取組ではあったが、相談室スタッフ教員も参加しリラックスできる時間を過ごすことができた。

相談体制としては、対面の面接相談に加えてオンライン相談も開始した。令和3年度の学生相談者数は9名で延べ相談回数12件（令和3年3月末日現在）である。

学生にとって最も身近な教員として学生全般にわたる助言支援に携わるアドバイザーとは異なった相談機関として、相互補完的な役割を果たしている。また、アドバイザーに対する後方支援（コンサルテーション）を行っている。令和3年度は、3名の教員に対して助言・協力活動を行った。

【ハラスメント防止委員会】

平成27年度に「ハラスメント防止委員会に関する規程」が制定され、学園ホームページに「ハラスメント防止のためのガイドライン」が公示された。これとともにハラスメント防止委員会委員16名が任命されてハラスメント防止委員会が発足した。発足7年目の令和3年度

の委員は18名（内委員長1名、副委員長1名、1名育休）であり、その中の6名が苦情相談員、3名が広報活動委員を兼務する。全学生・教職員にはハラスメント防止のためのリーフレットを配布している。また、例年、新任者オリエンテーションにおいて、委員長からハラスメント防止に関する説明を行い、リーフレットを配布している。

さらに、令和3年度は昨年度に続きオンラインで新入生オリエンテーション時のハラスメント防止講話を実施し、事前にリーフレットを配布した。また、教職員向けのハラスメント防止研修は1月20日から2月10日の期間中に各自が動画視聴することにより実施した。令和3年度の相談件数は1件であった。

【学生生活アンケート調査】

学生生活に関する学生の意見や要望は、アドバイザーが学生の当面する問題に対して相談を受ける中で把握と、前述のリーダーや「リーダー日誌」を介しても把握することができる。さらに、学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムとして、毎年、全学生を対象とする「学生生活アンケート調査」を実施し、調査集計結果を学生・教職員に公表している。また、調査結果の分析を行い、学生の満足度ならびに大学に対する要望・意見を把握するとともに、関係部署が改善計画を立案し、その具体的な内容を、学内LANシステム「めばえ」で全学生・教職員に発信している。

【留学生への対応】

現在、留学生は在籍していないが、過去に併設の大学・大学院にアメリカ合衆国、中華人民共和国、ウズベキスタンから複数名の留学生が在籍していたことから、留学生の学修・生活支援が可能な環境にある。当時は、元テレビ局アナウンサーの教員（平成25年度末退職後、非常勤講師）が留学生を対象に日本語教育を行っていたが、その後、「国際交流語学講座」へと発展した。しかし、現在は、講座を開講していない。留学生の生活上の支援（奨学金・医療費補助申請手続き事務、学生寮・アパート入居、在留期間更新許可申請手続き、留学生と地域社会との交流会サポート、その他）については学生生活部が担当する。

【社会人学生への対応】

社会人枠で入学した学生の在籍状況は、令和元年度入学生は0名、令和2年度入学生は1名である。令和3年度入学生は、0名である。社会人枠以外の選抜で入学した社会人経験学生は、令和元年、2年度、3年度とも0名だった。生活環境や学業上の経験等が一般の学生と異なることもあるため、アドバイザーが個別に対応するとともに、所属学科及び専攻科の教員の理解を求め、授業担当の教員と協力して学修支援を行っている。

【障がい学生の受け入れ】

障がい学生の受け入れについては、学生が入学を希望する学部・学科と「障がい学生支援委員会」が各部局と連携し実施している。障がい生徒が本学を受験する際の相談手続きについては、入学事務・広報部と連携して入試要項に掲載している。また入試の際の具体的な配慮方法や入学後の学修に関する検討は教務部と連携して行っている。令和元年度に施行された「郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部 障がい学生支援規程」によって本学における障がい学生支援の流れと各部局の役割と責任が明確化された。支援を要する障がい学生は、まず「支援申込書」を学生生活部に提出し、学生生活部は学生の所属する学科および障がい学生支援委員会とともに、本人・保護者より教育的ニーズについて十分に聴き取る。その結果に基づいて学科および障がい学生支援委員会が「個別の支援計画」を策定し、その内容について本人・保護者と「合意書」を取り交わす。こうして当該学生に対する支援がスタートする。具体的な支援内容については当該学生から「授業における支援申込書」「試験等における配慮申請書」を提出してもらい検討することとなる。

施設のコユニバーサルデザイン（UD）化については、学内にエレベーターを5機、障がい者用トイレを5か所に設置し、その他に段差の解消や階段の手すりの設置を進めた。学生相談室やハラスメント相談の利用を促進するための周知を進めている。

【長期履修生】

令和3年度、短期大学部で長期履修制度を検討し、規程を整備した。令和4年度からは、幼児教育学科で3年履修が可能な体制が整った。

【学生の社会的活動】

学生たちの社会活動に対する地域の方々の評価は高い。学生たちが真面目に責任感をもってボランティア活動を行ってきた結果、毎年、地域社会の団体からボランティア活動の要請があり、近年は東日本大震災復興関連のボランティア活動も多く含まれている。令和2年度は短大2年生1名が国立磐梯青少年交流の家でのボランティア活動実績が認められ、国立青少年教育振興機構の法人ボランティア表彰を受けた。

令和3年度のボランティア参加件数・参加学生数は2件・延べ6名（令和4年3月末日現在）で、在籍数の1.5%である。コロナ禍により感染対策が十分に取れていると判断されたボランティアのみの公開であったことから、コロナ禍以前に比べて参加者は少なかった。学生はボランティア活動の経験を専門分野に生かしたいとの認識をもっているが、単に専門分野の深化だけには止まらず、様々な人々と触れ合うことで、コミュニケーションの取り方、企画運営や連絡報告の仕方等を学ぶとともに、社会性を養うことができ、また、地域に貢献していることに喜びを感じて達成感を味わっている。

こうした学生の社会的活動を支援すると共に、その第三者的評価と学生の自主的活用を目指して平成27年度には「キャリア・デベロップメント証明書」の導入が関係部局間で検討されたが、導入には至らなかった。現在は、多様な学科編成に適合した現実的な学生の社会活動評価を模索するために、ポートフォリオの利用など、学科毎の取り組みを注視している。

学生支援は組織的に行われ、学生サービスも概ね行き届いており、学生の安全も確保されていることは評価でき特に問題はない。しかし、学友会活動ならびにクラブ・同好会活動の現状は一部を除いて低調であり、これらを活性化する支援・指導を行うことが課題である。

現在留学生はいないが、受け入れ体制があることは必ずしも周知されていない。留学生受け入れ体制について、学内、学外ともに伝える必要がある。

障がい学生支援については今後、障がい学生が増加することが予想され、障がいの種別・程度によっては現在の体制・設備では十分に対応できないことが懸念される。全学で取り組むべき課題として、早急に準備を進め環境を整えていくとともに、教職員の障がい学生に対する支援内容理解のための研修会の継続と、支援にかかわる関係部署がどのように連携をとっていくか検討を進めていくことも必要である。

最後に、学生のボランティア活動などを支援すると共に、これらの社会活動を評価する仕組みを整備することも、将来的な課題と言える。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

<現状>

【就職部と就職委員会】

就職支援は就職部と就職委員会が連携して行っている。就職委員会は就職部長及び部長補佐・及び各科就職委員(教員大学2名・短大7名)・就職部職員(4名)で構成されている。年12回開催されている就職委員会では、就職環境や求人状況・就職活動状況・進路内定状況の報告、就職ガイダンスや就職部が中心となって行う就職支援事業の内容の検討等が行われている。

本学では、就職部で行う様々な支援事業及び求人情報についても各科の就職委員・アドバイザーと連携を取り、学生から提出された就職登録カードや個別面談の状況を共有しながら、学生の就職活動を支援している。これを受けて、就職部は4名の事務職員が学生の就職支援にあたっており、部長・職員1名はキャリアコンサルタントの資格を有し、年間スケジュールに基づき就職支援を計画的に行っている。上記の就職登録カードを基に平成27年度から、3年生を対象に個別面談を9月～11月中旬までの期間に施して、そのデータに基づき就職相談や職場開拓を行ない、学生の希望に基づき進路決定、就職活動ができるように配慮している。

個別の就職支援としては、就職部を訪れる学生に対する相談・助言等がある。就職部の前

のオープンスペースは窓口カウンター式となっており、学生はいつでも就職部職員に気軽に相談できる状況になっている。相談内容は求人票の見方・応募の方法・履歴書等の書き方・エントリーシートの書き方・面接について・電話のかけ方・進路相談等と様々である。特に面接については学生の希望があれば個別で模擬面接（対面・オンライン）で指導している。昨年度からはリモートによる面接が多くなり、オンライン面接室の確保を行い支援している。就職活動の内容を記した就職試験報告書では、過去の就職内定者の体験記を見ることができ、学生の就職活動に役立っている。さらに就職部ホームページでは、就職活動の進め方・就職活動レポート・各科就職状況・就職情報リンク・求人検索がある。希望する情報が届く携帯メール送信はスマートフォン対応での情報提供も行ない、手元でリアルタイムに求人検索をして求人票を見て就職活動に臨んでいる。

【就職模擬試験・公務員試験対策講座・その他】

就職模擬試験として一般常識トレーニングテストや就職常識試験の試験対策講座を行っている。就職模擬試験は5月から6月にかけて民間企業試験の一般常識問題の模擬試験を回、公務員試験の教養問題を2回と実施している。さらに公務員及び民間企業就職希望者の筆記試験に対する力を付けるために、「公務員試験等対策講座」を開講している。講座は、基礎講座を短期大学部1年生の10月に3日間、演習講座を3月に3日間、直前講座対策として特別講座を短期大学部2年生の4月に2日間開講している。

その他、就職関連資格取得のための試験としては、文部科学省後援秘書技能検定試験・パソコン検定協会が主催するパソコン検定試験（P検）対策、3級受験対策講座を学内で開講している。パソコン検定試験（P検）対策、3級受験対策講座は管財部が開講して行っている。

【就職ガイダンス・キャリアアップセミナー】

就職ガイダンスは年6回実施し、その他にキャリアアップセミナー（平成26年度就職対策講座から名称変更）を年16コマ実施している。その他のキャリアデザインⅡ（選択科目）を行っている。平成29年度からは、また、キャリアアップセミナーとして従来通り9月・2月に計16コマ実施している。令和3年度はコロナ禍の影響で、就職活動に影響があり、計画通りの活動ができないも傾向も見受けられた。就職ガイダンスでは、就職の実態把握から就職への意識向上を視野に入れ、コロナ禍の就職活動はオンライン面接が取り入れられた。オンライン面接を取り入れたり、今年度は福島県内で活躍中の卒業生の話や福島県内の大学が参加しているキャリアサポーター制度を活用して、キャリアサポーターを招き講演を行ったり、昨年は座談会を実施した。また、模擬面接がスムーズに進むように就職意識を向上させる就職支援を行っている。今年度は9月から11月・12月・2月の4回に分けてのキャリアアップセミナーを実施している。更に2月に4コマ追加して20コマ実施した。企業を知り・社会を知る・自分自身を知ることから始めマナー講座等を実施している。実践で対応できるように履歴書・エントリーシートの書き方・自己分析等実践で役立つ就職支援を実施している。

【インターンシップ】

インターンシップ体験は教育内容の改善、充実が図られ、就職後の職場への適応力や定着率及び人材育成につながり、学習意欲向上を高めることからも有益である。インターンシップの参加は、平成27年度12名、平成28年度13名、平成29年度からは単位認定で行ない32名が受講している。令和3度は、就業体験を5日間から3日間に変更して実施した結果22名が受講しており、令和2年度は19名、令和3度は12名が受講している。大きな気づきを得て勉学に励む動機付けや将来のキャリアを考えるステップになっている。

【学内企業説明会】

令和3年度は学内企業説明会（37社）を3月7日（午前・午後）3月8日（午前）に実施した。2日間で延べ330名の学生が参加して、積極的に企業の採用担当者とオンラインの面談を行った。令和2年度もコロナウイルス感染拡大により3月4日・3月5日に対面で実施3回に分けて実施した。令和元年10月に地域創成学科の一般企業対策支援のため、郡山商工会議所とのミニの『企業合同説明会 in キャンパス』を行ない、その後も実施予定だったが

コロナ禍で実施できなかった。

【就職状況・進学状況】

就職状況は6月から毎月の職種別就職状況・進学状況を記載し、就職委員会で報告している。就職状況は各科毎に分析、具体的な就職支援の協議を行なっている。就職状況・進捗により各科就職委員・アドバイザーと情報を共有しながら就職支援を行っている。今年度は昨年のコロナ禍の就職活動を振り返り、不安を感じている学生が多かったことから、6月から就職未内定者に個別面談を6回行った。3月末現在の就職状況は教授会で報告して、各科主任・就職委員に資料として配布している。この資料は各科クラスごと個人の就職率・就職先を明記したもので、就職支援に役立っている。令和3年度各科の就職状況は、以下のとおりである。（就職状況は3月末現在の就職状況により集計）

生活科学科

就職率は100%で業種別構成は、学校教育53.8%、医療福祉15.4%、小売業・不動産業・複合サービス業・サービス業7.7%となっている。職種別構成は教員38.5%、事務職23.1%となっている。その他30.8%で販売、保安・サービス等が含まれているが、教職等専門を活かしている。

食物栄養学科

就職率は100%で業種別分類は宿泊業・飲食サービス38.9%、医療福祉36.1%、小売業15.3%、学校教育・生活関連サービス・複合サービス2.8%、製造1.4%になっている。

職種別構成は管理栄養士・栄養士83.3%、販売従事者8.3%、事務従事者5.2%、サービス業従事者2.8%となり専門職の割合は81.9%になり、目的・目標を達している。

の目的・目標を達成している。

過去5年間の就職状況は以下の通りである。

年度 科・専攻	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2年	令和 3年
生活科学科	100%	100%	100%	94.1%	100%
食物栄養学科	100%	100%	100%	100%	100%

令和3年度 3月31日現在

【進学支援】

進学支援については、主として各科就職委員、各アドバイザーと相談しながら決定しており、留学は学生生活部で支援を行っている。

進学者については過去5年間、平成29年度は2名、平成30年は3名、令和元年度は2名で、令和2年度は0名、令和3年度は2名になっている。短期大学卒業後に本学専

<進学者一覧>

科・専攻	年度	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
本学 大学院	生活科学科	1	0	1	0	1
	食物栄養学科	1	1	1	0	1
他大学 大学院	生活科学科	0	1	0	0	0
	食物栄養学科	0	0	0	0	0
小計		0	1	0	0	2
合計		2	3	2	0	2

(b) 課題

就職求人数が減少しているが、職種に偏りがあり一般企業の一般事務職は依然として厳しく、コロナ禍により売り手市場から一変して厳しい状況に変わった。管理栄養士や栄

養士、介護関係の求人は昨年同様であったが、一般企業の大学乃一般職は厳しさを増している。

職場開拓と学生の質と就職意識の向上を目指しているが、各学科の学生の就職も様々である。SNS等のネット活用が進んでいる就職活動は、学生の意識も変わり、リアルでの就職との併用が今後の課題となる。

さらに就職支援室の設置を検討していく必要がある。

(4) 就職部の活動

(a) 現状

就職部の主なものは就職ガイダンスをはじめ各種講座(公務員講座を含む)・就職相談・就職情報提供・インターンシップがあげられる。また、毎年新卒の卒業生に企業への評価アンケートを実施しており、各就職委員やアドバイザーと情報を共有して改善を図っている。同様に卒業後3年目の卒業生にも追跡調査を実施しており、この結果も各科就職委員はじめアドバイザーと情報を共有している。アンケート結果をグループウェア上で公開し、本学ホームページでも公開して、改善策を検討している。その他にアフターケアで卒業生の就職先訪問し職場開拓も実施を求人依頼と、卒業生の現状把握に務めている。

個人面談・就職相談の個別面談を行い、就職未内定者も毎月個別面談を行っている。学生の就職意識を向上させていくことは、大きな課題になっている。

平成28年度からはキャリアデザインⅡの選択科目を担当して、平成29年はキャリアデザインⅡにインターンシップを導入している。十分な教育効果をあげるためには、企業と連携した実施体制の整備を図ることが必要である。また、学生数減少と共に各講座の受講者が年々減少傾向にあるが、就職委員や各アドバイザーと連携しながら、PRをして学生への説明・周知をしていくことが必要になる。学生のレベルに合わせ、学生が参加しやすく分かりやすい講座内容を検討していく。それが就職意識向上に繋がり将来のキャリアに繋がるような支援の検討が必要になる。各種講座は日程、時間の確保が難しく課題となっており全学的な取組が必要である。

(c) 改善計画

学生への講座等の周知をしていくためには、受講後どのように役立つか、講座の効果や受講者の声を紹介し、就職委員やアドバイザーにも説明して学生に周知徹底していく。各講座・セミナー・ガイダンス等はすべてアンケートを取っているので、学生の要望を聞き、変化する学生に対応できるように改善策を検討している。

学生の能力に応じた試験の内容を就職委員会でも検討していき、模擬試験終了後に解説を入れて、職業適性検査やSPIは分かりやすい解説も実施している。SPIを実施しているところが増えて来ているので、実際に考え紙ベースで理解した後、ネット上での試験に臨めるように対応を検討している。実践で役立つように、今年度からは学習支援システムめばえに、SPIを導入してリアルタイムにできる支援を教養キャリア委員会と行っている。また、公務員講座等は時間外や休日利用が殆どだが、学生から授業時間内に実施してほしいとの要望もある。

個別面談では1年生全員に個別面談を行っているのでデータを活かし、学生の状況把握をして、就職相談に取り入れてより各個人に合った支援を各科アドバイザーと共に全学的に取組んでいきたい。

資料8

就職部主催各講座及び試験の参加申込状況 5年間分(平成29年度～令和3年度)							
						令和4年2月13日現在	
【大学】							
講座名	年度	対象学年	平成29年度 申込者数 (申込率)	平成30年度 申込者数 (申込率)	令和元年度 申込者数 (申込率)	令和2年度 申込者数 (申込率)	令和3年度 申込者数 (申込率)
公務員試験対策 特別講座 ※平成30年度まで「特別講座Ⅰ」の名称で実施	4		17 (20%)	9(内対象外1) (11%)	6 (6%)	開催中止	11(内対象外3) (8%)
公務員試験対策 特別講座Ⅱ ※令和元年度より閉講。	4		開催中止 ※申込者2名	3 (4%)			
公務員試験等対策 基礎講座 ※学生向けには「就職試験対策基礎講座」で周知。	3		7 (10%)	13(内対象外1) (11%)	開催中止 ※申込者6名	6(内対象外1) (5%)	15(内対象外7) (9%)
公務員試験等対策 演習講座	3		17 (23%)	18(内対象外8) (10%)	9(内対象外2) (9%)	13(内対象外1) (13%)	6(内対象外3) (3%)
キャリアアップセミナー(受講料無料)	3		57 (78%)	79 (75%)	71 (89%)	49 (53%)	66 (74%)
就職活動直前講座(受講料無料) ※令和2年度より実施。	3					23 (25%)	25 (28%)
職業適性検査及び解説	3		41 (56%)	76 (72%)	20 (25%)	76 (83%)	77 (87%)
第1回 就職模擬試験 地方上級	3～4		2 (1%)	5 (3%)	7 (4%)	開催中止	5 (3%)
第1回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト	3～4		10 (6%)	5 (3%)	2 (1%)	12(内対象外1) (6%)	13 (7%)
第1回 就職模擬試験 一般常識トレーニングテスト	3～4		7 (4%)	37 (21%)	3 (2%)	29(内対象外6) (13%)	45 (24%)
第2回 就職模擬試験 高卒程度公務員テスト	3～4		17 (11%)	3 (2%)	5(内対象外2) (2%)	5 (3%)	8 (4%)
第2回 就職模擬試験 一般常識テスト ※令和元年度まで「就職常識試験」の名称で実施。	3～4		17 (11%)	46 (26%)	32 (17%)	4 (2%)	2 (1%)
SPI模擬試験及び解説	3		17 (23%)	74 (70%)	5 (6%)	75 (82%)	65 (73%)
秘書技能検定試験(第1回目:2級)	1～4		17 (5%)	9 (3%)	4 (1%)	6 (2%)	6 (2%)
秘書技能検定試験(第1回目:3級)	1～4		17 (5%)	3 (1%)	11 (3%)	2 (1%)	13 (3%)
秘書技能検定試験(第2回目:2級) ※平成30年度まで実施。	1～4		8 (2%)	5 (1%)			
秘書技能検定試験(第2回目:3級) ※平成30年度まで実施。	1～4		12 (4%)	17 (5%)			
ビジネス文書技能検定試験(2級) ※平成30年度まで実施。	1～4		1 (0%)	開催中止 ※申込者0名			
ビジネス文書技能検定試験(3級) ※平成30年度まで実施。	1～4		5 (1%)	開催中止 ※申込者0名			

<課題>

「学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している」に関しては、ここ数年で大きく改善が見られた。FD活動に関しては、研修会の制度や授業公開の取り組みなど、制度的な基盤は整った。また、ICTの活用に関しては、それまでのシステムがシステムめばえに更新された。学生の学習状況・履修状況の把握に関しては、従前から、本学の特色であるアドバイザー制度により、充分に取り組みが行われており、今後もそれを継続していく。

今後の課題を挙げるとすれば、第一に学科独自のFD活動のさらなる充実である。本学では、全学的組織である学園教育充実研究会の活動がFD活動の中心であり、現在はそれに学科が参加する形となっている。多種多様な学科の特性を鑑みれば、これに加えて学科独自のFD活動

がより盛んになることが望ましい。第二に、図書館利用の促進である。近年、多くの大学図書館が抱えている問題であるが、時代に即した図書館の利用法の転換が今後求められている。ラーニング・コモンズの導入、アクティブ・ラーニングの啓発等を加速させる必要がある。

本学の学習支援の組織的取り組みは、概ね達成できている。特に、各学科及び専攻科ではアドバイザー制を活用した学生個別の教育ニーズを把握することができており、それが学習成果に反映されている。しかし近年の学生の傾向により、アドバイザー教員の業務負担が増している。例えば、学習習慣が定着しておらず、課題の提出に際しても特別な支援を必要とする学生が散見されること、成績の上がらない学生に配慮しながら、全体的な授業内容の高度化を目指さねばならないこと、対人関係が構築できず学習に距離を置く学生への支援などである。アドバイザー制を有効に活用するためにも、より適正な支援体制の構築を模索することが課題である。

生活科学科

入学前教育については、学生の4年間の成績推移と入試種別の相関を分析しおり、入試種別により適切な入学前教育を行うことを検討している。

食物栄養学科

本学科では、3年時に履修課程を決めるが、管理栄養士課程の履修要件（2年末の成績）を充たすことができずに管理栄養士課程を履修しない学生が毎年数名いる。これらの学生には、受講しない授業もあり、登校しない日もあり、学習意欲の向上のための指導が課題である。

学生支援は組織的に行われ、学生サービスも概ね行き届いており、学生の安全も確保されていることは評価でき特に問題はない。しかし、学友会活動ならびにクラブ・同好会活動の現状は一部を除いて低調であり、これらを活性化する支援・指導を行うことが課題である。

現在留学生はいないが、受け入れ体制があることは必ずしも周知されていない。留学生受け入れ体制について、学内、学外ともに伝える必要がある。

障がい学生支援については今後、障がい学生が増加することが予想され、障がいの種別・程度によっては現在の体制・設備では十分に対応できないことが懸念される。全学で取り組むべき課題として、早急に準備を進め環境を整えていくとともに、教職員の障がい学生に対する支援内容理解のための研修会の継続と、支援にかかわる関係部署がどのように連携をとっていくか検討を進めていくことも必要である。

最後に、学生のボランティア活動などを支援すると共に、これらの社会活動を評価する仕組みを整備することも、将来的な課題と言える。

(c) 改善計画

学生への講座等の周知をしていくためには、受講後どのように役立つか、講座の効果や受講者の声を紹介し、就職委員やアドバイザーにも説明して学生に周知徹底していく。各講座・セミナー・ガイダンス等はすべてアンケートを取っているので、学生の要望を聞き、変化する学生に対応できるように改善策を検討している。

学生の能力に応じた試験の内容を就職委員会でも検討していき、模擬試験終了後に解説を入れて、職業適性検査やSPIは分かりやすい解説も実施している。SPIを実施しているところが増えて来ているので、実際に考え紙ベースで理解した後、ネット上での試験に臨めるように対応を検討している。実践で役立つように、今年度からは学習支援システムめばえに、SPIを導入してリアルタイムにできる支援を教養キャリア委員会と行っている。また、公務員講座等は時間外や休日利用が殆どだが、学生から授業時間内に実施してほしいとの要望もある。

個別面談では1年生全員に個別面談を行っているのでデータを活かし、学生の状況把握をして、就職相談に取り入れてより各個人に合った支援を各科アドバイザーと共に全学的に取り組んでいきたい。

資料8

概ね学生支援に関して、必要な体制は整っているといえる。課題としてあげられる点は、次のとおりである。FD活動のさらなる推進、図書館利用者の促進、学生の多様なニーズに対応するためアドバイザー制度の有効活用の模索、学友会活動やクラブ・同好会活動の活性化、障がい学生への十分な設備及び支援内容の理解に向けた研修、多様な学生の就職意識の変化への対応などである。今年度も、新型コロナウイルス感染下においてこれまでの学生支援に影響が生じたが、PDCA サイクルによる継続的な検討において、新しい取り組みを模索していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生の学習を実現するための学生支援については、概ね必要な組織体制の基盤はあるといえる。これまで蓄積してきた仕組みを有効に活用していきけるように検討を図っていく必要がある。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回既述した行動計画は、次のとおりである。

教育課程においては、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示されているが、三つの関連についての議論は始まったばかりである。CAP制度やGPA制度も導入して間もない。学生の側に立った検討をPDCAサイクルに乗せて定期的に点検していく。学生支援においては、概ね支援に必要な組織体制の基盤はある。これをより活用できるような仕組みを検討していく必要がある。

以上の行動計画は、次のとおり概ね実現されたといえる。「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの関連について、学生の実情や社会からの要請を受けて、一つを検討する際には三つを関連づけた検討が定着してきた。また、学習成果にGPA指標を活用することも定着し、定期的な点検がなされている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの関連や学習成果は、引き続き学生や社会の変化に応じて、点検が必要である。ただ、学習成果には、数値化可能なGPA値では捉えきれない測定不可能な領域がある。学生の目標となるような具体的で明確なルーブリックを整える必要がある。学生支援においては、学生や社会の変化に対応できる組織体制の基盤はある。これを有効活用できるような仕組みを検討していく必要がある。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

本学の校舎に見られる鏡や芸術作品は、学習環境の一部となっている。廊下にある大きな姿見は、己の姿をうつし、常に身だしなみを整えることができるようになってきている。また、絵画や彫刻、書の作品は、特別なものとしてではなく、芸術作品に身近に触れられ、心を落ち着けられるものとなっている。これらの芸術作品を授業で活用している科目もある。破損もなく、人間としての教育を大切にしたい環境づくりの一環にある。令和3年度は、保護者の参観の下、卒業式を行うことができた。呼名への返事、歌を歌うことはできなかったが、自身の成長やこれまで支えてくれた家族や学校関係者への感謝の意味を自覚した式となった。新型コロナウイルス感染を含めた自然災害が多発している現在において、教育の質はいかな

るものか、改めて問われよう。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

教員個人調書

職員採用に関する資料

『郡山女子大学紀要』

科研費取得一覧

「職制」(平成 29 年 4 月 1 日施行)

「学校法人郡山開成学園 個人情報保護規程」(平成 29 年 5 月 30 日施行)

「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規定」(平成 30 年 4 月 1 日施行)

「郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部 動物実験規程」(令和 2 年 4 月 1 日施行)

「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部特定研究補助規程」(平成元年 4 月 1 日施行)

ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程 (平成 27 年 4 月 1 日施行)

「学校法人郡山開成学園専任教職員に係る学外資金並びに自費による留学等の取扱規程」(平成 4 年 4 月 1 日施行)

学校法人郡山開成学園専任教職員「海外研修規程」(平成 4 年 4 月 1 日施行)

「学校法人郡山開成学園事務組織規程」(平成 28 年 8 月 10 日施行)

「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部職制」(平成 29 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園文書取扱規程」(昭和 62 年 4 月 1 日施行)

「学校法人郡山開成学園公職印取扱規程」(平成 25 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園経理規程」(平成 29 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園施設管理規程」(平成 26 年 12 月 16 日改正)

「学校法人郡山開成学園就業規則」(令和 3 年 10 月 19 日改正)

「学校法人郡山開成学園給与規程」(平成 23 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園退職金規程」(平成 7 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園定年規定」(平成 25 年 4 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園旅費規程」(平成 7 年 8 月 1 日改正)

「学校法人郡山開成学園育児休業等に関する規程」(令和 3 年 10 月 19 日改正)

「学校法人郡山開成学園介護休業規程」(令和 3 年 10 月 19 日改正)

学園教育充実研究会「FD・SD 年間活動報告書」事務局職員外部研修参加記録

「学校法人郡山開成学園本部キャンパス防災規程」(平成 21 年 8 月 1 日施行)

「緊急地震速報受信システム」資料

「学校法人郡山開成学園災害対応マニュアル」

【区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

＜現状＞

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。学校教育法第 92 条に基づく、教授、准教授、講師、助教、助手である教員は、学科に所属している。

学科には、主任や副主任が置かれ、統括された教育・研究活動のための教員組織が編成されて

いる。教員は、大学設置基準が定める必要教員数以上の数が配置されており、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育内容の実施を確保する体制が整備されている。

(令和 3(2021)年度 学科別専任教員数)

学 科	専任教員数						
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数 (うち教授 数)	助手 (実習助 手)
生活科学科	6	4	2	3	15	6 (3)	0
食物栄養学科	6	9	1	2	18	7 (4)	0
(大学全体の入学 定員に応じた教員 数)	—	—	—	—	—	9 (5)	—

教員の採用・昇任においては、「教員資格審査基準」(平成 20 年 4 月 1 日施行)、「教員の資格審査運営規則」(平成 22 年 4 月 1 日施行)に基づいて行われており、その審査は、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準の教育の資格に則り、教育研究上の実情を踏まえて適切に行われている。専任教員の採用に当たっては学長による面接が行われ、昇任に当たっては学長・副学長・当該学科主任教授等により審査会を行い、教育研究上の有為性が評価されている。

非常勤教員については、学科ごとの教育課程編成・実施の方針に基づき、主要な授業科目に専任を配置することを基本方針として、担当授業が決定されている。

補助教員については、実験や実習などの授業運営、学科運営の実情が考慮された上で適切な配置が行われている。

(令和 3(2021)年度 補助教員数)

学 科	補助教員数 (事務助手)
生活科学科	1
食物栄養学科	3

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

専任教員の研究活動は、大学各学科及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。専任教員は、大学各学科及び研究科に所属しており、学長・副学長が指導する教育課程編成・実施の方針は大学各学科及び研究科の主任を通じて伝達され、成果をあげるための組織的な取り組みが実施されている。

専任教員による研究成果の発表については、『郡山女子大学紀要』が年一回発行されており、その機会が確保されている。『郡山女子大学紀要』等に発表された研究成果は、リポジトリに掲載され、広く公開されている。また年間の社会活動の成果も大学紀要編集委員会によって「研究業績及び社会活動」として冊子にまとめられ全専任教員に配布され、学園ホームページにおいても公開されている。教員個人調書については、本報告書に付属する資料の通りである。

専任教員は、教務部を中心とした組織的な支援体制のもとに、科学研究費補助金を獲得している。令和元年度は代表 5 件・分担 12 件、令和 2 年度は代表 3 件・分担 7 件、令和 3 年度は代表 3 件・分担 8 件であった。申請要領は、資料としてまとめられ学内で公開されており、説明会や採択経験者による講演会を毎年実施している。令和 3 年度は、オンデマンド形式による実施を不正防止委員会と共催で、9 月 18 日～9 月 30 日に行った。

専任教員の研究活動に関する規程としては、「職制」(平成 29 年 4 月 1 日施行)、「学校法人郡山開成学園 個人情報保護規程」(平成 29 年 5 月 30 日施行)、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規定」(平成 30 年 4 月 1 日施行)、「郡山女子大学並びに郡山女子大学短期大学部 動物実験規程」(令和 2 年 4 月 1 日施行)や「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部特定研

究補助規程」(平成元年4月1日施行)が整備されている。また、ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会が組織され、委員会規程(平成27年4月1日施行)に則った対応をしている。

研究倫理を遵守するための取組みは、主に不正防止委員会が担当している。上記の科学研究補助金に関する説明会において、学園教育充実研究会認定のFD・SD研修会として、専任の教員と職員を対象に毎年研究倫理教育を行っている。令和3年度の研究倫理教育は、オンデマンド形式で令和3年8月23日から令和3年11月30日まで実施した。併せて、新任の専任教員には日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースを受講するように依頼し、全員が受講を終了している。また、文部科学省通知などの研究倫理に関する情報は、学内のグループウェアを通して周知をはかっている。これらの研究倫理を遵守するための取組みは、不正防止委員会のPDCA表により毎年検証されている。

専任教員が研究を行う研究室等については、大学各学科及び研究科の研究内容等に応じて整備されている。研究室等は、教務部を中心として毎年見直しを行い、効果的・効率的な利用が検討されている。

専任教員が研究、研修等を行う時間の確保については、大学各学科及び研究科の実情に応じて、学長・副学長の指導のもと大学各学科及び研究科の主任を中心とした検討がなされている。教員は、授業時間数、委員会等の学校運営業務、アドバイザーや実習関連等の大学・研究科運営業務に関する負担の個人差が大きいため、これに関する配慮は大学各学科及び研究科の主任が中心となって調整されている。授業時間数については、毎年の教育課程見直しにおいて、教務部と連携した調整が図られている。研究日は、就業規則別表第2に「研究日付与日数」として明記されている通り、職位ごとに付与されている。年間、教授60日以内、准教授・講師45日以内、助教・助手15日以内となっている。

また、「学校法人郡山開成学園専任教職員に係る学外資金並びに自費による留学等の取扱規程」(平成4年4月1日施行)、学校法人郡山開成学園専任教職員「海外研修規程」(平成4年4月1日施行)の規定により、専任教職員の留学や海外派遣等への機会が整備されている。

FD活動については「学園教育充実研究会FD部門規程」(平成27年11月25日施行)に基づき、学園教育充実研究会が中心となり組織的な取り組みがなされており、その効果についてはPDCA表によって検証されている。

学習成果を向上させるための専任教員と大学関係部署との連携においても、学園教育充実研究会が検討を推進する役割を担っている。専任教員は個別に関係部署と連絡をとり合う以外に、大学各学科及び研究科の主任を通じて、主任教授会等において全学的な検討への意見・要望を提案することができる体制にある。以上のFD活動より、教員はFD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

以下に、学科のより具体的な取り組みについて簡潔に記す。

生活科学科

専任教員には、学科年度計画(PDCA表)において年度内に研究成果を論文発表(査読付き)、学会等での口頭発表、著書、専門誌への投稿等を課し年度末に報告を義務づけている。その成果は学園発行の「研究業績及び社会活動」に記されている。科研費等外部研究費獲得については、積極的に申請を行うよう推奨して、これまでも複数名が研究代表者、研究分担者として獲得している。研究室については、効率的配置になるよう教務部と協議の上、配置しており、研究・研修に関する時間の確保は、本学の制度である研究日の取得で対応できている。

食物栄養学科

食物栄養学科では、例年学科所属の教員による研究成果等の発表の場として、「食物栄養学科セミナー」を年3回開催し、教員の資質・能力を向上させている。令和3(2021)年度は、コロナ禍により12月1日に1回のみ開催となったが、本学科のみならず他学科教員及び職員も参加し、活発な質疑応答、意見の交換が行われた。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

本学の事務組織は、「学校法人郡山開成学園事務組織規程」（平成 28 年 8 月 10 日施行）に管理部門の事務組織(学園事務局)として、総務部(総務課・秘書課・I R 室)、経理部(経理課・出納課)、管財部(管財課・環境保全室・地域連携推進室)、入学事務・広報部を置き、事務局長が各部署を指揮監督することを規定している。また、「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部職制」（平成 29 年 4 月 1 日改正）に学務部門の事務組織(大学事務局)として、教務部、アドミッション・オフィス、学生生活部、就職部を置き、事務局長が統括して事務を掌理することを規定している。各規程には、各部署の事務分掌が定められており、事務組織の責任体制は明確である。

事務関係の規程として、組織と事務分掌に関する「学校法人郡山開成学園事務組織規程」、「郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部職制」（平成 29 年 4 月 1 日改正）、事務処理に関する「学校法人郡山開成学園文書取扱規程」（昭和 62 年 4 月 1 日施行）、「学校法人郡山開成学園公職印取扱規程」（平成 25 年 4 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園経理規程」（平成 29 年 4 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園施設管理規程」（平成 26 年 12 月 16 日改正）、就業に関する「学校法人郡山開成学園就業規則」（令和 3 年 10 月 19 日改正）、「学校法人郡山開成学園給与規程」（平成 23 年 4 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園退職金規程」（平成 7 年 4 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園定年規定」（平成 25 年 4 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園旅費規程」（平成 7 年 8 月 1 日改正）、「学校法人郡山開成学園育児休業等に関する規程」（令和 3 年 10 月 19 日改正）、「学校法人郡山開成学園介護休業規程」（令和 3 年 10 月 19 日改正）などの規程を整備しており、適切に事務処理を行っている。

事務をつかさどる専門的な職能については、管財部に危険物や薬品の取り扱いに関する資格を有する職員を配置するとともに、入学事務・広報部、就職部に外部からその業務を行っていた職員を採用している。また、能力向上のための外部の研修会に積極的に参加させ、資質向上に取り組んでいるので、それぞれ専門的な職能を有していると考えられる。

事務室は、本館 3F に総務部、本館 2F に管財部、経理部、入学事務・広報部、創学館 2F に教務部、学生生活部、就職部が置かれている。各事務室には、事務処理に必要なネットワークが構築されており、各個人にはパソコンが貸与されている。このほかファックス、プリンター、書庫などの事務処理に必要なものが整備されている。

危機管理体制については、「学校法人郡山開成学園本部キャンパス防災規程」（平成 21 年 8 月 1 日施行）において災害時の危機管理体制を整備している。学事日程に防災・防火の避難訓練日を設定し、定期的に避難訓練を実施するとともに、キャンパスに「緊急地震速報受信システム」を備え、学生と教職員に「学校法人郡山開成学園災害対応マニュアル」を配付して、東日本大震災を経験したことを踏まえ、地震等の災害に備えている。また、学生の安全確保のために、正門と北門に守衛所を設けるとともに、学内に監視カメラを設置し警備体制を取っている。

情報セキュリティ対策としては、学内 LAN への外部からの不正アクセスを防ぐため、専門の業者に依頼して常時監視する体制をとっている。

SD 活動に関する規程は整備されており、これに基づき、年 2 回程度の SD 研修会が開催されており、テーマによって外部講師等を招いて実施されている。外部の研修会や SD 研修会において得た見識に基づき、事務職員は各々の所属する部署において日常的に事務処理の改善に努めており、また、学生支援を充実すべく、大学事務局と学園事務局が連携して業務の改善に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

<現状>

就業規則を始めとする教職員の就業に関する諸規程は、労働基準法などの関係法令に基づき規定している。新任者に対しては新任者オリエンテーション時に配付し総務部より説明を行っている。諸規程は学内サイト（グループウェア・総務部ファイル管理）に掲載され、常時閲覧が可能であり、教職員に周知されている。

【学内サイトに掲載の主な規程】

○学校法人郡山開成学園就業規則 ○学校法人郡山開成学園給与規程 ○学校法人郡山開成学園旅費規程 ○学校法人郡山開成学園定年規定 ○学校法人郡山開成学園退職金規程 ○学校法人郡山開成学園育児休業等に関する規程 ○学校法人郡山開成学園介護休業規程

教職員の採用、任免、服務、出退勤及び人事記録等については、総務部において適正に管理されている。

健康管理を掌る組織として保健室が置かれ看護師が常駐し、医師免許を持つ教員が顧問として指導に当たっている。また、心の健康のために相談室が置かれ、臨床心理士の資格を持つ教員が常駐し、学生や教職員の相談に対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

両学科について、主要な授業科目における専任教員の担当割合は高く、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育体制が整備されている。

研究室の一部には課題が残り、中長期的な計画の下に整備している状況である。また、研究日の取得については、学校運営上の学内業務や担当授業数が偏重している影響から、取得率に差が生じている現状が続いている。今後は、業務偏重状況の改善を図らねばならないが、偏重している状況を客観的に把握する必要がある。

専任教員には、教育活動、研究活動、学校運営業務、学科運営業務が求められるが、これらについて財務的な状況・観点からは効率的な管理が求められ、そのための総合的な教員業務評価を伴った体制の確立が課題となっている。ティーチング・ポートフォリオの活用を始めたが、このような体制を確立するためには、専任教員が関与する活動それぞれに関する規程についても、定期的な修正・追加の検討が必要となる。

FD活動については、学園教育充実研究会によって運営がなされており、今後も継続的なFD活動を進めていく必要がある。

職員の定年退職に伴う後継者育成が課題となっている。定年退職者を再雇用し業務の円滑な引き継ぎを行うとともに、若手職員を外部の研修会に積極的に参加させるなど、専門的な職能の向上も図っている。同一職員を外部の研修会に継続して参加させ育てることの必要性、多くの職員を種々の研修会に参加させて能力向上を図ることの必要性、それらのバランスをとることも課題であり、円滑で有効な研修体系の構築を図るとともに人事管理部門の強化が必要とされる。

各部署の業務内容、業務量を把握し今後も人員配置の見直しを行っていく必要があり、総務部を中心とした人事管理体制の強化が課題となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

キャンパス見取り図・配置図

石筵総合教育園資料

教育用機器備品台帳

図書館関連規程等

経理規程 第5章 第31条～36条

委託会社との協定資料（太陽興産等、環境緑建、金子電気、アズビル金門、光栄電気通信工業、日立ビルシステム）

「学校法人 郡山開成学園 災害対応マニュアル」

ウィルス対策ソフト TREND MICRO 製 APEX ONE

エコアクション21 登録番号 0000091

第6回エコ大学ランキング「5つ星エコ大学」獲得資料

北海道大学 サステイナブル推進協議会における評価システム

<https://www.osc.hokudai.ac.jp/assessment-system-for-sustainable-campus>

令和元年度・令和3年度「福島議定書」事業（事業版）オフィス・店舗等部門「優秀賞」
「環境・人づくり企業大賞2019」環境大臣賞（地域協働部門賞）受賞

<http://www.env.go.jp/press/107929.html>

PC 検定資料（ICT プロフィシエンシー検定試験、日商 PC 検定試験等）
事業報告書・財務の概要・経年比較

【区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

<現状>

郡山女子大学は、郡山女子大学短期大学部と同キャンパスにあり、校地は、郡山女子大学短期大学部と共用となっている。その面積は、全体で 128,755 m²あり、大学設置基準上必要とされる面積 5,490 m²（収容定員 549 人）と短期大学設置基準上必要とされる面積 6,000 m²（収容定員 600 人）の合計 11,490 m²を満たしている。

運動場としては、本部キャンパス内に夜間照明付多目的運動場（7,440 m²）と本部キャンパスから約 15 km（所要時間 30 分）の距離にある、石筵総合教育園（熱海町）内に、全天候テニスコート 2 面・バレー・バスケットボール兼用コート 1 面及び芝生敷多目的運動場（13,685 m²）を有している。

校舎面積は、大学専用として 1,629 m²、短期大学部との共用として 16,126 m²あり、大学設置基準上必要とされる面積 6,453 m²を満たしている。

本学のバリアフリーは建学記念講堂、図書館、創学館、62 年館、芸術館、83 年館と不特定多数の方々の利用頻度の高い施設を優先して整備している。平成 26（2014）年度に、62 年館及び芸術館各エレベーター設備を整備完了し、平成 27（2015）年度は 62 年館 3、4 階に障がい者用トイレを整備完了し、平成 28（2016）年度は 62 年館 1 階にオストメイト完備のみんなのトイレを整備した。令和 3 年（2021）度には、83 年館 エレベーター設備とスロープ及び玄関自動ドアを整備完了した。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室・演習室・学生自習室・学生用実験室・実習室を整備し、教育研究に有効に活用している。教室数については、以下のとおりである。

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習室
23	12	25	0	0

また本学は通信による教育課程は設置していない。

授業を行うための機器・備品を各学科に以下のとおり整備している。

生活科学科

建築関係実験・実習機器備品、福祉関係実験・実習機器備品、被服関係実験・実習機器備品
建築関係【住居学実験室・住居環境実習室・No.1 製図室・No.2 製図室・恒温恒湿室】
福祉関係【介護実習室・入浴実習室】
被服関係【被服学実験室・総合実習室】

食物栄養学科

管理栄養士関係実験・実習機器備品（管理栄養士養成施設必須備品）
管理栄養士関係【給食経営管理実習室・実習食堂・調理学実習室・食品加工、調理実習室・臨床栄養実習室・栄養教育実習室・理化学実験室・生理学実験室・No.1 精密機器室・天秤室・No.2 精密機器室・No.2 共同実験室】

授業用の機器備品は使用する各学科担当者が管理しており、故障が発生した場合には、学科主任を通して学園事務局管財部に連絡、修理依頼により、授業に支障の無いように対応している。

図書館は、面積 1,264 m²を有し、3人の専任司書（うち1人が講師兼務）が学生・教員の学習・研究活動をサポートしている。令和3(2021)年5月1日現在、閲覧室の座席数は165席、開館時間は通常は、8時30分から18時まで、土曜日は10時から15時までとなっている。（令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため土曜開館は実施せず。）日・祝日及び本学の指定する休業日は閉館している。昨年度の実績によると令和2(2020)年度の入館者数は、3,822人で、1日の平均は、18人であった。また、貸出冊数は、1,261冊である。

図書館は、学生、教職員（以下利用者とする）の学術研究の重要資料として、内外古今の図書及び学術資料（電子資料含む）を完備しており、令和3(2021)年5月1日現在の蔵書数は和書105,700冊、洋書13,809冊の計119,509冊を所蔵している。令和3(2021)年度の購読雑誌は、和雑誌129タイトル、洋雑誌3タイトルの計132タイトルである。他に視聴覚資料344点を収蔵している。学術情報データベースは2種、電子ジャーナルは2種がある。図書館の運営に関する事項を審議するため図書館運営委員会が置かれており、女子大学に相応しい資料を系統的に収集するため図書の選定等を行っている。また図書館情報システムに、国立情報学研究所のNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）及びOPAC（オンライン目録検索）を導入するとともに、図書館のWebページ（<http://library.koriyama-kgc.ac.jp/>）を開設している。Webでは利用案内、開館カレンダー、利用者へのお知らせ、新着図書の案内などを掲載している。

体育館は、1棟（1,567 m²）を有しており、体育の授業をはじめ、課外活動など有効に活用されている。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた遠隔授業のため令和2(2020)年度は、創学館5教室（521, 531, 532, 533, 534）、62年館2教室（642, 643）、83年館2教室（821, 832）、芸術館1教室（大教室）計10教室、家政学館4実験・実習室（食品経営管理実習室、調理学実習室、臨床栄養実習室、理化学実験室）計14室を令和3(2021)年度は、遠隔授業が円滑に実施できるように整備した。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

<現状>

固定資産管理規程及び財務諸規程については、経理規程の中の記述をもってそれにあてている。

物品については、校具・消耗品・備蓄品等を管財部において管理し、常に必要な数量を配備している。新規に購入する場合、物件購入決議書により管理している。施設、設備の日常的な維持管理については、学園事務局管財部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築、設備等の専門家による知識を活用し、的確なマネジメントにより総括管理している。特に学内清掃業務、緑地管理業務、電気、空調設備等の保守点検業務、消防設備、エレベーター設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び関係法令を遵守し、安全確保を図っている。

①火災・地震対策として

防災管理委員会が火元責任者と火気取扱者を管轄し、各居室や実験室の安全確保と防災に努めている。学生及び教職員が“いざ”という時に冷静な行動が取れるよう、災害から自分で自分の身を守るための心得をしっかりと身に付けさせることを目的に「学校法人 郡山開成学園 災害対応マニュアル」を配布している。また環境委員会が、緊急時（燃料油の流失及び化学薬品の流失）の処理手順書を作成し関係者に配布している。

②防犯対策として

最近の学校内事件、事故の急増に伴い、学内の防犯対策を強化している。学園教職員であることが明確に判る所属を記載した吊り下げ名札を全教職員（非常勤、外部委託員含む）に、来客者（学校見学者、業者、作業員等）には、入場許可証を携帯させている。

キャンパス内各所に設置した防犯カメラ（屋内30台、屋外19台 計49台）を正門守衛及び本館2階受付・案内係が常時監視しており、不審者がキャンパス内に侵入した場合は直ちに男子職員が近隣派出所の応援のもと現場へ急行する。またカリキュラムの多様化に伴う授業時間の増加に伴い、正門、北門及び、巡回警備員2名（勤務時間 17:30～21:30）を増員している。

③定期的な点検、訓練として

事故や天災等の緊急事態により学生、教職員の生命に重大な影響を及ぼす緊急事態を想定し、毎年1回安全防災訓練を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として緊急地震速報による震度5強の大地震が20秒後に到達するとの想定のもと、身の安全確保（安否確認含む）訓練のみ実施した。

また、防災管理委員会が大規模災害を想定した訓練を計画し、平成26年度はAED操作・人工呼吸訓練を平成27年度は初期消火訓練（消火器、屋内消火栓）を平成28年度は災害時避難所において避難者へ提供する食事等の炊出し訓練を平成29年度には緩降機（スローダン）を利用した避難訓練を平成30年度には警察官による刺股講習会を令和元年度には普通救命訓練を令和2年度は初期消火訓練（消火器、屋内消火栓）令和3年度は火災報知器操作訓練を実施した。

④コンピューターのセキュリティ対策として

管財部が、IT管理運営委員会、ネットワーク管理者（外部委託）、教務部と事務局の一致協力のもと行っている。学内全パソコンに対し、ウイルス対策ソフトの自動更新、Eメールには「Google Apps アカデミック」を導入している。また学内LAN接続では、有線・無線ともに「認証システム」により「Macアドレス認証」も付加した。

⑤省エネルギー、省資源対策、その他地球環境保全の配慮として

平成14年9月に環境宣言を掲げ、本格的な環境保全活動を開始した。平成16年12月には、教育機関では全国初となる環境省策定の国内EMS「エコアクション21」の認証・登録証を（財）持続性推進機構より交付された。環境委員会を設置して、各学校、各附属機関毎に環境委員を任命し、組織的に以下の環境対策を実施している。

【10年間で33%節電、再生可能エネルギー導入率9.0%】

本学では平成21年よりエコキャンパス推進工事を継続し、高効率な照明器具や変圧器、空調管理システムや教室等暖房時の温度ムラの解消を行うサーキュレーター設備の導入、創学館・芸術館・図書館のLED化を年次計画により実施し、省エネルギー対策に取り組み、平成30年度までの10年間で約33%の節電（年平均3.3%以上）を達成した。また、学内に太陽光発電設備を順次導入し、学内の消費電力に充てている。現在の設備容量は約80kW、年間発電量は約9.1万kWh（30年度実績）に達し、学内全消費電力のうち約9.0%を自然エネルギーで賄うことを実現している。

【エコアクション21を基盤とする環境マネジメント体制】

本学は平成16年12月に教育機関として全国で初めてエコアクション21の認証・登録をし、学内の環境マネジメントを推進する体制をいち早く整えた。教育機関として「エコマインドを持った学生、生徒の育成」を図るべく学生への環境教育や環境活動の支援にも取り組んでおり、また、温室効果ガスや省エネルギー、自然エネルギーなどの項目で高い目標を設定して実行している。このような全学を挙げての環境マネジメント体制も高く評価され、第6回エコ大学ランキングにおいて「5つ星エコ大学」を獲得した。またサステイナブル推進協議会主催のサステイナブル評価システムASSC（アスク）において、「ゴールド」の認定証の交付を受けた。平成28年度と平成29年度、令和元年度には、地球・人間環境フォーラムが主催する環境コミュニケーション大賞の環境活動レポート部門で優良賞を、令和2年度には優秀賞を受賞した。

令和元年度・令和3年度「福島議定書」事業（事業版）において、オフィス・店舗等部門「優秀賞」を受賞。更に環境・人づくり企業大賞2019において環境大臣賞（地域協働部門賞）を受賞した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的な学習（アクティブラーニング）への転換が必要とされていることから、平成25（2013）年度に62年館2階及び図書館3階へ、平成26（2014）年度 家政学館1階 調理学実習室へ、平成28（2016）年度 家政学館2階調理学実習室及び83年館4階No.1音楽室（ML教室）へアクティブラーニング室（5室）の整備を行った。令和元（2019）年度は、地域創成学科で使用する2講義室及び1実習室内にアクティブラーニング設備（3式）を整備した。今後とも本学におけるアクティブラーニングの導入状況に対応しながら、必要に応じた点検整備を行っていく必要がある。

施設設備は、適切に維持管理されているが、3.11東日本大震災を教訓として大規模災害を想定

した備蓄、訓練、災害時対応マニュアルの整備等を継続的に実施していくこと、
又、地球温暖化防止につながる環境負荷削減は継続しつつ、SDGs（持続可能な開発目標）との関連を意識した幅の広い環境活動の展開を図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

貸与パソコン（Windows10 Home）資料

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

来るべく Society5.0 社会に向け、根幹にある人間生活の充実発展に寄与できる人材育成を目的に、積極的に ICT を活用し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づく、ICT 設備を整備している。

入学時に全ての学生に最新のノートパソコンを卒業まで無償貸与し、教育及び学生生活全般で ICT の積極的活用促進を行っている。

パソコン利活用に伴うすべての事項（使用方法、ソフトウェア、ハード障害等）に対応すべく情報教育アドバイザー（女性 1 名）を週 3 日間（火・水・木曜日）配置している。

また学生がネットワークに容易にアクセスできるように全ての教室に無線 LAN を整備し、学生自習室（談話室、マリールーム、オフタイム）には情報コンセント（1,200 個）及び無線 LAN を整備し、授業の中で ICT を活用できる環境を充実させている。

学内 LAN は基幹部分を 10GBase-SX 及び 1GBase-SX に、支線を 1000Base-T にするなど機器の更新を逐次行っている。インターネットとの接続については、国立情報研究所が提供する学術情報ネットワーク（SINET）・フレッツ回線を効率的に併用して接続している。

これらのネットワーク接続環境を利用し、Web ブラウザを通じてシラバス、休講・補講情報、授業教材などの修学に必要な様々な情報を学生に伝える学生ポータルサイトが導入されており、学生の自学自習や教職課程の履修カルテ運用・学生カルテなどに広く活用されている。

ネットワークの運用管理（情報セキュリティ対策含む）は、IT 管理・運営委員会とネットワーク管理者（外部委託）、教務部、管財部が一致協力のもと行っている。

全ての教室には、マルチメディア設備（マイク、DVD、VTR、液晶プロジェクター、OHC など）を備えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学はこれまで、e ラーニング・無線 LAN 環境の拡充・情報コンセント設備の整備・無償パソコン検定資格取得講座の開設・学内ポータルサイト(授業支援システム)による双方向システムの構築等、様々な ICT 学習環境の整備を実施してきた。しかしながら、無線 LAN アクセスポイントを増設したが、学生アンケートの結果より、学内の無線 LAN に対する評価が低い現状であったため、平成 30（2018）年度と令和元（2019）年度の 2 ヶ年で学生が多く集まる場所（マリールーム、オフタイム、ラウンジ等）を中心に無線 LAN アクセスポイントの増設整備を実施した。今後も拡大するニーズに適応した無線 LAN 環境の拡充・更新が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

事業報告書・財務の概要・主な財務比率比較

資産運用規程

事業報告書・財務の概要・主な財務比率

月末残高表

学校法人郡山開成学園中期計画（令和2年度～令和6年度）

令和2(2020)年度計算書類①、②、令和3(2021)年度予算書

令和3(2021)年度学校法人実態調査

事業報告書・法人の概要・収容定員充足率

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、令和元(2019)年度 429 百万円、令和 2(2020)年度 381 百万円、令和 3(2021)年度 389 百万円のそれぞれ支出超過となっており、大学の令和 3(2021)年度基本金組入前当年度収支差額も 116 百万円の支出超過となっている。恒常的な赤字状態に加え、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う風評被害の影響により、大幅な収支悪化状況が続いている。

このような状況から、収入面においては、令和 3(2021)年度からこれまで大きく定員割れが続いていた人間生活学科を生活科学科に改め、従来の 3 コース制を社会福祉専攻と建築デザイン専攻の 2 コース制に絞り込み、経営資源の効果的・効率的な活用により安定した学生数及び収入確保を目指した取組みが進められている。

特に社会福祉専攻においては、社会的ニーズの高いソーシャルワーカーの養成及び特別支援学校教諭の資格取得へ向けたカリキュラムが充実し、大学全体の収容定員充足率の改善・向上が期待できる環境が整備されている。

一方、支出面における人件費については、令和 2(2020)年度の法人全体の人件費比率が 71.7%、大学 69.9%、令和 3(2021)年度の法人全体の人件費比率が 70.0%、大学 68.7%と全国平均値を大きく上回っている等、収支悪化の大きな要因となっていることから、人件費削減を主体とした経費削減策の検討が鋭意行われている。

主な運用資産は、預金及び有価証券(外債)となるが、資産運用規程に則り、一定のリターン享受という運用効率性も踏まえながらも安全性を優先した運用を行っている。負債においては長短借入金もなく、退職給与引当金についても私立大学退職者財団加入者に関し、期末要支給額を基に、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の 100%を計上している。

また、教育研究経費の経常収入に占める割合を示す教育研究経費比率は、令和 3(2021)年度の法人全体が 41.2%、大学 38.4%と、経常収入の 20%程度を超えた水準となっており、教育研究活動の維持・充実の面からは適切な配分がなされている。

更にこれら教育研究経費及び管理経費の支出においては、その根幹をなす予算編成が予算の内示によるトップダウン方式とその後の各学科、部署とのヒアリング実施による積み上げ方式との併用をもってなされ、適正な経費配分と予算統制を踏まえた予算措置及び管理体制が構築されている。

なお、予算の執行状況については、主要科目の月計表(収支状況)、運用資産の残高表等とともに月報として、経理総括責任者である理事長に提出・報告されており、定期的な財的資源の管理も適切に行われている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

過去3年間の法人全体の教育活動収支差額は、令和元(2019)年度479百万円、令和2(2020)年度443百万円、令和3(2021)年度464百万円の支出超過となっている。また、大学の教育活動収支差額は、令和元(2019)年度154百万円、令和2(2020)年度139百万円、令和3(2021)年度129百万円の支出超過となっており、本業である教育活動収支バランスの不均衡状態が長らく続いている。

これに伴い運用資産も徐々に減少していることから、早急に実効性の高い経営改善計画の策定が求められる。令和2(2020)年度からスタートした中期計画の財務計画において、収支改善に向けた目標数値及び行動計画が示されているが、今年度事務局において本格的な経費削減実施を見据えた検討会が立ち上がり、各部署より削減予定額を含めた経費削減案が提出され経営改善の具体案が検討・協議されている。

大学各学科の令和3(2021)年度の収容定員充足率は、生活科学科63.3%、食物栄養学科82.9%と、定員に満たない状況が長らく続いており収支面への影響は大きい。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

恒常的な支出超過により運用資産が減少傾向にあることから、早急に収支バランスの改善を図ることが最重要課題である。収入面においては、学科改編に伴い収容定員充足率は令和元(2019)年度68.5%、令和2(2020)年度66.5%、令和3(2021)年度76.2%と回復傾向は見られるものの低水準に止まっており、更なる募集強化策の展開が重要となる。

支出面においては、人件費削減をメインとした経費削減策が検討され具体案が示されているが、現時点において実施に至っておらず、早急な取組み実現が不可欠である。

令和6(2024)年度までの中期計画(財務計画)は策定されているものの、最終年度の目標達成のためには、年度ごとの個別項目に係る評価及び進捗管理を十分に行っていく必要がある。また、経営環境の変化に伴い目標数値及び行動計画の見直し等は必要であり、中期計画(財務計画)のより柔軟性のある運用が今後の課題となる。

更に人件費削減を主体とした経営改善計画の策定が進められているところではあるが、計画実施に当たってはこれまで以上により積極的な経営の関与が求められることになり、その実現スピードが今後の経営改善のカギになるものと思われる。

令和3(2021)年度よりコースの見直しが実施された生活科学科の社会福祉専攻については、習得できる資格・免許内容が充実したものの、一般的な傾向として福祉関連業種への就業ニーズは総じて低いことから厳しい募集環境が続くことが予想され、徹底した志願者の掘り起こしが急務となる。同学科建築デザイン専攻については、以前より募集状況が芳しくなく、早急に再編等の将来像についての決断が求められる時期に来ているものと判断する。

また、食物栄養学科については、令和3(2021)年度の入学定員充足率が徐々に100%を超えた。この要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い地元を志向する学生が一時的に増加したことが考えられ、これまで合格者が低調に推移している管理栄養士国家試験の合格率向上を、引き続き最大の学科目標として募集強化を継続していく必要がある。

全国的な少子化現象や大都市圏大学への志願者ニーズの高止まりを考慮すれば、学生募集状況の大幅な好転は困難であることから、授業料等納付金について値上げ等により収入増強策の検討も今後の主要な検討課題となる。このような状況の下で、令和4(2022)年2月25日開催の理事会において、平成8(1996)年から据え置いてきた授業料等納付金の値上げについて議論が交わされ、令和4(2022)年度に値上げについて検討を行うこととされた。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

理事長の履歴書、個人調書

寄附行為第 11 条

理事会議事録

財産目録

貸借対照表

収支計算書及び事業報告書

評議会議事録

「理事・監事名簿」

『建学の意図その精神について』

「令和 3(2021)年度学校法人郡山開成学園組織図」

〔区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。〕

＜現状＞

大学設置法人の長である本学園の理事長は、昭和 39 年 4 月に学校法人郡山開成学園事務局総務付きに就任して以来、同年 8 月に学校法人郡山開成学園評議員に就任、昭和 42 年 4 月学園事務局企画秘書室長、昭和 49 年 4 月学園事務局総務部長（兼務）、昭和 59 年 4 月学園事務局長代理、平成元年 4 月学園事務局長、平成 6 年 3 月学園理事、同専務理事、平成 6 年 5 月学園理事長職務代理者、平成 7 年 4 月学園学园长代理、平成 15 年 11 月学園理事長、平成 23 年 3 月学園学园长に就任し現在に至っている。

また、教員歴については、昭和 43 年 4 月、郡山女子大学講師、昭和 51 年 10 月同大学助教授、平成 6 年 4 月同大学教授、平成 9 年 4 月附属高等学校校長代理、平成 15 年 4 月郡山女子大学学長代理・同短期大学部学長代理、平成 23 年 3 月郡山女子大学学長・同短期大学部学長、附属高等学校校長（平成 25 年 3 月まで及び令和 3(2021)年 4 月から令和 4(2022)年 3 月まで）、附属幼稚園園長（平成 25 年 3 月まで）に就任して現在に至っている。

以上の経歴が示すとおり、大学設置法人の長である理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を完璧に理解し、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、学園の発展に寄与している。

理事長は、寄附行為第 11 条に基づき学校法人を代表し、その業務を総理しており、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第 17 条第 3 項に基づき理事長によって招集され、理事長は寄附行為第 17 条第 7 項に基づき理事会の議長を務めている。

理事会は、寄附行為第 17 条に基づき適切に開催運営されており、議事録に示されるとおり、大学の運営に関する法的な責任があるという認識のもと、大学の発展のために必要な学内外情報の収集、私立学校法の定めるところに従った情報公開、学校法人運営及び大学運営に必要な規程の整備、第三者評価に対する役割に対する責任を負い、学校法人の業務を決し、寄附行為第 17 条第 2 項に基づき理事の職務の執行を監督している。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有する者が、寄附行為第 6 条、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 10 条第 2 項に準用されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

理事長は、建学の精神に基づき、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意志決定機関として適切に運営されている。

理事長は学長でもあることから理事会と教学組織との連携も円滑であり管理運営体制は確立されている。今後とも、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等に基づき、管理運営体制の質の向上が継続されていく必要がある。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

教授会議事録

教授会規程

諸委員会規程

「学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラムポリシー)

令和3(2021)年度入学者選抜実施要項

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

学修者本位の教育の実現のため、全学的な方向性に基づき、必要な指示や報告、情報が円滑にやりとりされる環境を構築し、学長はそのリーダーシップと権限に基づき、教学に係る実施に取り組み、「教育の質の保証」と「教育内容の充実・向上」に努め社会に対する責務を果たしている。

学則及び教授会規程に則り、教育研究上の審議機関としての教授会を定期的に開催して、学長が議長を務め、適切に運営し、審議の内容は議事録として記録・保管されており、教授会での議題案等は、学内ネットワークを用いて事前に出席者に周知している。

また、学長の諮問機関となる28委員会を設置して、教員、事務局職員が一体となって、建学の精神をもとに、学習成果と3つの方針の具現化、ならびに学生支援の充実に向けて様々な取組を行い活動している。

職制及び各委員会規程に基づき各部署及び各委員会はPDCA表に沿って教育業務を進め、前期終了時に中間報告を行い、学長がこれを点検・評価した結果を後期運営に活かし、全教職員が出席のもとに年度末のPDCA報告会を実施して質疑応答を行うなど、透明性の高い運営を心掛けている。また、学長は学園教育充実研究会を主導し、教員、事務局職員に対して、FD・SD活動を通して資質の向上を図るための仕組みを奨励し、人材育成を強化するとともに、常に点検・評価を伴う教学運営体制を確立するための努力をしている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学修成果の獲得と三つの方針の具現化に向けて、教授会や各委員会の活動を奨励して一定の効果を得ているが、より一層の効果上げるためには、なんといっても人材の育成が喫緊の課題である。教授能力とともに企画力、推進力等の事務能力が高い人材は限られており、一部の教職員に業務が集中している懸念がある。

学長指導の下に自己点検・認証評価委員会が主導して「業務の平準化」に取り組み、各教員がもれなく委員会に所属するような組織づくりをしているが、リーダーシップを発揮できる人材が不足しているため、さらなるFD・SD活動の強化を推進して、教職員の資質の向上を図る必要がある。

また、地域に存在する大学の在り方として、地域社会との深い連携が求められていることを認識し、これまでも多面にわたり学生・教職員が地域貢献のための取り組みを行っているが、各学科の専門的な学修の成果が、より一層地域社会への貢献に結びつく様に積極的に取り組んでいきたい。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

『学校法人郡山開成学園寄附行為』（第 16 条・第 20 条・第 22 条）

「学校法人実態調査」内の「監事の職務実行状況」

理事会議事録

評議会議事録

理事会名簿

評議員名簿

郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部ホームページ

学園報である「開成の杜」

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、寄附行為第 16 条に基づき、法人の業務及び財産状況について監査を行っている。寄附行為第 16 条には、私立学校法第 37 条第 3 項の規定、①法人の業務を監査すること、②法人の財産の状況を監査すること、③理事の業務執行の状況を監査すること、④法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること、⑤第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、⑥前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること、⑦法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること、が反映されている。

これに従って監事は、各議事録で確認できるように理事会及び評議会に出席して意見を述べると共に、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出している。この監事の業務によって、学校法人会計基準に基づいた経理処理の適正性や継続性、経営内容の健全性、安全性、適切性が検証されている。

また監事は、会計監査内容の報告を受ける等、公認会計士と連携した体制をとっており、適正な監査が円滑に進められるための役割を果たしている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関として適切に運営している。]

<現状>

本学園の評議員会は、私立学校法第 41 条の規定に従った寄附行為第 20 条に基づき組織されている。評議員の定数は、寄附行為第 20 条第 2 項によって「評議員会は、21 人以上 25 人以内の評議員をもって組織する」と定められており、理事の定数は、寄附行為第 5 条によって「理事 9 人以上 12 人以内」と定められている。評議員会は現員 22 人で構成され、理事会は現員 9 人で構成されている。これより、評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項の規定に則り、理事の定数の 2

倍を超える数の評議員をもって組織されている。

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条の規定に従った寄附行為第 22 条に定められており、評議員会は寄附行為の規定により適切に開催運営されている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

<現状>

本学においては、各学科において、積極的に研究の成果を広く地域に還元し、地域貢献に取り組んでいるところである。以下、各学科の活動の例を記載する。

生活科学科社会福祉専攻においては、本宮市高齢者いきいき交流事業など、高齢者福祉に関する学修成果を地域の福祉活動に還元している。建築デザイン専攻においては、地域の貴重な建物を調査・研究することにより、これまで9棟の文化財登録に関わり、未来に残すことに貢献してきている。三春町との共同で開催している三春たてもの探検 2021 では、有形登録文化財である建築物の魅力を地域に知ってもらう活動を展開した。

食物栄養学科においては、市民フォーラムを毎年開催し研究成果を地域に還元しているが、特にコロナ禍の中においては、オンラインを活用することによりいままで以上に広い範囲に提供することが可能となった。また、葛尾村との連携により村内の農場でエゴマを栽培・収穫し、さまざまな商品開発を行っている。それだけにとどまらず、村内の行事にも積極的に参加し、地域の人々と交流することにより、物心両面において震災からの復興に大いに貢献しているところである。ほかにも地元の農業協同組合（JA）や企業との連携による商品開発を積極的に展開するなど、管理栄養士養成校として、学生の学修機会を広げるとともに、地域社会にも貢献しているところである。

以上のような高い公共性を有し、社会的責任を積極的に果たしている活動は、本学のホームページに掲載することにより広く周知を図っているところである。

また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく「教育情報」については、公表すべき教育研究活動等である、①大学の教育研究上の目的及び卒業又は修了の認定、教育課程の編成・実施、入学者受入のそれぞれの方針、②教育研究上の基本組織、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学及び就職等の状況、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了のための認定基準、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境、⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用、⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援、に関する情報を、積極的に社会へ発信するため、学園ホームページに公開している。

私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づく「財務情報」及び「監査報告書」については、令和 2(2020)年度決算の概要として、①財産目録、②貸借対照表、③資金収支計算書、④活動区分資金収支計算書、⑤事業活動収支計算書、⑥監査報告書を学園ホームページに公表・公開するとともに、学園報である「開成の杜」にもそれらの情報を毎年掲載するなど、説明責任を果たしているところである。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事による監査業務は、適正に実施されている。今後は、経理システムや資産管理システムを改善・向上させることにより、監査業務の支援体制を強化し、監査機能、監査内容の充実をはかる。

評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、適正な内容の審議を実施しており、今後においてもこの状態を継続・維持していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回「改善を要する点」とされた内容は、次のとおりである。

入学者の決定を行うに当たり合否判定会議で審議し学長が決定しているが、教授会の意見を聞いていないので、学則にのっとって行うように改善が必要である。

入学者の決定を行うに当たり、教授会の意見を聞くことを明確にするため、「郡山女子大学大学院・郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部入学者選抜に関する規程」を平成 29(2017)年 4 月 1 日に変更した。

変更後の本規程第 9 条では、「合格者の選考は、合否判定会議の意見により学長が決定する」ことが明記され、さらに第 2 項で合否判定の委員となる者が明記されている。この合否判定会議の委員の意見が教授会の意見を代表することを明らかにするため、第 3 項にて「合否判定会議の委員は、教授会によって承認を受け、教授会の意見を代表する」ことを明記した（資料 3-3-01）。変更後の規程は平成 29(2017)年度 4 月 1 日より施行されている。

以上の規程の変更および施行により、入学者の決定を行うに当たり教授会の意見が反映されることとなり、「改善を要する点」について所定の改善が行われたものと認識している。